

鳥 栖 市 地 域 防 災 計 画

資 料 編

（ 令和7年10月 改訂版 ）

鳥 栖 市 防 災 会 議

目 次

1	これまでの風水害の状況	1
2	調査・報告	
(1)	参集記録簿	8
(2)	概況調査票	9
(3)	災害調査表	10
(4)	火災・災害等即報要領	17
ア	第1号様式(火災)	28
イ	第2号様式(特定の事故)	29
ウ	第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)	30
エ	第4号様式(その1) 災害概況即報	31
オ	第4号様式(その2) 被害状況即報	32
(5)	災害報告取扱要領	33
ア	第1号様式 災害確定報告	37
イ	第2号様式 災害中間年報	38
ウ	第3号様式 災害年報	39
3	災害派遣・応援協力	
(1)	「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊部隊の長	40
(2)	自衛隊災害派遣	
ア	派遣要請依頼文	41
イ	撤回要請依頼文	42
(3)	鳥栖市が締結している協定	43
(4)	水道事業に関する協定	44-1
(5)	鳥栖・三養基地区消防事務組合が締結している協定	44-2
(6)	佐賀県が締結している協定	45
(7)	公用令書(別記様式第5～別記様式第9)	54
4	避難対策	
(1)	自主防災組織結成状況	57
(2)	自主避難所(町区公民館等)	57
(3)	自主避難所(公共施設)	58
(4)	指定緊急避難場所	58
(5)	指定避難所	59
(6)	協定による避難所	60
(7)	要配慮者避難受入れ要請先	61
(8)	避難者台帳	62
(9)	避難者世帯票	63
(10)	避難所日誌	65
(11)	唐津市原子力災害対策対応避難(行動計画)地区別避難場所	66
(12)	避難等に関するO I L	68

5 災害救助

(1) 災害救助法による救助内容	6 9
(2) 災害救助法様式	
ア 被害状況調(様式1)	7 5
イ 災害救助費概算額調(様式2)	7 6
ウ 市町村別被災世帯状況調(様式3)	7 7
エ 何年度災害救助基金報告書(様式5)	7 8
オ 救助の種目別物資受け払い状況(様式6)	7 9
カ 避難所設置及び収容状況(様式7)	8 0
キ 応急仮設住宅台帳(様式8)	8 1
ク 炊出し給与状況(様式9)	8 2
ケ 飲料水の供給簿(様式10)	8 3
コ 物資の給与状況(様式11)	8 4
サ 救護班活動状況(様式12)	8 5
シ 病院診療所医療実施状況(様式13)	8 6
ス 助産台帳(様式14)	8 7
セ 被災者救出状況記録簿(様式15)	8 8
ソ 住宅応急修理記録簿(様式16)	8 9
タ 生業資金貸付台帳(様式17)	9 0
チ 学用品の給与状況(様式18)	9 1
ツ 埋葬台帳(様式19)	9 2
テ 遺体処理台帳(様式20)	9 3
ト 障害物除去の状況(様式21)	9 4
ナ 輸送記録簿(様式22)	9 5
ニ ①令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況(様式23)	9 6
ヌ ②令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況(様式24)	9 7
ネ ③扶助金の支給状況(様式25)	9 8
ノ ④損失補償費の状況(様式26)	9 9
ハ 法第34条の補償費の状況(様式27)	1 0 0
(3) 災害救助の実施に伴う台帳等の様式	
ア 救助日報(様式28)	1 0 1
イ 救助実施記録日計票(様式29)	1 0 3
ウ 救助の種目別物資受払状況(様式30)	1 0 5
エ 遺体の搜索状況記録簿(様式31)	1 0 6
オ 賃金職員等雇上げ台帳(様式32)	1 0 7
(4) 行方不明者搜索票(様式33)	1 0 8
(5) 行方不明者搜索名簿(様式34)	1 0 9

6 風水害

(1) 雨量観測所	1 1 0
(2) 水位観測所	1 1 1
(3) 水位模式図	1 1 1
(4) 洪水予報	1 1 2
(5) 水防警報	1 1 3
(6) 水防信号及び標識	1 1 4
(7) 夜明ダム放流情報の伝達先	1 1 5

(8) 水防警報及び氾濫注意情報等の伝達先	1 1 5
(9) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒等区域内の要配慮者利用施設	1 1 6
(10) 水防倉庫設置状況	1 2 1
(11) 水防活動等報告様式	
ア 水防活動状況報告	1 2 2
イ 一般被害一覧	1 2 3
ウ 避難状況報告	1 2 4
エ 水防活動実施報告	1 2 5
(12) 重要水防箇所評定基準（国土交通省関係）	1 2 7
(13) 重要水防箇所指定基準（県河川）	1 2 9
(14) 重要水防箇所危険度評定基準（県河川）	1 2 9
(15) 河川等水防箇所	1 3 0
(16) 排水ポンプ及び水こう門設置箇所	1 3 4
(17) 防災ダム設置箇所	1 3 6
(18) 河内ダムの水防体制	1 3 7
 7 土砂災害	
(1) 土砂災害警戒区域等	1 3 8
(2) 山地災害危険地区	1 5 2
 8 緊急輸送	
(1) 緊急通行車両以外の車両通行止標示	1 5 4
(2) 緊急通行車両標章	1 5 5
(3) 緊急通行車両確認証明書	1 5 5
(4) ヘリポート設置箇所	1 5 6
 9 生活支援	
(1) 物品等受払簿	1 5 7
(2) 義援金品領収書	1 5 8
(3) 罹災・被災証明願	1 5 9
(4) 罹災証明書	1 6 0
(5) 応急仮設住宅建設候補地	1 6 1
 10 環境・衛生	
(1) 鳥栖市災害廃棄物処理計画【概要版】	1 6 2
(2) 遺体調書	1 6 6
(3) 遺体遺留品処理票	1 6 7
(4) 佐賀県広域火葬計画（一部抜粋）	1 6 8
 11 通信	
(1) 防災無線	1 6 9
(2) 防災無線操作方法	1 7 0
(3) 非常通信対応マニュアル（一部抜粋）	1 7 3
(4) 災害用伝言サービス	1 7 5
(5) 特設公衆電話設置箇所	1 7 7

12 連絡先

- (1) 防災関係機関 1 7 8
- (2) 報道機関（市政記者クラブ） 1 8 1

13 条例等

- (1) 鳥栖市防災会議条例 1 8 2
- (2) 鳥栖市災害対策本部条例 1 8 3
- (3) 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例 1 8 4
- (4) 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 1 8 7
- (5) 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例 1 9 0
- (6) 鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例 1 9 1
- (7) 鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則 1 9 3
- (8) 急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例 1 9 6

これまでの風水害の状況

1 大雨

(1) 雨の強さと降り方

1 時間雨量	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
1 0 mm 以上～ 2 0 mm 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
2 0 mm 以上～ 3 0 mm 未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
3 0 mm 以上～ 5 0 mm 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
5 0 mm 以上～ 8 0 mm 未満	非常に激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り続く。)	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。 マンホールから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
8 0 mm 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要。

(2) 被害をもたらした主な大雨

- 1953（昭和28）年6月24日～29日（雨量は、土木事務所観測）

連続雨量：663.2mm、最大24時間雨量：260.9mm、最大時間雨量：45.3mm

筑後川、大木川、安良川が決壊し、死者1名、行方不明者1名、流失9棟、浸水705棟（旧鳥栖町、麓村、旭村の集計。基里村、田代村は資料無し）、また、下野町では1ヶ月冠水するなど鳥栖市最大の被害をもたらした。

今までもこれほどの被害を出した災害はなく、「28水」という名称で市民の記憶に残っており、浸水した各町の公民館には、浸水した高さをあらわすパネルも設置されている。

【昭和28年水害の記録】

日時	鳥栖町の記録	日時	基里村の記録
6/26 1:00	○浸水、家屋流失の恐れあるため、消防団出動、町長以下役場職員も警戒に当たる。 ○大木川増水で新設堤防が溢水、酒井高田間の国道3号線は濁流で通れず。 ○轟木川も増水、田と川の見境つかず。 ○小原川の氾濫で、鳥栖劇場付近の消防用水扉は止む無く破壊して、家屋流失に備えた。	6/26 3:00	○6月25日朝より降り続いた豪雨は、翌26日未明になって筑後川の氾濫により、大木川、秋光川、その他全河川が氾濫し、危険状態となる。 ○非常サイレンにより、役場全吏員と消防団を非常召集。
8:00現在 8:30 9:10	○真木床下浸水15戸。 ○佐賀測候所より大雨特報来電。 ○轟木消防より、浸水の連絡。 ○専売公社前市場浸水。 ○ドン・ドン・オテ（本通り南側の路地）の排水溝の一部を破壊。 ○大木川鳥の里橋下の堤防決壊。	6:00	○大木川は、堤防改修工事が酒井部落の下まで完成していたが、酒井東部落は床上に浸水。 ○酒井西村下の通称六地藏附近は、大木川改修工事完成箇所と旧堤防附近で決壊。 ○六地藏附近の大木川左岸が決壊。濁流は西に向かい、みるみる内に増水。 ○酒井東、水屋方面は、住家ほとんど浸水。牛馬の避難を開始。 ○消防団は、必死に防水工事にあたるが、大木川左岸は氾濫。濁水は、堤防を越して川に逆流。

10:10	○前川土手西側決壊の恐れ。 ○赤江の西 2 0 0 m の堤防危険につき、杭送る。		
10:40	○杭 5 0 本、吠（かます） 2 0 0 の依頼。 ○本部で昼食炊出し。		
10:43	○大木川酒井西堤防 5 0 m、水屋高橋手前決壊の恐れ。安楽寺南堤右岸噴出、高田は両端から浸水、危険状態。		
11:00	○安良川堤防決壊の報告。 ○酒井西から避難 1 2 名が今泉着。 ○麓村からトラックで応援に来る。 ○大野製材所・松永製材所共に杭無く、土木事務所より 4 5 本入る。 ○高田より電話で、「大木川へ逆流しつつあり。」 ○炊出しを専売公社に依頼。快諾を得る。	11:00	○宝満川は瑞間方面が決壊。秋光川は堤防上に氾濫し、堤防は 3 ヶ所寸断。このため、酒井東区方面は浸水が軒下に達し、大木川また右岸左岸ともに寸断。
12:07	○高田の水位、1 時間あたり 1 5 . 6 cm 増水。		
13:00	○県経済部長水害見舞いに来町。赤江西側堤防は取り止め困難。		
13:30	○高田分教場校舎入り口の水位。 ○鳥栖小西側石垣破壊。北側 2 階建て校舎危険。		
14:30	○高田分教場床下浸水。助役、伊東教委長、大島団長ら視察へ。		
15:18	○筑後川 6 . 5 m、大木川 6 m 決壊。 ○赤江堤防補強に杭 2 0 0 本の急送依頼。	16:00	○八坂橋下の大木川右岸の堤防決壊は、その下流域の救命路を断つような事態に至る。 ○西、東両部落方面に出動していた議長、助役、団長、村議、吏員等酒井部落に孤立。救出する船もない。 ○女子職員と婦人会員により給食炊出し。この運搬は、舟を使用しなければならないが、舟が意のままにならず、酒井両部落の給食に成功したのみで、水屋、赤川方面は連絡もできない状態。 ○重田、飯田にも浸水。救助を求める叫びが八坂橋に聞こえるが、施す手だてがない。 ○酒井西の増水甚だしく、浸水軒下に達す。
16:20	○高田分教場床上浸水の報告後、電話途絶える。		
16:30	○旭村役場より連絡、赤江西方旭村の堤防決壊。 ○高田分教場の畳から 3 0 cm 余り上まで浸水。 ○赤江は危険を脱するが、新浜は漏水で危険。		
17:45	○警察より連絡。酒井西の堤防決壊。		
18:45	○千歳橋付近決壊につき、高田、安楽寺、真木増水の恐れ。		
19:25	○鳥栖大木川堤防決壊のため、藤木、本鳥栖で半鐘を鳴らす。		
19:40	○高田駐在所より連絡。住宅は天井まで浸水、日田方面からの流木で家が 1、2 軒倒壊。		
20:00	○避難用の船不足のため、イカダを組む一方、保安隊（自衛隊の前身）の鉄船手配を地方事務所へ依頼。	21:00	○いよいよ危険となり、残留組は筏隊を組織。これに曾根崎区民及び桜町消防団が参加。救助作業に当たる。
21:20	○警察署長より、高田で家屋の流失始まる。 ○真木、増水のため避難準備を依頼。		
22:05	○高田駐在所床上浸水。		
22:25	○地方事務所より 1 トン半の発動機船が来るとの連絡。		
22:40	○真木 3 分の 2 浸水。		
22:55	○真木で火災。連絡不能。		
6/27 9:30	○高田、安楽寺、新浜、真木へ役場吏員が朝飯配達。 ○南川副村の漂流民 4 人、藤木、大石司郎氏宅に収容。	6/27 2:00～ 3:00 夜明け頃	○増水が絶頂に達し、八坂橋においても大木川の水が堤防上にまで氾濫。筏隊は決壊の激流箇所よりの濁流で棹が流され、筏の転覆事故等が続出。 ○酒井西、東に孤立していた助役以下、ようやく危地より脱出。 ○舟を操り、脱出して来た避難民を基里小学校に収容。 ○水屋、赤川に消防団により給食を完了。 久留米保安隊は、久留米医大病院の患者収容

15:15	○豪雨特報解除。		基地として八坂橋に陣取る。
16:55	○町より保安隊へ舟艇使用申し込み。		○学校の避難者が益々増加。
19:15	○舟艇3艇到着。		
	○ゴム舟艇1艇到着。		
	○鳥栖町災害対策本部を編成。	6/28	○議員、区長、農協長、農業委員長により災害対策協議会を開く。
6/29	○戸塚建設大臣来鳥の報。		○浸水は幾分減水したようだが、酒井西、東、水屋、赤川は、浸水したまま施す術がない。
	○高田灌水機家屋流失。	6/29	○博多港よりモーター船一隻を供用。水屋・赤川方面に連絡。
	○衆参議員慰問団来町。		○酒井東、西、赤川の避難者は、学校に収容。
6/30	○麓村長以下水害見舞いに来町。	6/30	○降りに降った雨もやっとあがり、人家も高い所では、水が引き始めたが、水害の惨情は目を覆うばかりである。
	○地方事務所経由で駐留軍へ災害状況報告。		
	○県対策本部より木炭20俵届く。		
	○町長、各種団体代表、斎藤医師が災害視察。		
	○参議院水害視察団に陳情。		
	○鳥栖町衣料店より衣料92点寄贈。		
	○県広報課より水害調査。		
	○25日からの炊出しは30日夕食で打ち切る。		
7/1	○鳥栖町罹災者対策諮問委員会が発足。	7/1	○晴。救援物資は東京を始め、各方面より来た。配分に万全を期す。本日を以て減水したので、避難収容所を閉鎖。
	○衆議院視察団来町。		
7/2・3	○罹災者の実態調査。	7/2	○区長会を招集し、復旧対策協議会を開き、決壊箇所の応急修理を区役をもって実行することとする。
		7/3	○知事一行が来村し、被害状況を視察。
		7/4	○保安隊70名来村。小学校に宿泊し、決壊道路の修理にあたる。各河川の応急修理を開始するための区役出動。農村部長来村。
7/5	○県議会より水害視察。	7/5	○県議団一行来村視察。
7/6	○大野国務大臣来鳥。郡内町村長陳情。	7/6	○大野災害本部長来村。村長詳細報告。
		7/7	○小雨降り続く。復旧工事のため、区役出動。
		7/8	○小雨。復旧工事のため、区役出動。
		7/9	○小雨。復旧工事のため、区役出動。
		7/10	○復旧区役出動。
		7/11	○復旧工事。
7/14 ~20	○消防団員による国・県道の補修作業。	7/16	○小学校、保育園に宿泊していた保安隊は、六地藏の決壊箇所の復旧を終り、北茂安に移動。消防団が道路復旧。
		7/17 18:00頃	○大雨。消防団道路復旧工事。 ○酒井東の秋光川堤防並びに大木川の酒井村

		19:30	上の右岸が修理箇所より決壊。 ○消防の非常召集。
		7/18	
		2:00	○決壊箇所の堰止めに成功。
		3:30	○再び決壊。酒井東・水屋部落浸水。 ○酒井西、東、水屋は、消防団にて決壊箇所の復旧工事。他の消防団は道路復旧工事。田代駅前より砂利を運ぶ。
		7/19	○小雨。消防団の道路復旧工事は、本日をもって完了。
		7/20	○雨。決壊箇所の復旧工事のため区役出動。村にて救援野菜を全村より集める。
		7/21	○雨。復旧工事区役出動は、曾根崎、原、酒井。
		7/22	○雨後曇。復旧工事は、大木川左岸一、右岸一、秋光川一となる。区役続行。村内の救援野菜配分。村長が醤油七樽など地方事務所よりの救援物資を配分。
		7/23	○晴。復旧工事八割完成。区役出動。午後、地方事務所より救援物資の衣類並びに野菜類来る。即日配分。量表見本来る。水屋、酒井西、東に発注。
		7/24	○晴。復旧工事続行。区役出動。罹災地の田植は決壊箇所を除き殆ど終了。苗不足のために藤津郡、西松浦郡方面より救援苗を三輪車にて配布。なお、不足の分は、災害と共に蔭付けた二番苗を使用。
		7/25	本日をもって、災害復旧工事完了。区役打ち切り。

※資料：「栖」～『鳥栖公民』「水害要録」～、基里村役場～豪雨に依る災害記録～

- 1962（昭和37）年7月1日～8日（雨量は、土木事務所観測）

連続雨量：553.4mm、最大24時間雨量：203.8mm、最大時間雨量：32.0mm

秋光川、前川の堤防が決壊し、水田の流失、冠水、がけ崩れによる林道や民家の被害が続出した。（詳細な数値資料なし）

- 1972（昭和47）年7月9日～7月13日（雨量は、土木事務所観測）

連続雨量：636.5mm、最大24時間雨量：138.5mm、最大時間雨量：40.5mm

家屋浸水65箇所、地すべり11箇所、橋梁破損3箇所、河川の破損、水田の冠水、農産物被害多数等市内全域に被害をもたらした。

- 1980（昭和55）年8月28日～8月31日（雨量は、土木事務所観測）

連続雨量：349.5mm、最大24時間雨量：185.5mm、最大時間雨量：33.0mm

安永田ため池堤防の決壊、道路被害13箇所、河川被害5箇所、家屋浸水65箇所等の被害が発生した。

- 1982（昭和57）年7月23日～7月25日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：246.5mm、最大24時間雨量：235.0mm、最大時間雨量：30.5mm

安良川が決壊し、車が流失したのをはじめ、家屋浸水70箇所、道路被害30箇所、河川被害5箇所、さらにがけ崩れ等により11世帯35人が避難するなどの被害が発生した。

- 1990（平成2）年6月28日～7月2日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：317.5mm、最大24時間雨量：201.5mm、最大時間雨量：41.5mm

安良川が決壊したのをはじめ、道路被害29箇所、河川被害4箇所、橋梁被害2箇所、さらに水路の崩壊等の被害が発生した。

- 2019（令和元）年8月27日～28日の大雨（令和元年佐賀豪雨）
8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。

8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者3名、意識不明を含む重傷者3名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊759棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。

- 2021（令和3）年8月11日～8月19日（雨量は、佐賀地方气象台）
連続雨量：1031mm、最大24時間雨量：332.5mm、最大時間雨量：55.5mm

8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。この影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、11日からの総降水量が、多いところで1400mmを超える記録的な大雨となった。

8月12日は、九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400mmを超える大雨となった。

8月13日は、中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で日降水量が8月の値の1位を更新するなど、記録的な大雨となった。

8月14日は、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、嬉野市で24時間降水量555.5mmを観測し、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は長崎県、佐賀県、福岡県、広島県を対象とした大雨特別警報を発表した。

- 2023（令和5）年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨）
7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。
7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80mm以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前

8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。

この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。

県内の被害は、人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟に及んだ。

2 台風

(1) 台風の大きさと強さ

【台風の大きさの階級】

風速15m/s以上の半径	500km以上800km未満	800km以上
階 級	大型（大きい）	超大型（非常に大きい）

【台風の強さの階級】

最大風速	33m/s以上 44m/s未満	44m/s以上 54m/s未満	54m/s以上
階 級	強い	非常に強い	猛烈な

(2) 佐賀県に大きな被害をもたらした主な台風（数値は、佐賀地方気象台観測値）

○ 1945（昭和20）年9月16日～17日（枕崎台風）

17日枕崎に上陸した台風第16号は、時速50～60kmの速度で九州を横断し広島付近から日本海に出、能登半島を経て奥羽を横断して太平洋に出た。

佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速18.8m/sを観測した。総降雨量は、三瀬地方で16日～17日の雨量が680mmを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。

死者行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。

○ 1949（昭和24）年8月15日～18日（ジュディス台風）

九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄り向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、15日～18日の総降水量は古湯地域で760mmを超えた。

死者行方不明者は佐賀郡、小城郡を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。

○ 1991（平成3）年9月13日～14日（台風17号）

沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して14日午前5時頃長崎市付近に上陸した。

佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風54.3m/sの最大瞬間風速（観測史上1位）を観測した。

この台風の影響により、佐賀市と七山村で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

○ 1991（平成3）年9月27日（台風19号）

マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。

佐賀県では27日午後正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風52.6m/sの最大瞬間風速（観測史上2位）を観測した。

台風第17号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34、208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

○ 2006（平18）年9月16日～18日の台風（台風第13号）及び秋雨前線豪雨

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風50.3m/sの最大瞬間風速（観測史上3位）を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124、100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mm、唐津市枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲に渡って水稻や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稻については過去最悪の作況指数となった。

3 竜巻

○ 2004年（平成16）年6月27日

（佐賀地方気象台 災害時自然現象報告書2004年第1号より抜粋）

発生時刻：7時50分前後、移動方向：北東方向、移動速度：不明、
被害から推定される風速：藤田スケールF1（風速33～49m/s）

鳥栖市立石町から鳥栖市平田町までの長さ約500m、幅約40mの地域と鳥栖市山浦町麓老人福祉センター付近から北東方向へ約100m、幅20mの2つの離れた地域で被害が確認された。

被害状況（平成16年7月5日現在）

家屋被害：一部損壊27戸、ハウス被害：倒壊4棟、一部破損1棟、
停電：約250戸（鳥栖市平田町）

参集記録簿

整理番号

[illegible]

※ 参集後に各自で記入し、各部局の主管課が取りまとめて、随時総務課へ提出のこと。

概況調査票

整理番号

報告者氏名		部課名等	部・局	課・室・局
報告日時	月 日 () 時 分	状況把握日時	月 日 () 時 分	
状況把握場所				
●参集時に把握した情報 〔 自宅付近の状況、道路の状況、建物被害の状況、救助者の有無、火災の発生状況、その他 気づいたこと ※火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡すること。 〕				
●地図・略図				

※参集後に各自で記入し、各部局の主管課が取りまとめて、随時総務課へ提出のこと。

災害調査表

災害名		発生年月日		報告者名		受付年月日		
番号	住 所	建物の 用途・ 面積	世帯 人員	人的被害		住家被害	その他 被 害	被害の概要
	世 帯 主 氏 名							
	店舗・事業所名等（電話番号）							
		m ²	人	死者	人	全 壊	水 道	
	行方不明者			人	半 壊	電 話		
	負傷者				一部破損	電 気		
				重傷	人	床上浸水	ガ ス	
				軽傷	人	床下浸水	ブロック塀	
		m ²	人	死者	人	全 壊	水 道	
	行方不明者			人	半 壊	電 話		
	負傷者				一部破損	電 気		
				重傷	人	床上浸水	ガ ス	
				軽傷	人	床下浸水	ブロック塀	
		m ²	人	死者	人	全 壊	水 道	
	行方不明者			人	半 壊	電 話		
	負傷者				一部破損	電 気		
				重傷	人	床上浸水	ガ ス	
				軽傷	人	床下浸水	ブロック塀	
		m ²	人	死者	人	全 壊	水 道	
	行方不明者			人	半 壊	電 話		
	負傷者				一部破損	電 気		
				重傷	人	床上浸水	ガ ス	
				軽傷	人	床下浸水	ブロック塀	

- ※ 1 この調査は、災害対策本部からの指示後、3日以内に作成し報告すること。
- 2 人的被害、住家被害、その他被害については、該当するものを○で囲むこと。該当するものがない場合は、被害の概要欄に該当するものを記入すること。

災害調査表（人的被害、建物被害、厚生被害等）

（単位：千円）

被害種別			単位	被害状況	被害額	備考		
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
	重傷		人					
	軽傷		人					
	合計		人					
建物被害	住家	全（焼・壊・埋）	戸数	戸				
			世帯数	世帯				
			人員	人				
		流失	戸数	戸				
			世帯数	世帯				
			人員	人				
		半（焼・壊・埋）	戸数	戸				
			世帯数	世帯				
			人員	人				
		一破部損	戸数	戸				
			世帯数	世帯				
			人員	人				
		浸水	床上	戸数	戸			
				世帯数	世帯			
				人員	人			
			床下	戸数	戸			
				世帯数	世帯			
				人員	人			
		計	戸数	戸				
			世帯数	世帯				
			人員	人				
	非住家	全壊（焼・埋）		棟				
		半壊（焼・埋）		棟				
		一部破損（焼・埋）		棟				
	建物合計							
	厚生・医療施設等	社会福祉施設		箇所				
		環境衛生施設	衛生施設	箇所				
その他			箇所					
医療施設		箇所						
合計								
総計								

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（商工被害、上下水道被害等）

（単位：千円）

被害種別		被害状況	被害額	備考
商工関係	商 業			
	工 業			
	鉱 業			
	観光施設			
	そ の 他			
	計			
ライフライン関係	上 水 道			
	下 水 道			
	電 気			
	電 話			
	ガ ス			
	そ の 他			
	計			
そ の 他				
合 計				

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（農林業被害）

被害種別			被害面積 (ha)	被害量 (t・棟・箇所・m)	被害額 (千円)	備考
農 業	農地	田（流出・埋没）				
		畑（流出・埋没）				
		樹園地（流出・埋没）				
		合 計				
	農畜産物	農作物	水 稻			
			麦 類			
			雑穀、いも、豆類			
			野 菜			
			果 樹			
			工 芸 作 物			
			飼 料 用 作 物			
			花 卉			
			茶			
			そ の 他			
			計			
		樹体	果 樹			
			茶 樹			
			計			
		家畜	家 畜			
			畜 産 物			
			計			
		合 計				
	施設	農協等	共同利用施設(事務所含む)			
			在 庫 品			
			計			
		利用施設	耕 種 関 係			
			園 芸 関 係			
			畜 産 関 係			
			そ の 他			
			小 計			
		農業用施設	水 路（崩壊）			
			農 道（崩壊）			
			橋 梁（流出）			
			頭 首 工・井 堰			
			揚 ・ 排 水 機			
			た め 池 等			
			農 地 保 全			
			そ の 他			
			計			
		合 計				
	農 業 合 計					
林 業	林地	崩 壊 地				
		地 す べ り 地				
		合 計				
	施設	治 山 施 設				
		林 道				
		林 産 施 設				
		苗 畑 施 設				
		合 計				
	林産物	木 材				
		そ の 他 の 林 産 物				
		種 苗				
		林 産 物 間 接 被 害				
		そ の 他				
		合 計				
	林 業 合 計					
	総 計					

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（土木被害）

(単位：千円)

被害種別	公共災害						単独災害						国直轄災害		合計		備考
	県工事		市工事		計		県工事		市工事		計						
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	
道路																	
橋りょう																	
河川																	
砂防																	
崖崩れ																	
堆積土砂																	
その他																	
計																	
公営住宅																	
合計																	

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（文教被害等）

（単位：千円）

被害種別		学 校								社会教育施設		体育施設		その他		合 計	
		小学校		中学校		高等学校		計									
		箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
建物	全 壊																
	半 壊																
	一部破損																
	床上浸水																
	床下浸水																
	小 計																
土地	埋 没																
	流 失																
	崩 壊																
	小 計																
教 材 等																	
そ の 他																	
計																	
文 化 財																	
合 計																	

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（出勤人員）

月日	市職員		消防職員		消防団員		一般住民等		人員計
	人員	活動内容	人員	活動内容	人員	活動内容	人員	活動内容	
合計									

- ※ 1 人員は、1日ごとに実人数で計上すること。
 2 活動内容は、具体的に「遭難者捜索」「水防活動」「危険箇所パトロール」「応急復旧工事」等の内容を記入すること。

火災・災害等即報要領

					〔 昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官 〕
改正	平成	6年	12月	消防災第279号	
	平成	7年	4月	消防災第83号	
	平成	8年	4月	消防災第59号	
	平成	9年	3月	消防情第51号	
	平成	12年	11月	〔 消防災第98号 消防情第125号 〕	
	平成	15年	3月	〔 消防災第78号 消防情第56号 〕	
	平成	16年	9月	消防震第66号	
	平成	20年	5月	消防応第69号	
	平成	20年	9月	第166号	
	平成	24年	5月	消防応第111号	
	平成	29年	2月	消防応第 11号	
	平成	31年	4月	消防応第 28号	
	令和	元年	6月	消防応第 12号	

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

（1）「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った

市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告を行うものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像

情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告することができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建造物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原

子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、家事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
- 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e, f 又は g のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

と。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接速報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初期段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式その2（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式（火災）

		第 報	
		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
消防庁受信者氏名		市 町 村 (消防本部名)	
※特定の事故を除く。		報 告 者 名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出 火 場 所				
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分)	
火元の業態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所		出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由		
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼 損 程 度	焼損棟数 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数	世帯	気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先年とし可能な限り（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人		
			重 症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関		出 場 人 員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)		台人	
		消 防 団		台人	
		消防防災ヘリコプター		機人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先年とし可能な限り（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	
	計 人	重 症 人（ 人）	
	不明 人	中等症 人（ 人）	
		軽 症 人（ 人）	
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 (見込み)		救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第1報については、迅速性を最優先年とし可能な限り（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）
[災害概況即報]

		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
消防庁受信者氏名		市 町 村 (消防本部名)	
災害名	(第 報)	報 告 者 名	

災害の概況	発 生 場 所			発 生 日 時	月 日 時 分						
被害の状況	人 被 害	死 者	人	重 傷	人	住 家 害 被	全 壊	棟	床上浸水	棟	
		う ち									
		災 害	人	軽 傷	人		半 壊	棟	床下浸水	棟	
		関 連 死									
	不 明	人			一 部 破 損	棟	未分類	棟			
1 1 9 通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先年とし可能な限り（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

災害報告取扱要領

〔 昭和45年 4月10日
消防防第246号消防庁長官 〕

改正 昭和58年12月 〔 消防総第833号
消防災第279号
消防救第 58号 〕

昭和59年10月 消防災第267号

平成 6年12月 消防災第278号

平成 8年 4月 消防災第278号

平成13年 6月 〔 消防災第101号
消防情第 91号 〕

平成31年 4月 消防応第 28号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによる。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付日消防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- （1）災害救助法の適用基準に合致するもの
- （2）都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- （3）災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- （4）災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- （5）被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- （1）報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部

災害中間年報	1 2 月 2 0 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 3 0 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不通となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多くの停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県														
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定	区 分		区 分		被 害		区 分		被 害		災害の 設置 状況	都道府県 市町村	
		田	冠	流失・埋没	ha			公共施設	冠					
報告者名		畑	冠	流失・埋没	ha			公共土木施設	冠			災害の 設置 状況	市町村	
		学	冠	水	ha			その他の公共施設	冠					
区 分	被 害	病	院	校	断			小 計	冠			災害の 設置 状況	市町村	
		道	路	断				公共施設被害市町村数	断					
人的被害	被 害	橋	り	う	断			農 業 被 害	冠			災害の 設置 状況	市町村	
		河	川	断				林 業 被 害	冠					
住 家 被 害	被 害	港	湾	断				畜 産 被 害	冠			適用市町村名 災害救助法	市町村	
		船	所	断				水 産 被 害	冠					
半	被 害	崖	く	ず	断			商 工 被 害	冠			計	団体	
		鉄	道	不 通	断			そ の 他						
一 部 破 損	被 害	被	害	船 舶	断			そ の 他	冠			消防職員出動延人員	人	
		水	道	断				被 害	冠			消防団員出動延人員	人	
床 上 浸 水	被 害	電	話	断				災害発生場所				災害発生年月日		
		電	気	断				備 考						
床 下 浸 水	被 害	ガ	ス	断				災害の概況				消防機関の活動状況		
		ブ	ロ	ク	断			考						
公 共 施 設	被 害	り	災 世 帯 数	断				消防機関の活動状況				その他（避難指示の状況）		
		り	災 者 数	人				考						
そ の 他	被 害	火 災 発 生	建 物	件				消防機関の活動状況				その他（避難指示の状況）		
		火 災 発 生	危 険 物	件				考						

第2号様式 災害中間報告

都道府県

区分 災害名								計	
			発生年月日						
人的被害	死	者	人						
		うち災害関連死	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
	非住家	公共施設	棟						
その他		棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
被害総数		千円	()	()	()	()	()	()	
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他被害		千円							
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							
都道府県		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体

区分			災害名							計	
			発生年月日								
人的被害	死	者	人								
		うち災害関連死	人								
	行方不明者		人								
		負傷者	重傷	人							
			軽傷	人							
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟									
		世帯									
		人									
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	学	校	箇所								
	病	院	箇所								
	道	路	箇所								
	橋	りょう	箇所								
	河	川	箇所								
	港	湾	箇所								
	砂	防	箇所								
	清掃	施設	箇所								
	崖	くずれ	箇所								
	鉄道	不通	箇所								
	被害	船舶	箇所								
	水道	戸									
	電	話	回線								
	電	気	戸								
	ガ	ス	戸								
	ブ	ロック	塀	箇所							
火災発生	建	物	件								
	危険	物	件								
	その他	件									
り災世帯数			世帯								
り災者数			人								
公立文教施設			千円	()	()	()	()	()	()		
農林水産業施設			千円	()	()	()	()	()	()		
公共土木施設			千円	()	()	()	()	()	()		
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	()		
小計			千円	()	()	()	()	()	()		
その他	公共施設被害市町村数		団体								
	農産	被害	千円								
	林産	被害	千円								
	畜産	被害	千円								
	水産	被害	千円								
	商工	被害	千円								
その他		千円									
被害総額			千円								
都道府県災害対策本部			設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
			解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村			団体		団体		団体		団体		
災害救助法適用市町村			団体		団体		団体		団体		
消防職員出動延人数											
消防団員出動延人数											

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第３条に規定する自衛隊部隊の長

区分	部隊の長	住 所 (担当部署)	電話番号	災害派遣の担当
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本県熊本市東区東町 １－１－１	(096) 368-5111	九州
	第４師団長	福岡県春日市大和町５－１２ (師団司令部第３部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県
	西部方面混成団長	福岡県久留米市国分町１００ (混成団本部第３科)	(0942) 43-5391	佐賀県（鳥栖市、神 埼市、神埼郡、三養 基郡を除く）
	九州補給処長	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 立野７ (企画課防衛班)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神埼市、 神埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町１８ (防衛部第３幕僚室)	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎 県を除く）及び山口 県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町３－１－１ (防衛部防衛課)	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除 く）、広島県、岡山 県、愛媛県、高知県
	第８航空団司令	福岡県築上郡築上町西八田 (防衛部防衛班)	(0930) 56-1150	
	第３術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋長大字芦屋 １４５５－１ (教務課計画班)	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

鳥栖市長



自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日から 年 月 日（予定）まで
※ 終了日は、災害応急対策の終了予定日を記入

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）派遣を希望する区域

（2）活動内容

4 その他（連絡方法、連絡責任者及び部隊の結集地等）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

鳥栖市長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼いたしましたこのことについて、下記のとおり災害派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他

鳥栖市が締結している協定

協定名	協定締結の相手方	協定概要
鳥栖市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	応援・連携
災害時における応急対策に関する協定	鳥栖市建設組合	
災害時における支援協力に関する協定	鳥栖市測量・設計業協会	
災害時における避難者の相互受入れに関する協定	基山町	自治体間の 相互応援・ 相互受け入 れ
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県・県内19市町	
災害時相互応援に関する協定	茨城県鹿嶋市	
災害時における避難者の相互受入れに関する協定	みやき町	
原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書	唐津市	
構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合の 災害対策本部業務に関する覚書	鳥栖・三養基地区消防事務組合	防災関係機 関との連携
特殊災害時における中和剤の供給に関する覚書	鳥栖・三養基地区消防事務組合	
災害時における連携に関する協定	陸上自衛隊九州補給処	
災害時における物資の供給等に関する協定	コープさが生活協同組合	物資の供給
災害時における物資の供給等に関する覚書		
災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社鳥栖工場	
災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ゆめマート熊本	
災害時における生活必需物資の供給協力 に関する協定	トラスコ中山株式会社	
	アイリスチトセ株式会社	
災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社グッデイ	
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社クラウン・パッケージ 九州事業所	
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ	資機材の供 給
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	佐賀県LPガス協会鳥栖支部	LPガス、資 機材の供給
災害時におけるLPガス等の供給及び避難所と しての活用に関する協定	鳥栖プロパン株式会社	
災害時における施設利用に関する協定	鳥栖高等学校、鳥栖商業高校、鳥 栖工業高校	避難所の提 供
大規模災害発生時における相互協力に関する協定	麓刑務所	
災害時における避難場所の提供等に関する協定	久光製薬株式会社	
災害時における避難場所の提供等に関する協定	久光製薬株式会社、SAGA 久光 スプリングス株式会社	
災害時における鳥栖市高齢者福祉施設の運営等 に関する協定	社会福祉法人 椎原寿恵会	
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定	佐賀県老人福祉施設協議会	
災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	情報発信、 放送・報道
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	

鳥栖市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会	災害ボランティア活動の支援
災害ボランティア活動の連携支援に関する協定	社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会、認定特定非営利活動法人とす市民活動ネットワーク	
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人 佐賀県産業廃棄物協会	災害廃棄物の処理
道路情報提供に関する協定	鳥栖郵便局	その他
災害時における鳥栖市内郵便局、鳥栖市間の相互協力に関する覚書	鳥栖市内郵便局	
災害等における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	社団法人佐賀県猟友会鳥栖支部	その他
佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定	九州電力株式会社	
地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定	三井住友信託銀行株式会社 大和ハウスプロパティマネジメント株式会社	

水道事業に関する協定

協定名	協定締結の相手方
災害時における水道水の応急活動に関する協定	鳥栖市管工事組合
水道災害時相互応援協定	久留米市企業局、佐賀東部水道企業団、佐賀市水道局
災害時の相互応援協定	佐賀県東部水道企業団
災害時における災害復旧支援業務に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会九州支部
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	増田石油株式会社

下水道事業に関する協定

協定名	協定締結の相手方
災害時における災害復旧支援業務に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会九州支部
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	増田石油株式会社
鳥栖市下水道事業・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団
災害時における下水道の応急活動に関する協定	有限会社 鳥栖環境開発総合センター
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理協会

鳥栖・三養基地区消防事務組合が締結している協定

協定名	協定締結の相手方
福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定	筑紫野大宰府消防組合
福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定に関する覚書	春日・大野城・那珂川消防組合 佐賀中部広域連合
常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合

常備消防相互応援協定に関する覚書	
佐賀県常備消防相互応援協定 佐賀県常備消防相互応援協定に関する覚書	佐賀中部広域連合、唐津市 伊万里・有田消防組合 杵藤地区広域市町村圏組合
構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合の災害対策本部業務に関する覚書	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町
特殊災害時における中和剤の供給に関する覚書	鳥栖市 佐賀東部水道企業団
災害時における消防用水等の供給支援に関する協定	佐賀県生コンクリート工業組合
佐賀県消防防災ヘリコプター支援協定	佐賀県
災害時における無人航空機による活動協力に関する協定の締結について	株式会社ダイワ

佐賀県が締結している協定

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
国	九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定 〔県土企画課〕	国土交通省九州地方整備局企画部	平成23年 3月 7日
	防災画像情報の相互提供に関する協定〔河川砂防課〕	国土交通省九州地方整備局企画部	平成17年 5月19日
自治体	九州・山口 9 県災害時応援協定 〔危機管理防災課〕	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成23年10月31日
	九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定〔生活衛生課〕	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成25年10月22日
	九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定 〔循環型社会推進課〕	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成29年11月15日
	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合 (締結は九州地方知事会と)	平成23年10月31日
	陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定 〔危機管理防災課〕	陸上自衛隊西部方面隊 (締結は九州地方知事会と)	平成30年 5月22日
	佐賀県・市町災害時相互応援協定 〔危機管理防災課〕	県内全市町	平成24年 3月30日
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	令和 3年11月22日
	防災消防ヘリコプター相互応援協定〔危機管理防災課〕	大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・長崎県・福岡県	令和6年 3月29日
通信	災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定 〔危機管理防災課〕	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日
	アマチュア無線による災害時応援協定〔危機管理防災課〕	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 佐賀県支部	平成17年 3月31日
救出・救助	災害時における災害救助犬の出動に関する協定〔危機管理防災課〕	特定非営利活動法人九州救助犬協会、 県内全市町	平成24年 4月17日
	船舶による災害応急対策業務に関する協定	佐賀県水難救済会	平成29年 1月19日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
	する協定〔危機管理防災課〕		
	災害時の動物救護活動に関する協定〔生活衛生課〕	公益社団法人佐賀県獣医師会	平成30年12月21日
	災害時における災害救助犬等の出動に関する協定〔危機管理防災課〕	認定NPO法人日本レスキュー協会	令和6年 3月21日
医療	協定書（医療、助産及び死体の処理に関する協定） 〔医務課〕	日本赤十字社佐賀県支部	昭和35年 6月 1日
	災害時における医薬品等の供給に関する協定〔薬務課〕	佐賀県医薬品卸業協会	平成 9年 3月13日
	災害時における医療機器等の供給に関する協定〔薬務課〕	佐賀県医療機器協会	平成24年 4月 2日
	災害時における医療ガス等の供給に関する協定〔薬務課〕	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 九州地域本部	平成24年 4月25日
	災害時における医療救護に関する協定〔医務課〕	一般社団法人佐賀県医師会	平成14年 7月 8日
	佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定〔医務課〕	国立大学法人佐賀大学 日本赤十字社佐賀県支部 地方独立行政法人佐賀県医療センター 好生館 医療法人清明会 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター 伊万里・有田地区医療福祉組合 特定医療法人静便堂 多久市立病院	平成21年 4月 1日 平成21年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成22年10月 1日 平成24年 8月28日 平成24年 8月28日 平成26年 8月21日 平成26年10月17日
	災害時における歯科医療救護に関する協定〔医務課〕	一般社団法人佐賀県歯科医師会	平成25年12月17日
	災害時における医療救護に関する協定〔薬務課〕	一般社団法人佐賀県薬剤師会	平成25年 4月 1日
	災害時における物資の調達に関する覚書〔福祉課〕	株式会社ミズ	平成25年 8月12日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
	災害時における柔道整復師支援活動に係る協定〔医務課〕	公益社団法人佐賀県柔道整復師会	平成26年11月21日
	佐賀県D P A T（災害派遣精神医療チーム）に関する協定〔障害福祉課〕	一般社団法人佐賀県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 地方独立行政法人佐賀県医療センター 好生館	平成28年 8月 8日
	災害時における災害支援活動に関する協定〔医務課〕	公益社団法人佐賀県看護協会	平成29年10月19日
	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定〔健康増進課〕	公益社団法人佐賀県栄養士会	令和 2年 4月27日
要配慮者	災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定〔福祉課〕	株式会社ニチイ学館佐賀支店 セントケア九州株式会社	平成26年 5月30日 平成26年 5月30日
	佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定〔多文化共生さが推進課〕	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月23日
	災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定〔福祉課〕	株式会社ニード	平成31年 3月 4日
	災害時における被災した高齢者福祉施設への応援に関する協定〔長寿社会課〕	佐賀県老人福祉施設協議会 一般社団法人佐賀県介護老人保健施設協会 佐賀県認知症グループホーム協会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会佐賀県支部	令和 2年 3月31日
	災害時におけるリハビリテーション支援に関する協定〔長寿社会課〕	佐賀リハビリテーション推進協議会	令和 2年 6月 5日
	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定〔生活衛生課〕	佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	令和 2年 6月12日
	災害時における洗濯環境の提供に関する協定書〔危機管理防災課〕	WASHハウス株式会社	令和6年 9月10日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
	課]		
仮設住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定〔建築住宅課〕	一般社団法人プレハブ建築協会 一般社団法人全国木造建設事業協会 一般社団法人日本木造住宅産業協会	平成 9年 3月31日 平成29年 3月28日 令和元年12月10日
	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定〔建築住宅課〕	公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部	令和 2年 3月 3日 平成23年 6月27日
	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定〔建築住宅課〕	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会	令和元年12月10日
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定〔建築住宅課〕	独立行政法人住宅金融支援機構	平成27年 6月 4日
輸送	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定〔産業政策課〕	公益社団法人佐賀県トラック協会	平成13年 3月23日
	災害時における物資の受入及び配送等に関する協定〔産業政策課〕	ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店	平成24年 2月 8日
	災害時における船舶による輸送等に関する協定〔交通政策課〕	日本内航海運組合総連合会	平成25年 9月 6日
	災害時における船舶による輸送等に関する協定〔交通政策課〕	佐賀県旅客船協会	平成28年 3月17日
	災害時における物資の保管等に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県倉庫協会	平成29年 2月16日
	災害等発生時における輸送車両確保に関する協定〔総務事務センター〕	一般社団法人佐賀県レンタカー協会	平成29年 3月22日
	災害時における緊急輸送に関する協定〔危機管理防災課〕	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	平成29年 6月 6日
	佐賀県と佐川急便株式会社との包括協定〔県民協働課〕	佐川急便株式会社	平成30年 7月24日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
	大規模災害における物資の輸送・荷役等に関する協定〔危機管理防災課〕	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	令和6年 9月 9日
物資	災害時における物資の調達に関する協定〔危機管理防災課〕	株式会社リョーユーパン イオン九州株式会社 株式会社ローソン 日興食品株式会社 佐賀県生活協同組合連合会 グリコ乳業株式会社佐賀工場 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社イズミ NPO法人コメリ災害対策センター 株式会社ファミリーマート	平成17年 6月24日 平成17年 6月24日 平成17年 7月13日 平成17年11月 2日 平成17年12月21日 平成18年 1月21日 平成18年 2月10日 平成18年11月27日 平成20年 6月26日 平成21年10月 1日
	災害時における物資の調達に関する覚書〔福祉課〕	株式会社ミズ（再掲）	平成25年 8月12日
	災害時等における食料品及び飲料水等の供給に関する覚書〔福祉課〕	大塚製薬株式会社	平成27年 9月 1日
	災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定〔福祉課〕	南日本ダンボール工業組合	平成25年12月19日
	災害時における畳等の供給協力に関する協定〔福祉課〕	佐賀県畳工業組合	平成29年 8月28日
	災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定〔福祉課〕	株式会社ニード（再掲）	平成31年 3月 4日
	災害時における物資調達に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県テント・シート工業組合	令和 4年 8月25日
	佐賀県と江崎グリコ株式会社との包括連携協定〔県民協働課〕	江崎グリコ	令和5年2月8日
	災害時における物資供給に関する覚書〔危機管理防災課〕	株式会社ナフコ	令和6年10月16日
	災害時における資機材調達・設置に関する協定書	株式会社プレコ	令和6年11月13日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
資機材	災害時における応急対策用資機材の調達・設置等に関する協定 〔危機管理防災課〕	大和産業株式会社 株式会社ソクト	平成25年 1月28日 平成25年 5月20日
	災害時における資機材調達に関する協定 〔危機管理防災課〕	株式会社レンタルのニッケン九州支店	平成25年 7月 1日
	災害時における電気自動車等の支援に関する協定	九州三菱自動車販売株式会社佐賀支店 三菱自動車工業株式会社	令和 4年 7月21日
燃料	災害時におけるＬＰガスの調達に関する協定 〔危機管理防災課〕	一般社団法人佐賀県ＬＰガス協会	平成17年 8月30日
	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書 〔危機管理防災課〕	石油連盟	令和元年10月29日
	災害時における被災者支援及び石油類燃料の供給等に関する協定 〔危機管理防災課〕	佐賀県石油商業組合	平成26年 9月16日
	大規模災害時における航空燃料の供給等に関する協定	三愛アビエーションサービス株式会社 エス・ジー・シー佐賀航空株式会社	令和3年 2月22日 令和6年 7月 2日
建設業	災害時における応急対策に関する協定 〔建設・技術課〕	一般社団法人佐賀県建設業協会	平成18年 9月 1日
	災害時における電気設備等の応急対策に関する協定 〔危機管理防災課〕	佐賀県電気工事業工業組合	平成26年 3月17日
	災害時の応援協力及び緑化啓発活動等に関する協定書 〔建設・技術課〕	佐賀県造園建設業協会	平成30年 5月31日
港湾	港湾施設及び港湾区域内における災害時の応急対策に関する協定 〔港湾課〕	佐賀県港湾建設協会 佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成22年 9月 1日 平成25年 7月 1日
	漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 〔農山漁村課〕	佐賀県港湾建設協会	平成22年 9月 1日
	福所江漁港施設及び区域内におけ	佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成25年 7月 1日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
		日本経済新聞社佐賀支局、公安委員会 西日本新聞社佐賀総局、公安委員会 日刊工業新聞社西部支社、公安委員会 毎日新聞社佐賀支局、公安委員会 佐賀新聞社、公安委員会 共同通信社佐賀支局、公安委員会 時事通信社佐賀支局、公安委員会	平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日 平成 9年 2月13日
	災害に係る情報発信等に関する協定〔報道課〕	ヤフー株式会社	平成25年11月26日
廃棄物	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定〔循環型社会推進課〕	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会 (締結時：社団法人佐賀県産業廃棄物協会)	平成20年 9月 9日
	災害時における一般廃棄物の収集運搬支援に関する協定〔循環型社会推進課〕	佐賀県環境整備事業協同組合 佐賀県環境システム事業協同組合	平成28年 9月 1日
	災害発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定〔循環型社会推進課〕	佐賀県解体・リサイクル協議会	平成29年 9月 1日
帰宅困難	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定〔危機管理防災課〕	ミニストップ株式会社 (締結時：エムエス九州株式会社) J R九州リテール株式会社 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 (締結時：株式会社デイリーヤマザキ) 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ 株式会社ローソン 株式会社壱番屋 株式会社吉野家ホールディングス 株式会社モスフードサービス 株式会社ダスキン	平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成22年 8月12日 平成24年10月 1日
その他	大規模災害発生時における協力に関する協定〔危機管理防災課〕	西日本高速道路株式会社九州支社	平成23年 3月 4日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
	災害時における隊友会の協力に関する協定〔危機管理防災課〕	公益社団法人隊友会佐賀県隊友会	平成27年 7月30日
	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定〔広報広聴課〕	佐賀県専門士業団体協議会	平成27年10月19日
	無人航空機による災害応急対策業務（映像撮影・物資輸送等）に関する協定〔危機管理防災課〕	シマウチエンジニアリング株式会社 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日
	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定書〔生活衛生課〕	佐賀県葬祭事業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連合会	平成30年 8月22日
	災害発生時等におけるＣＳＯ等ボランティア団体との連携・協力に関する協定〔県民協同課〕	佐賀災害支援プラットフォーム	平成31年 1月23日
	災害時等における遺体の搬送等の協力に関する協定〔生活衛生課〕	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成31年 3月14日
	災害発生時における施設使用等に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県パチンコ・パチスロ店協同組合	令和3年 4月13日
	災害時における相互連携に関する協定	九州電力株式会社佐賀支店 九州電力送配電株式会社佐賀支社	令和 3年 5月28日
	消防防災ヘリコプター等臨時離着陸場としてのＪＡ管理施設利用に関する協定〔危機管理防災課〕	佐賀県農業協同組合 唐津農業協同組合 伊万里農業協同組合	令和5年 4月18日
	佐賀県、総合警備保障株式会社及び、ＡＬＳＯＫ佐賀株式会社との連携協定〔県民協働課〕	総合警備保障株式会社 ＡＬＳＯＫ佐賀株式会社	令和5年 4月28日
	災害対策拠点事業に関する協定〔危機管理防災課〕	大町町 公益財団法人日本財団	令和5年 4月 6日

別記様式第 5（第 7 条関係）

従事第	号	公 用 令 書		
		住 所 氏 名		
災害対策基本法第 7 1 条の規定に基づき、次のとおり		従事 協力	を命ずる。	
年 月 日				
処分権者 氏名				印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 6（第 7 条関係）

保管第	号	公 用 令 書		
		住 所 氏 名		
災害対策基本法	第 7 1 条 第 7 8 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
年 月 日				
処分権者 氏名				印
保管すべき 物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 7 (第 7 条関係)

管理第	号	公 用 令 書					
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	第 7 1 条 第 7 8 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり				管理 使用 する。 収用	
年 月 日							
処分権者 氏名							印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 8 (第 7 条関係)

変更第	号	公 用 変 更 令 書					
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	第 7 1 条 第 7 8 条第 1 項	の規定に基づく公用令書 (				年 月 日	
第 号) に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 3 4 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
年 月 日							
処分権者 氏名							印
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第9（第7条関係）

取消 第	号			
		公	用	取 消 令 書
		住 所		
		氏 名		
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書（		年 月 日
第 号）に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。				
年 月 日		処分権者 氏名		
				印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

自主防災組織結成状況

令和4年10月末現在

地区	町 区 名
鳥栖	轟木町、元町、秋葉町、藤木町、今泉町、真木町、高田町、東町、本通町、安楽寺町、事業団宿舍、つばさ鳥栖
鳥栖北	本鳥栖町、布津原町、宿町、中央区
田代	田代外町、田代本町、永吉町、田代大官町、田代上町、田代昌町、田代新町
弥生が丘	弥生が丘東区、弥生が丘中央区、弥生が丘南区、柚比町
若葉	神辺町、柳区、河内町
基里	酒井西町、酒井東町、曾根崎町、水屋町、飯田町、原町、姫方町、幡崎町、桜町、松原町
麓	蔵上町、養父町、牛原町、山浦町、桜ヶ丘町、山都町、原古賀町、平田町、立石町、一本杉区
旭	江島町、村田町、西新町、儀徳町、幸津町、村田新町、西田町、青葉台、あさひ新町、栈敷団地

自主避難所（町区公民館等）

令和4年10月末現在

地区	施 設 名
鳥栖	轟木町公民館、秋葉町公民館、藤木町公民館、今泉町公民館、高田町公民館、本通町公民館、安楽寺町公民館
鳥栖北	本町会館、本鳥栖町公民館、布津原町集会所、宿町公民館
田代	田代昌町公民館、田代外町公民館、田代外町住宅区公民館、田代大官町公民館、田代本町公民館、永吉町公民館、加藤田町公民館、田代新町上町共同公民館
弥生が丘	荻野公民館、今町公民館、若楠療育園、弥生が丘中央区公民館
若葉	神辺町公民館、萱方町公民館、浅井町集会所、柳区区民会館、河内町野菜集荷兼集落センター、古賀団地区公民館
基里	酒井西町公民館、酒井東町公民館、曾根崎町公民館、水屋町公民館、飯田町公民館、原町公民館、下原集会所、原町第2公民館、姫方町公民館、幡崎町公民館、桜町公民館、松原町公民館
麓	蔵上公民館、養父町公民館、牛原町公民館、山浦町公民館、桜ヶ丘町公民館、山都町公民館、原古賀町区コミュニティセンター、平田町公民館、立石町公民館、一本杉区公民館
旭	江島町公民館、西新町公民館、儀徳町公民館、旭団地集会所、幸津町公民館、村田新町公民館、競友会館、騎手会館、西田町公民館、青葉台公民館、あさひ新町公民館、栈敷団地公民館、下野町公民館、村田町公民館

自主避難所（公共施設）

区分	地区	施設名	収容人員 (目安)
一次開設場所	鳥 栖	鳥栖まちづくり推進センター	25人
	鳥栖北	鳥栖北まちづくり推進センター	16人
	田 代	田代まちづくり推進センター	17人
	弥生が丘	弥生が丘まちづくり推進センター	12人
	若 葉	若葉まちづくり推進センター	59人
	基 里	基里まちづくり推進センター	26人
	麓	麓まちづくり推進センター	30人
	旭	旭まちづくり推進センター	53人
	計	8箇所	238人
二次開設場所	鳥 栖	鳥栖まちづくり推進センター分館	84人
	鳥栖北	中央老人福祉センター	53人
	基 里	基里まちづくり推進センター分館	67人
	計	3箇所	204人
合 計		11箇所	442人

指定緊急避難場所

地区	施設名	所在地	電話番号	洪水	土砂災害	地震	大 火 事
鳥栖	鳥栖小学校	元町 1162	83-2535	○	—	○	○
鳥栖北	鳥栖北小学校	本町 3 丁目 1468-1	83-2296	○	—	○	○
	鳥栖中学校	本町 2 丁目 104-1	83-2537	○	—	○	○
田代	田代小学校	田代上町 301-1	83-2744	○	—	○	○
	田代中学校	田代外町 651-1	83-2758	○	○	○	○
弥生が丘	弥生が丘小学校	弥生が丘 4 丁目 329	48-3100	○	○	○	○
若葉	若葉小学校	古賀町 480-2	82-8722	○	○	○	○
基里	基里小学校	曾根崎町 1521-1	83-2288	○	○	○	○
	基里中学校	原町 672-1	83-2944	○	○	○	○
麓	麓小学校	山浦町 2253-1	83-2013	○	○	○	○
	鳥栖西中学校	蔵上町 77-1	83-2086	○	○	○	○
旭	旭小学校	村田町 109-1	83-2806	○	○	○	○
計		12箇所					

※ 避難場所は運動場又は体育館

※ 洪水時では、旭小学校の避難場所は体育館

指定避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人数 (目安：2㎡あたり 1人)
鳥 栖	鳥栖小学校	元町 1162	83-2535	4 3 6 人
	鳥栖まちづくり推進センター	今泉町 2172-2	83-1686	1 5 1 人
	鳥栖まちづくり推進センター分館	真木町 2112	83-0024	1 0 6 人
	社会福祉会館★	元町 1228-1	85-3616	1 6 2 人
	鳥栖スタジアム	京町 812	85-3522	3 7 0 人
鳥 栖 北	鳥栖北小学校	本町 3 丁目 1468-1	83-2296	5 8 2 人
	鳥栖中学校	本町 2 丁目 104-1	83-2537	7 1 3 人
	鳥栖北まちづくり推進センター	古野町 176-3	85-3631	1 5 3 人
	市民体育館	宿町 927	85-3632	1, 5 9 6 人
	市民文化会館	宿町 807-17	85-3645	5 5 8 人
	サンメッセ鳥栖	本鳥栖町 1819	84-2121	4 8 0 人
	中央老人福祉センター★	本町 3 丁目 1494-10	82-4060	6 5 人
	ひかり園★	本町 3 丁目 1463- 1	83-0847	4 1 人
田 代	田代小学校	田代上町 301-1	83-2744	5 4 7 人
	田代中学校	田代外町 651-1	83-2758	6 4 8 人
	田代まちづくり推進センター	田代大官町 1958	82-2704	1 8 4 人
	生涯学習センター	田代大官町 323-5	82-4780	1 0 7 人
弥 生 が 丘	弥生が丘小学校	弥生が丘 4 丁目 329	48-3100	4 2 0 人
	弥生が丘まちづくり推進センター	弥生が丘 2 丁目 146-3	55-8633	1 6 6 人
若 葉	若葉小学校	古賀町 480-2	82-8722	4 1 4 人
	若葉まちづくり推進センター	萱方町 116-2	84-6122	1 9 2 人
基 里	基里小学校	曾根崎町 1521-1	83-2288	4 1 4 人
	基里中学校	原町 672-1	83-2944	6 5 1 人
	基里まちづくり推進センター	曾根崎町 1362	82-3324	1 4 4 人
	基里まちづくり推進センター分館	原町 831	82-6347	1 2 2 人
	鳥栖市民体育センター	曾根崎町 1353-4	84-5165	3 8 5 人
麓	麓小学校	山浦町 2253-1	83-2013	4 1 4 人
	鳥栖西中学校	蔵上町 77-1	83-2086	6 3 2 人
	麓まちづくり推進センター	山浦町 1788-1	82-2080	2 1 2 人
	陸上競技場	蔵上町 148-1	85-3545	5 3 人
旭	旭小学校	村田町 109-1	83-2806	4 3 5 人
	旭まちづくり推進センター	儀徳町 3155-2	82-2603	2 3 8 人
避 難 所 計：29箇所				1 1, 5 2 3 人
福祉避難所計： 3箇所				2 6 8 人
合 計：32箇所				1 1, 7 9 1 人

※ ★は福祉避難所

※ 浸水想定区域に位置する避難所

鳥栖まちづくり推進センター（3m～5m）鳥栖まちづくり推進センター分館（0.5m～3m）

基里小学校（0.5m未満）基里中学校（0.5m～3m）基里まちづくり推進センター（0.5m～3m）

鳥栖市民体育センター（0.5m未満）陸上競技場（0.5m～3m ※トラック部）旭小学校（0.5m～3m）

協定による避難所

地区	施設名	所在地	収容人数 (目安：2㎡あたり1人)
鳥 栖	鳥栖工業高等学校	元町 1918	7 8 8 人
	サロンパスアリーナ	藤木町 2461	1, 2 0 0 人
鳥 栖 北	鳥栖高等学校、香楠中学校	古野町 600-1	1, 1 6 9 人
田 代	久光製薬鳥栖工場体育館	田代大官町 408	4 9 9 人
基 里	SAGA グローバルリサーチセンター	姫方町 370-1	1 4 0 人
麓	鳥栖商業高等学校	平田町 1110-8	7 2 6 人
	麓刑務所	山浦町2635	2 1 1 人

要配慮者避難受入れ要請先

施 設 名	所在地	電話番号
てらすやぶ（てらすとす）	養父町 28	84-1211
コスモス夢工房	秋葉町 1 丁目 976-2	84-2511
若楠児童発達支援センター	弥生が丘 2 丁目 134-1	83-1121

ひなんしゃだいちょう
避難者台帳

うけつけ 受付 ばんごう 番号	ひなんしよめい 避難所名					だいちょう 台帳 No.	
	こうく 校区・ じちかいめい 自治会名	だいひょうしゃしめい 代表者氏名	ひなん 避難 にんずう 人数	ちゅうしゃ 駐 車 の うむ 有無	ひなんしよ たいざいりゆう 避難所の滞在理由 など	ひなんにちじ 避難日時	びこう 備考
						たいしよにちじ 退所日時	
				有 無	☐ じしゅひなん 自主避難 じたく ひが 自宅の被害 ☐ ひなんし じなど 避難指示等による避難 ぜんかい はんかい いちぶはそん 全壊 半壊 一部破損 ゆかうえしんすい ゆかしたしんすい ひが 床上浸水 床下浸水 被害なし		
				有 無	☐ じしゅひなん 自主避難 じたく ひが 自宅の被害 ☐ ひなんし じなど 避難指示等による避難 ぜんかい はんかい いちぶはそん 全壊 半壊 一部破損 ゆかうえしんすい ゆかしたしんすい ひが 床上浸水 床下浸水 被害なし		
				有 無	☐ じしゅひなん 自主避難 じたく ひが 自宅の被害 ☐ ひなんし じなど 避難指示等による避難 ぜんかい はんかい いちぶはそん 全壊 半壊 一部破損 ゆかうえしんすい ゆかしたしんすい ひが 床上浸水 床下浸水 被害なし		
				有 無	☐ じしゅひなん 自主避難 じたく ひが 自宅の被害 ☐ ひなんし じなど 避難指示等による避難 ぜんかい はんかい いちぶはそん 全壊 半壊 一部破損 ゆかうえしんすい ゆかしたしんすい ひが 床上浸水 床下浸水 被害なし		
				有 無	☐ じしゅひなん 自主避難 じたく ひが 自宅の被害 ☐ ひなんし じなど 避難指示等による避難 ぜんかい はんかい いちぶはそん 全壊 半壊 一部破損 ゆかうえしんすい ゆかしたしんすい ひが 床上浸水 床下浸水 被害なし		

※世帯ごとに記入してください。

※通称名（通称）を普段からご使用の方は通称名（通称）でも差し支えありません。

※この用紙に記入していただいた情報については、市の災害対策において避難状況を把握し、必要な支援を行うために利用し、それ以外の目的では使用しません。

※氏名等を他の人に知られたくない場合や特に配慮が必要な場合等は、別途「避難者カード」に記入してください。

ひなんしゃせたいひよう
避難者世帯票

※ 応 急 期 以 降、又 は 必 要 に 応 じ て 世 帯（家 族）ご と に 提 出

ひなんしよめい 避難所名		うけつけばんごう 受付番号

きにゆうび 記入日（避難日）	ねん 年	がつ 月	にち 日	ひなんび （避難日：月日）	きにゆうしやしめい 記入者氏名									
じたくひがい 自宅の被害	☐ ぜんかい 全壊 ☐ はんかい 半壊 ☐ いちぶはそん 一部破損 ☐ ゆかうえしんすい 床上浸水 ☐ ゆかしたしんすい 床下浸水 ☐ その他（ ） ☐ ひがい 被害なし													
じゆうしょ 住 所	〒 ー				たいざい 滞在 を 希望 する場所	☐ ひなんしよ 避難所 ☐ しやちゆうはく 車中泊（避難所敷地内） ☐ テント（避難所敷地内） ☐ その他（ ）								
こうくじちかいめい （校区・自治会名）	（ ）													
でんわばんごう 電話番号			けいたいでんわ 携帯電話			じかようしや 自家用車	いろ 色							
メールアドレ ス（任意）					（ひなんしよしきかない 避難所敷地内 駐車の場合）	しやしゆ 車種								
その他の 連絡先	〒 ー					ナンバー								
しんせき （親戚など）					ペット	しゆるい 種類				☐ どうはん 同伴（を希望する） ☐ じたく 自宅 ☐ ゆくえふめい 行方不明				
ひなんしよ りよう 避難所を利用する人					びこう 備考（注１）									
ひなんしよがい ぼしよ たいざい （避難所以外の場所に滞在する人も記入）					びようき 病気・服薬	ようかいご 要介護	しょうがい 障害			にんさんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ 機器使用等		
しめい 氏名					せいねんがっぴ 生年月日	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	しんたい 身体		りよういく 療育	せいしん 精神			
ご 家族 ①	ふりがな				ねん 年		男・女							
	がつ 月 日				にち 日		（ ）							
	（とっきじこう 特記事項）特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や ひなんしよんえい 避難所運営に 協力 できる技能・特技等があれば記入してください。				かかりつけ 医療・ 利用介護サ ビス	しせつめい 施設名				いしめいなど 医師名等				
					れんらくさき 連絡先									
					たいざいばしよ 滞在場所	☐ ひなんしよ 避難所 ☐ じたく 自宅 ☐ その他（ ）								
				（じゆうよう 重要）安否確認の問合せへの対応				かいとう 希望する ・ どうい 同意しない						
たいしよび 退所日					てんしゆつさき 転出先									

（注１） 要介護者、障害者は被保険者証や障害者手帳等から要介護度や障害の箇所を記載し、病気・服薬・けが、アレルギー、医療・機器使用等については、その内容を記載してください。
※この用紙に記入していただいた情報については、市の災害対策において避難状況を把握し、必要な支援を行うために利用するとともに、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。また、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営に必要最低限の範囲で共有します。

うらめん
（裏面へ）

ひなんしよ りよう 避難所を利用する人 （避難所以外の場所に滞在する人も記入）					びこう 備考（注１）								
しめい 氏名		せいねんがつひ 生年月日	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	びようき ふくやく 病気・服薬 ・ けが	ようかいご 要介護	しょうがい 障害			にんきんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ ききしやうなど 機器使用等	
		ねん 年 がつ 月 にち 日					しんたい 身体	りやういく 療育	せいしん 精神				
② 家族	ふりがな			男・女 (.)									
	とっきじこう とく はいりよ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう （特記事項）特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や ひなんしやうんえい きやうりよく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください				い かかりつけ医・ りようかいご 利用介護サービス	しせつめい 施設名 れんらくさき 連絡先				いしめいなど 医師名等			
					たいざいばしよ 滞り場所		☐ ひなんしよ 避難所 ☐ じたく 自宅 ☐ そのた（ ）						
					じゅうよう あんびかくにん たいあわ （重要）安否確認の問合せへの対応					かいとう きぼう 回答を希望する ・ どうい 同意しない			
ひなんしよ りよう 避難所を利用する人 （避難所以外の場所に滞在する人も記入）					びこう 備考（注１）								
しめい 氏名		せいねんがつひ 生年月日	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	びようき ふくやく 病気・服薬 ・ けが	ようかいご 要介護	しょうがい 障害			にんきんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ ききしやうなど 機器使用等	
		ねん 年 がつ 月 にち 日					しんたい 身体	りやういく 療育	せいしん 精神				
③ 家族				男・女 (.)									
	とっきじこう とく はいりよ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう （特記事項）特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や ひなんしやうんえい きやうりよく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください				い かかりつけ医・ りようかいご 利用介護サービス	しせつめい 施設名 れんらくさき 連絡先				いしめいなど 医師名等			
					たいざいばしよ 滞り場所		☐ ひなんしよ 避難所 ☐ じたく 自宅 ☐ そのた（ ）						
					じゅうよう あんびかくにん たいあわ （重要）安否確認の問合せへの対応					かいとう きぼう 回答を希望する ・ どうい 同意しない			
ひなんしよ りよう 避難所を利用する人 （避難所以外の場所に滞在する人も記入）					びこう 備考（注１）								
しめい 氏名		せいねんがつひ 生年月日	ねんれい 年齢	せいべつ 性別	びようき ふくやく 病気・服薬 ・ けが	ようかいご 要介護	しょうがい 障害			にんきんぶ 妊産婦	アレルギー	いりよう 医療・ ききしやうなど 機器使用等	
		ねん 年 がつ 月 にち 日					しんたい 身体	りやういく 療育	せいしん 精神				
④ 家族	ふりがな			男・女 (.)									
	とっきじこう とく はいりよ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう （特記事項）特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や ひなんしやうんえい きやうりよく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください				い かかりつけ医・ りようかいご 利用介護サービス	しせつめい 施設名 れんらくさき 連絡先				いしめいなど 医師名等			
					たいざいばしよ 滞り場所		☐ ひなんしよ 避難所 ☐ じたく 自宅 ☐ そのた（ ）						
					じゅうよう あんびかくにん たいあわ （重要）安否確認の問合せへの対応					かいとう きぼう 回答を希望する ・ どうい 同意しない			

避難所日誌

				担当者		班員		班長		部長	

避難所名											
年月日		年 月 日 ()						天候			
避難者 人 数	本日		男	本日		女	本日		避 難 世帯数	本日	
	累計			累計			累計			累計	
(状況) ※本日の主な業務など											
(問題点) 運営上の問題点とその対応など											

唐津市原子力災害対応避難（行動計画） 地区別避難場所

《唐津地区》

避難元		避難先
地区名	集合場所	避難場所
鏡田中	唐津東中高	鳥栖西中学校
		鳥栖商業高等学校
		麓まちづくり推進センター
		麓小学校
鏡今村	古代の森会館	九千部学園
		サンメッセ鳥栖
鏡高畑	鏡中学校	弥生が丘まちづくり推進センター
		基里小学校
松南町	唐津東中高	旭小学校
		旭まちづくり推進センター
		サンメッセ鳥栖
柏崎	柏崎公民館	市社会福祉会館
		ひかり園
		サンメッセ鳥栖
半田矢作	半田ふれあいセンター	基里小学校
半田本村	半田ふれあいセンター	鳥栖北まちづくり推進センター
		基里まちづくり推進センター
半田中組	半田ふれあいセンター	市民体育センター
半田河内	半田ふれあいセンター	市民体育センター
宇木上	宇木公民館	田代まちづくり推進センター
宇木中	宇木公民館	麓まちづくり推進センター
宇木下	宇木公民館	若葉小学校
東宇木	宇木公民館	若葉小学校

《浜玉地区》

避難元		避難先
地区名	集合場所	避難場所
砂子	砂子公民館	鳥栖工業高等学校
		鳥栖小学校
横田下	浜崎小学校	市民体育館
		鳥栖高等学校、香楠中学校
横田上	横田上地区活性化施設	鳥栖中学校
		田代中学校
		鳥栖高等学校、香楠中学校
野田	野田地区活性化施設	鳥栖まちづくり推進センター
		鳥栖まちづくり推進センター分館
		鳥栖小学校
		鳥栖高等学校、香楠中学校
渕上	渕上公民館	若葉まちづくり推進センター
		鳥栖小学校

谷口	谷口公民館	市民文化会館
岡口	岡口公民館	市民文化会館
五反田	玉島小学校	田代小学校
南山下	南山下公民館	弥生が丘小学校
		鳥栖北小学校
南山上	南山上公民館	鳥栖北小学校
柳瀬	柳瀬公民館	市中央老人福祉センター
座主	座主公民館	基里中学校
戸房	戸房公民館	麓小学校
古瀬	古瀬公民館	基里中学校
中原	平原小学校	基里中学校
草場	浜玉林業構造改善センター	麓小学校
今坂	今坂公民館	基里まちづくり推進センター分館
		鳥栖北小学校
鳥巢	平原小学校鳥巢分校	田代小学校

避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

災害救助法による救助内容

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項	必要な書類
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	(基本額) ・避難所設置費 1人1日当たり330円以内 ・高齢者等の配慮を必要とする者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ・冬季(10月～3月)である場合は、別に定める額を加算することができる。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信手段の確認(非常通信方法の教示)	(1)避難者名簿 (2)救助実施記録日計票 (3)避難所用物資受払簿 (4)避難所設置及び避難生活状況 (5)避難所設置に要した支払証拠書類 (6)避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	・原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等	災害発生の日から20日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・1戸当たりの規格 29.7㎡(9坪) 限度額 5,714,000円以内 ・供与期間 2年間 ・同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、規模及び費用は別に定めるところによる。	・対象世帯の把握(前年の課税標準額等に基づく検討) ・住宅の設置場所、建設用地の選定、確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施(建築技術者の検査を受ける)	(1)救助実施記録日計票 (2)応急仮設住宅台帳 (3)応急仮設住宅用敷地貸借契約書 (4)応急仮設住宅使用貸借契約書 (5)応急仮設住宅建築のための原材料費購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 (6)応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
炊出しその他食品の供与	・避難所に収容された者 ・住家に被害を受けて炊事のできない者 ・住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者	・主食、副食、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・1人1日当たり1,160円以内 ・食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	・炊出場所の設置及び奉仕団 ・協力者の確保 ・必要物品の調達方法、食事の配布方法	(1)救助実施記録日計票 (2)炊出しその他による食品給与物品受払簿 (3)炊出し給与状況 (4)炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 (5)炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類など

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項	必要な書類																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	・水の購入費 ・給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費 ・浄水用の薬品、資材費	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常（平常時）の実費 ・「輸送費」、「賃金職員等雇上費」は別途計上	・飲料水の必要量及び輸送方法	(1)救助実施記録日計票 (2)給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 (3)飲料水の供給簿 (4)飲料水供給のための支払証拠書類																																						
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、又はき損し、日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	被害の実情に応じ、現物給付 ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料 ・限度額（単位：円） <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人につき加算額</td></tr><tr><td rowspan="2">全壊（焼）流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊（焼）床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人につき加算額	全壊（焼）流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊（焼）床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生時をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付 ・限度額は次表のとおり	・被害世帯区分の確認 ・物資配分計画表の作成（購入品目の検討） ・物資の調達方法（現地調達可能量の検討） ・物資の配布方法（賃金職員・車の確保及び受領証の作成、寄贈物品との区別等）	(1)救助実施記録日計票 (2)物資受払簿 (3)物資の給与状況 (4)物資購入関係支払証拠書類 (5)備蓄物資払出証拠書類
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人につき加算額																																					
全壊（焼）流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																					
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																					
半壊（焼）床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																					
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																					
医療	災害のために医療の途を失った者（応急的措置）	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ・病院又は診療所国民健康保険の診療報酬の額以内 ・施術者協定料金の額以内 ・重症患者の移送費は別途「輸送費」で計上	・応急的な医療に限定される。 ・救護班による医療を原則とする。	(1)救護班 ①救助実施記録日計票 ②医薬品衛生材料受払簿 ③救護班活動状況 (2)県、市町 ①救助実績記録日計票 ②医薬品衛生材料受払簿 ③救護班活動状況（写） ④病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 ⑤医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類																																						

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項	必要な書類
助産	災害発生の日以前7日以内又は災害発生の日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含む）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分娩した日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・救護班等 使用した衛生材料等の実費 ・助産師 慣行料金の100分の80以内の額 ・妊婦等の輸送費は別途計上	・医療と同様に救護班により行われることが望ましい。 ・助産師によることも差し支えない。	(1)救助実施記録日計票 (2)衛生材料等受払簿 (3)助産台帳 (4)助産関係支出証拠書類
災 害 に か かった者の救出	・現に生命身体が危険な状態にある者 ・生死不明の状態にある者	・舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費又は購入費で直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ・救出のために使用した機械、器具の修繕費 ・機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、捜索や救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用の燃料費等	災害発生の日から3日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	当該地域における通常の実費	・救出に必要な機械器具、賃金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送方法	(1)救助実施記録日計票 (2)被災者救出用機械器具燃料受払簿 (3)被災者救出状況記録簿 (4)被災者救出用関係支出証拠書類

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項	必要な書類
災 害 に か かった住宅 の応急修理	・住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理できない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	応急修理用の原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費	災害発生の日から3ヶ月以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分 ・1世帯当たり 595,000 円以内	・対象世帯の把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施	(1)救助実施記録日計票 (2)住宅の応急修理記録簿 (3)住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (4)住宅の応急修理関係支払証拠書類
生業に必要な資金の貸与	住家の全壊（焼）、流失により、生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機会、器具、資材を購入するための費用	災害発生の日から1ヶ月以内	・生業費 1件当たり 30,000 円以内 ・就職支度費 1件当たり 15,000 円以内 ・貸付期間 2年以内 ・利子 無利子	・生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力があるものに対して貸付け	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失及び床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から （教科書）1ヶ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・児童及び生徒に支給した教科書及び教科書以外の教材の実費 ・文房具及び通学用品費の限度額 ①小学校児童1人当たり 4,500 円 ②中学校生徒1人当たり 4,800 円 ③高等学校等生徒1人当たり 5,200 円	・児童生徒の人員把握 ・教科書の確保 ・購入（配分）計画表の作成 ・教材については、県、市町教育委員会に届出又は承認を受けたものであること。	(1)救助実施記録日計票 (2)学用品の給与状況 (3)学用品購入関係支払証拠書類 (4)備蓄物資払出証拠書類
埋葬	災害により死亡した者を対象とし、実際に埋葬を実施した者に支給（原則、知事又は市町長）	現物給付を原則 ・棺、ドライアイス又は骨壺等埋葬に必要な物資の支給 ・火葬、土葬又は納骨等の役務の提供	災害発生の日から10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・1体当たり 大人（12歳以上）215,200 円以内 小人（12歳未満）172,000 円以内 ・棺、骨壺及び火葬等の埋葬の価格は当該地域の通常の際の市価で基準額の範囲内 ・特殊な場合の輸送費、賃金職員等雇上費については厚生労働大臣への事前協議が必要	・災害時の混乱の際に死亡した者であること。 ・災害のため埋葬を行うことが困難であること。（災害発生の日以前の死亡した者であっても対象となる。）	(1)救助実施記録日計票 (2)埋葬台帳 (3)埋葬費支出関係証拠書類

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項	必要な書類
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定される者	・借上費又は購入費舟艇、その他搜索のために必要な機械、器具の借上費又は購入費 ・修繕費 機械、器具の修繕費 ・燃料費 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、照明代	災害発生の日から10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生直後に行方不明となった者については、災害発生後3日を経過した者は一応死亡したものと推定		(1)救助実施記録日計票 (2)搜索用機械器具燃料受払簿 (3)死体の搜索状況記録簿 (4)死体搜索用関係支出証拠書類
死体の処理	災害の際、死亡した者	死体の発見から埋葬に移る過程において行われる処理 ・死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置 ・死体の一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・死体洗浄、縫合、消毒等 1体当たり3,500円以内 ・一時保存 既存建物を利用する場合 実費 既存建物を利用できない場合 1体当たり5,400円以内 ・検案 救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・死体の処理は、救助の実施機関である県知事、又は市町長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は、救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は、死体の処理として行う場合は、救護班が行うことを原則としている。	(1)救助実施記録日計票 (2)死体処理台帳 (3)死体処理費支出関係証拠書類

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項	必要な書類
障害物の除去	・自らの資力をもってしては障害物の除去を実施し得ない者 ・障害物により当面の日常生活が営み得ない状況にあること	・除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費 ・輸送費及び賃金職員等雇上費等	災害発生の日から10日以内 [ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり]	・1世帯当たり137,900円以内 ※市町ごとのプール計算を認めている。	・対象世帯の把握 ・日常生活に必要欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られること。 ・障害物の除去に必要な機械器具及び賃金職員の確保	(1)救助実施記録日計表 (2)障害物除去の状況 (3)障害物除去支出関係証拠書類
輸送費及び賃金職員等雇上費	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜索 ・死体の処理 ・救援用物資の整備、輸送及び配分		救助の実施が認められる期間以内	・当該地域における通常の実費		(1)救助実施記録日計票 (2)燃料及び消耗品受払簿 (3)輸送記録簿 (4)輸送費関係支払証拠書類 (5)賃金職員等雇上げ台帳 (6)賃金職員等雇上費支払関係証拠書類
実費弁償	・災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの		救助の実施が認められる期間以内	(日当 1人1日当たり) ・医師、歯科医師 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 ・保健師、助産師、看護師及び准看護師 ・救急救命士 ・土木技術者、建設技術者 県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。 ・大工、左官、とび職 県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額	・県知事が、災害救助法第24条に基づき救助業務従事命令を実施した場合、災害救助法施行規則の別表様式による。
	・災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定するもの			・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料をしてその100分の3を加算した額以内		

様式1

被 害 状 況 調

市町名：

人的被害	死 者		人		
	行 方 不 明		人		
	負傷	重 症	人		
		軽 症	人		
		小 計	人		
	計		人		
住家の被害	棟数	全壊、全焼又は流出		棟	
		半壊又は半焼		棟	
		一部破損		棟	
		床上浸水		棟	
		床下浸水		棟	
	世帯数及び人員	全壊、全焼又は流出	世帯		
			人員		
		半壊又は半焼	世帯		
			人員		
		一部破損	世帯		
			人員		
		床上浸水	世帯		
			人員		
		床下浸水	世帯		
			人員		
		災害発生年月日			

- 注1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること
- 2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること
- 3) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする
- 4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする
- 5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること

災害救助費概算額調

市町名：

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊き出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸) 与費	世帯			
(5) 医 療 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費 延 人	延 人			
助 産 費 延 人	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 遺 体 の 搜 索 費 体	体			
(12) 遺 体 の 処 理 費 体	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 賃				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法第35条の求償に対する支払費				
合 計				

市町村別被災世帯状況調

市町名：

(救助の種目名)

市町村	区分 市民税 課税状況		被災 世帯 総数 A	被災世帯内訳							救助対象世帯	基準 対象数 (A× 割合)	B－A
				救助対象世帯									
				被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯	計 B			
鳥栖市	非課税												
	課 税	均等割											
		所得割											
	計												%

注 1) 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること

2) 「応急仮設住宅」については全壊、全焼及び流失世帯を、「住宅の応急修理」については、半焼及び半焼世帯を、障害物の除去については半壊及び床上浸水世帯を記入すること

3) 火災保険金等収入のあった世帯は（ ）で再掲すること

何年度災害救助基金報告書

市町名：

概況	害救助基金現在高 (年4月1日) A		円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円	
	差引過△不足額 $A - B = C$		円	
	当該年度要積立額 D		円	
	当該年度積立予定額 E		円	
災害救助基金 運用状況 (災害救助基金 現在高内訳)	法第41条第1号の方法		円	
	同第2号の方法		円	
	同第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (年4月1日) F		円	
	災害救助基金最少額 G		円	
	差引過△不足額 ($F - G$) H		円	
	要積立額 I		円	
	積立額 J		円	
	支出額 K		円	
	応急仮設住宅	基金繰入額	円	
	払下収入金	その他	円	
	生業資金	その他	円	
	返還額	その他	円	

注) 「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること

救助の種目別物資受け払い状況

市町名：

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他 による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

注1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること

2) 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること

3) 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと

4) 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること

様式7

避難所設置及び収容状況

市町名：

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人			円	
計								

注1) 「種別」欄は、既存建物、野外施設、天幕の別に記入すること

2) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること

3) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

応急仮設住宅台帳

市町名：

[illegible]

注1) 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること

2) 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること

3) 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること

4) 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する

5) 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと

6) 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

炊出し給与状況

市町名：

[illegible]

(注)「備考」欄は、給食内容を記入すること。

[illegible]

2) 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

年 月 日

注1) 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること
2) 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること
3) 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること

救護班活動狀況

救護班

班長：医師 氏名

[illegible]

(注)「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町名：

診 療 機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬 点 数		金額 (円)	備考
				入院	通院	入院 (点)	通院 (点)		
		月 日							
計 機関	人								

注)「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

市町名：

[illegible]

被災者救出状況記録簿

市町名：

年月日	救出 人員 (人)	救出用機械器具								実支出額 (円)	備考
		名称	借 上			修 繕			燃料費 (円)		
			数量	所有者氏名 (管理者氏名)	金額 (円)	修繕 月日	修繕料 (円)	修繕の 概 要			
月 日											
計											

注1) 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること

2) 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること

3) 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

住宅応急修理記録簿

市町名：

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日 月 日	実支出額（円）	摘要
計				

学用品の給与状況

市町名：

学校名		学 年	児童（生徒） 氏 名	親権者氏名	給与月日 月 日	給与品の内訳							実支出額 (円)	備 考
						教科書				その他の学用品				
						国語	算数			鉛筆	ノート			
計	小学 生 人													
計	中学 生 人													

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

学校名

氏 名

注 1) 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること

2) 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること

埋葬台帳

市町名：

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨壺又 は骨箱	計	
						円	円		円	
計		人								

注1) 埋葬を行った人が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること

2) 町長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること

3) 埋葬を行った人に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること

障害物除去の状況

市町名：

住家被害程度 区 分		区 分	除去に要した 期 間	実支出額 (円)	除去に要すべき 状態の概要	備考
			月 日～ 月 日			
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

輸送記録簿

市町名：

[illegible]

注1) 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること

2) 市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること

3) 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること

4) 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること

5) 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

実費弁償

市町名：

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従業者数（人）		従事場所 （市町村）	従事期間	実支出額（円）				算定基準 による算 定額（円）	備考
	実人数	延人数			日当	旅費	時間外勤務手当	計		
医 師 及 び 歯 科 医 師										
薬 剤 師										
保健婦・助産 婦・看護婦										
土 木 技 術 者 建 築 技 術 者										
大 工 左 官 及 び と び 職										
計										

注）「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実費弁償

市町名：

(2) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)	備 考
業種	数	実人員 (人)	延人員 (人)				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車 輸送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実費弁償

市町名：

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 (円)	積算基礎	備考

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実費弁償

市町名：

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額(円)	積算基礎	備考

注 1) 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること

2) 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること

3) 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること

法第 34 条の補償費の状況

市町名：

区分	実支出額			備考
	員数	単価(円)	金額(円)	
1 人件費				
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他の消耗品 費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上料				
(4) 燃料費				
5 人夫費				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 遺体処理				
6 扶助金				
7 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること

救助日報

第 報

報告機関				受信機関					
送信者				受信者					
報告時間 月 日 時 現在				受診時間 月 日 時 現在					
避難所開設	開設期間	開設日時	月 日 時	被必服需寝品具の生給活与	前日よりの繰越量		点		
		閉鎖予定日	月 日		県より受入		点		
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊世帯		世帯	点
		収容人員	人			半壊・床上浸水世帯数		世帯	点
	屋外仮設	箇所数	箇所		翌日への繰越量		点		
		収容人員	人						
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		班	
		終了予定	月 日			救助地区			
	炊出箇所数	箇所	診療者数			医療	人		
		助産				人			
	炊出人員	朝	人		医療機関	医療	施設数	箇所	
		昼	人				診療人員	人	
		夕	人			助産	施設数	箇所	
		計	人				診療人員	人	
給水	供給地区数		地区	救助終了予定月日		月 日			
	供給人員数		人	救助地区					
	供給水量		ℓ	救出をした人員		人			
	給水期間	開始月日	月 日	今後救出を要する人員		人			
		終了予定日	月 日	救出終了予定月日		月 日			
	給水方法				救出の方法				

学用品支給	前日よりの繰越量		点		死体の処理	死亡原因別人員			
	県より受入れ		点			死体処理	死体洗浄	体	
	本日支給	小学生	全壊世帯	人			点	死体縫合	体
			半壊・床上浸水世帯数	人			点	死体消毒	体
		中学生	全壊世帯	人		点	死体保存	既存建物利用	箇所
			半壊・床上浸水世帯数	人		点		仮設建物	箇所
		高校生	全壊世帯	人		点	死体処理機関		
			半壊・床上浸水世帯数	人		点	今後死体処理を要する死体		体
	翌日への繰越量		点			死体処理終了月日		月 日	
	埋葬	前日までの埋葬		体		障害物除去	障害物除去を要する戸数		戸
本日埋葬		大人	体		本日除去した戸数		(計 戸) 戸		
		小人	体		今後除去を要する戸数		戸		
		計	体		障害物除去の終了予定月日		月 日		
翌日以降の要埋葬数		体		公用車使用	台				
埋葬終了予定月日		月 日			借上車使用		台		
死体の搜索	搜索地区				輸送	救助の種類			
	死体	搜索を要する死体		体					
		本日発見死体		体					
		今後の要搜索死体		体					
	搜索の方法				賃金職員等	賃金職員等雇上数		人	
	搜索終了予定月日		月 日			従事作業			
仮住設宅	着工月日		月 日 戸		備考	その他			
	竣工月日		月 日 戸						
住修宅理	着工月日		月 日 戸		備考				
	竣工月日		月 日 戸						

様式 29

救助実施記録日計票

救助の 種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町名

責任者 氏名

⑩

No. _____

月 日 時 分

員 数 （ 世 帯 ）	
品 目 （数量金額）	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

※ 特段、記録、事項等について規定はないが、日毎に各救助を実施するにあたって必要最小限度の事項を記録する必要がある。

(記入要領)

- 1 各救助の種類ごとに作成すること。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5訂正) のように記載のうえ、前回分No.5の記録票には朱で×印を附し (No.11に訂正済) とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連の番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種別欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- 4 機械器具等が無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他の生活必需品の給与等で、県調達分と市町調達分の双方があるときは、それぞれ個別に記録票を作成する。

(各救助種類ごとの記入事項)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 避難所の設置 | 箇所数、避難人員 |
| 2 応急仮設住宅の設置 | 設置(希望)戸数、借上(希望)戸数 |
| 3 炊出しその他による食品の給与 | 箇所数、給食数、給食人員 |
| 4 飲料水の供給 | 対象人員 |
| 5 被服寝具その他生活必需品の給与 | 主たる品目別給与点数及び給与世帯数 |
| 6 医療及び助産 | 班数、医療機関数、患者数、分娩者数 |
| 7 災害にかかった者の救出 | 救出人員、行方不明者数 |
| 8 災害にかかった住宅の応急修理 | 対象世帯数 |
| 9 学用品の給与 | 小、中学、高校別対象者数及び給与点数 |
| 10 埋葬 | 埋葬数 |
| 11 死体の搜索 | 死体処理数 |
| 12 障害物の除去 | 対象世帯数 |

救助の種目別物資受払状況

市町名：

救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具用								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記載すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記載すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県より受入分及び市町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記載すること。なお、「備考」欄に払高残量（使用数量）に対する金額を記入すること。

遺体の搜索状況記録簿

市町名：

[illegible]

- (注) 1 他市町に及んだ場合には、「備考」欄にその市町名を記入すること。
2 搜索用機械器具の借上費については、有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

様式 33

行方不明者搜索票

No.					
届 出 者	住 所	電話番号			
	氏 名		性別		
	要搜索者との関係				
要 搜 索 者	住 所	電話番号			
	本 籍				
	氏 名		性別		年齢
	特徴（身長、体重、髪型、服装、所持品、その他の特徴）※写真を添付				
	確認場所		確認日時		

様式 34

行方不明者搜索名簿

No. _____

受付 番号	要 索 者	住所	TEL		性別	
					年齢	
		氏名			身長	cm
					体重	kg
	届 出 者	その他特徴				
		住所	TEL			
		氏名			要搜索者 との関係	
受付 番号	要 索 者	住所	TEL		性別	
					年齢	
		氏名			身長	cm
					体重	kg
	届 出 者	その他特徴				
		住所	TEL			
		氏名			要搜索者 との関係	
受付 番号	要 索 者	住所	TEL		性別	
					年齢	
		氏名			身長	cm
					体重	kg
	届 出 者	その他特徴				
		住所	TEL			
		氏名			要搜索者 との関係	
受付 番号	要 索 者	住所	TEL		性別	
					年齢	
		氏名			身長	cm
					体重	kg
	届 出 者	その他特徴				
		住所	TEL			
		氏名			要搜索者 との関係	

雨量観測所

1 国土交通省関係

観測所名	水系名 (河川名)	所 在 地	管 理 者
久留米	筑後川 (筑後川)	久留米市高野 1 - 2 - 1 (筑後川河川事務所)	筑後川河川事務所
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	筑後川	鳥栖市田代昌町字石町 4 9 2	佐賀国道事務所

2 県関係

観測所名	水系名 (河川名)	所 在 地	備 考
牛原	筑後川 (安良川)	鳥栖市牛原町別石 1 1 4 4 - 5 堤	
鳥栖	筑後川 (轟木川)	鳥栖市元町 1 2 3 4 - 1 (東部土木事務所)	
酒井上橋	筑後川 (大木川)	鳥栖市酒井西町大字酒井西字中村 2 5 3	
飯田橋	筑後川 (秋光川)	鳥栖市飯田町字重田 6 5 - 8	

3 市町・その他の機関

観測所名	水系名 (河川名)	所 在 地	管 理 者
河内ダム	筑後川	鳥栖市河内町 1 6 7 9	鳥栖市
鳥栖・三養基地区 消防署	筑後川	鳥栖市本町三丁目 1 4 8 8 - 1	消防署
鳥栖	筑後川	鳥栖市田代外町 (鳥栖市立田代中学校)	気象台

水位観測所

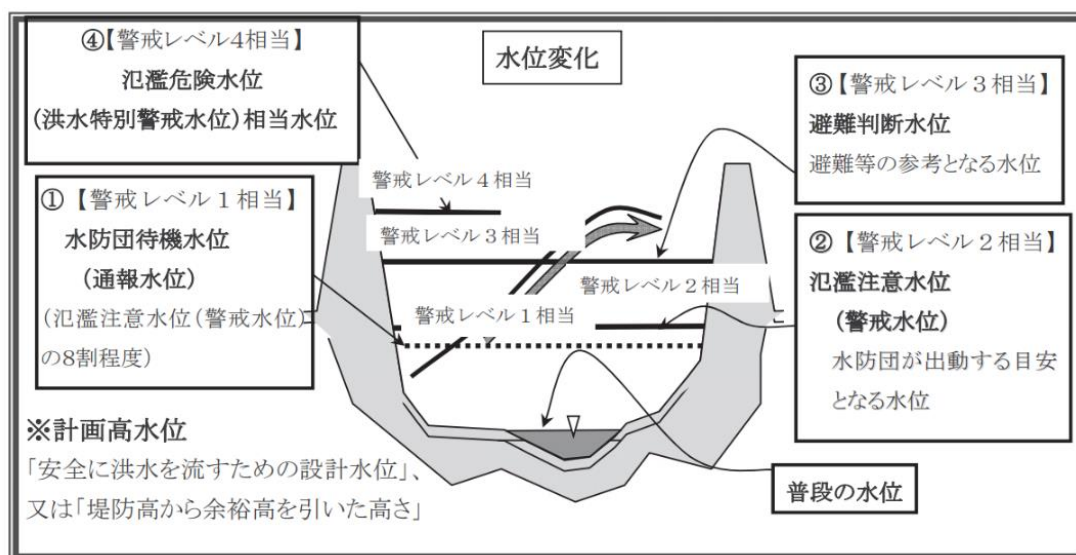
1 国土交通省関係

河川名	(観測所名) 位 置	水 防 団 待機水位 (m)	氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水 位 (m)	氾 濫 危険水位 (m)
筑後川	(瀬ノ下) 久留米市瀬ノ下町字浜町上	3.50	5.00	6.80	7.10
筑後川 (宝満川)	(端間) 福岡県小郡市福童	2.40	3.60	4.00	4.65

2 県関係

河川名	(観測所名) 位 置	水 防 団 待機水位 (m)	氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水 位 (m)	氾 濫 危険水位 相当水位 (m)	氾濫注意 水位から 天端までの 余 裕 高 (m)
秋光川	(飯田橋) 鳥栖市飯田町	2.10	2.60	3.40	4.00	2.00
大木川	(井河原橋) 鳥栖市神辺町 ※未公表	1.00	1.20	—	—	1.40
大木川	(酒井上橋) 鳥栖市酒井西町	2.40	2.90	3.10	3.38	2.00
安良川	(幸津橋) 鳥栖市幸津町	1.60	2.00	2.86	3.24	2.32
沼川	(沼川橋) 鳥栖市三島町 ※未公表	2.40	2.90	—	—	2.40

水位模式図



洪水予報

1 洪水予報の基準

区 分	基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
氾濫危険情報 (洪水情報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき発表する。

2 国土交通大臣と気象庁官が共同して行う洪水予報地点（基準地点）

河川名	観測所名	位 置	所在地	平 常 水 位 (m)	水防団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)	計画高 水 位 (m)
筑後川	瀬ノ下	北緯 33° 19' 10" 東経 130° 29' 42"	久留米市 瀬下町 字浜町上	1.44	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78

水防警報

1 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	量水標等の設置されている地点ごとに知事が定める通報水位である水防団待機水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に係りのある機関の職員に待機を水防支部長(土木事務所長)が警報するもの。
準備警報	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に係りのある機関の職員の出動を行い、水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を水防支部長(土木事務所長)が警報するもの。
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に係りのある機関の職員の出動を水防支部長(土木事務所長)が警報するもの。
解 除	氾濫注意水位を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき、水防活動の終了を水防支部長(土木事務所長)が通知するもの。
地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防支部長(土木事務所長)が水防警報を発表する。	

2 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

河 川	区 域
筑 後 川	右岸 鳥栖市下野町字下分から海まで
宝 満 川	右岸 鳥栖市酒井東町(秋光川合流点)から幹川合流点まで

3 県知事が水防警報を発表する河川

河 川	区 域
安 良 川	鳥栖市山浦町岸田橋から鳥栖市幸津町鉄道橋まで
大 木 川	鳥栖市曽根崎町国道3号線八坂橋から宝満川合流点まで
秋 光 川	三養基郡基山町大字小倉国道3号秋光橋から宝満川合流点まで

4 水防警報対象量水標及び条件

河 川 (水系名)	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
筑後川 (筑後川)	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に達し、 氾濫注意水位(5.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.50m)を越え、 氾濫注意水位(5.00m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)に達し、なお、 上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)以下に下って、 再び増水のおそれがないと思われるとき。
宝満川 (筑後川)	端間	水防団待機水位(2.40m)に達し、 氾濫注意水位(3.60m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、 氾濫注意水位(3.60m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお、 上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)以下に下って、 再び増水のおそれがないと思われるとき。
安良川	幸津橋	水防団待機水位(1.60m)に達し、 上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.60m)を越え、 氾濫注意水位(2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)に達し、なお、 上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
大木川	酒井上橋	水防団待機水位(2.40m)に達し、 上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、 氾濫注意水位(2.90m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m)に達し、なお、 上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
秋光川	飯田橋	水防団待機水位(2.10m)に達し、 上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.10m)を越え、 氾濫注意水位(2.60m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m)に達し、なお、 上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位(2.60m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。

水防信号及び標識

1 水防信号

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

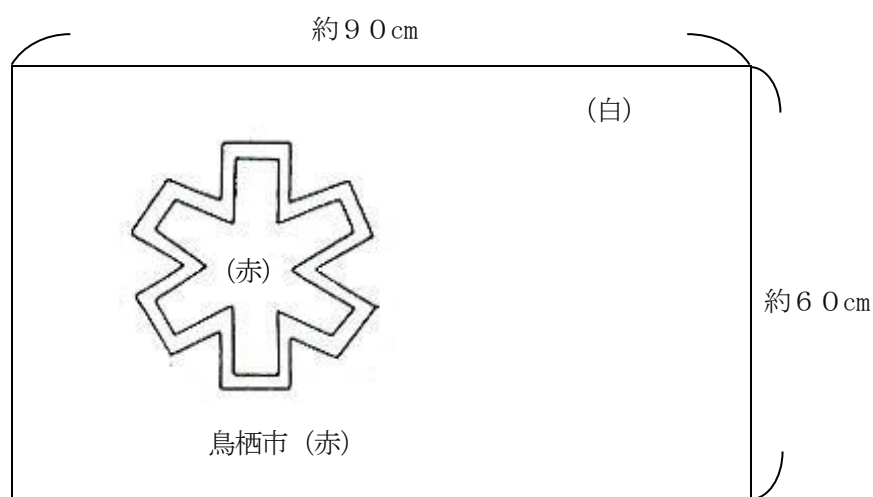
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○ー休止 約 約 5秒 15秒 ○ー休止 約 約 5秒 15秒 ○ー休止 約 約 5秒 15秒
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	○ー休止 約 約 5秒 6秒 ○ー休止 約 約 5秒 6秒 ○ー休止 約 約 5秒 6秒
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	○ー休止 約 約 10秒 5秒 ○ー休止 約 約 10秒 5秒 ○ー休止 約 約 10秒 5秒
第4信号	乱 打	○ー休止 約 約 1分 5秒 ○ー休止 約 約 1分 5秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時はその旨口頭伝達する。	

2 水防標識

車両の緊急優先通行標識は次のとおりである。



※ ただし、鳥栖市の所有する標識にあわせる。

<参考>

国交省の「水防計画作成の手引き」

夜明ダム放流情報の伝達先

区 長	排水機場
真木町、高田町、安楽寺町、水屋町、江島町、下野町、三島町	前川排水機場、轟木排水機場、 沼川排水機場、下野排水機場

水防警報及び氾濫注意情報等の伝達先

河川名	区 長	排水機場等
筑後川	江島町、儀徳町、前田町、幸津町、下野町、三島町、 あさひ新町	前川排水機場、轟木排水機場、 蓮原排水機場、沼川排水機場、 下野排水機場、西赤川樋管
宝満川	轟木町、藤木町、今泉町、真木町、高田町、安楽寺町、 酒井西町、酒井東町、水屋町、飯田町、江島町、 村田町、儀徳町、前田町、幸津町、下野町、三島町、 西田町、あさひ新町	前川排水機場、轟木排水機場、 蓮原排水機場、沼川排水機場、 下野排水機場、西赤川樋管
秋光川	永吉町、酒井西町、酒井東町、水屋町、飯田町、 姫方町、幡崎町	前川排水機場、轟木排水機場、 蓮原排水機場、沼川排水機場、 下野排水機場、沼川水門、 西赤川樋管
大木川	藤木町、高田町、安楽寺町、本鳥栖町、神辺町、 酒井西町、酒井東町、曾根崎町、水屋町、松原町	前川排水機場、轟木排水機場、 沼川排水機場、下野排水機場、 大木川水門、北畑水門、 沼川水門
安良川	轟木町、真木町、宿町、蔵上町、牛原町、山浦町、 原古賀町、儀徳町、幸津町、下野町、三島町、 あさひ新町	沼川排水機場、下野排水機場、 沼川水門、上川原樋管、 一本杉樋管、幸津樋管

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒等区域内の要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設の範囲】

水防法第15条第1項第4号ロに規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者や障害者、幼児等が利用する施設のうち、次の用途のものとする。

区 分	施 設 種 別
高齢者施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、生活支援ハウス、地域共生ステーション、老人福祉センター
障害児・障害者施設	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、障害者支援施設、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設
児童福祉施設等	放課後児童健全育成施設、児童厚生施設、病児保育施設、児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所、乳児院、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、一時預かり事業所
医療施設	病院、診療所（有床に限る）、助産所
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校

（１）洪水浸水想定区域内

No.	区分	施設種別	施設名称	所在地
1	高齢者施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設寿夢の郷	高田町字中の坪205番地1
2	高齢者施設	看護小規模多機能	看護小規模多機能フィオーレとどろき	轟木町1579番地1
3	障害児・障害者施設	共同生活援助	スイングフェイス	下野町字五郎丸1962番地1
4	障害児・障害者施設	共同生活援助	しゃぼん	幸津町980-1
5	障害児・障害者施設	児童発達支援	ミライト鳥栖	今泉町2449番地1

6	障害児・障害者施設	児童発達支援	こどもデイサービスなないろ鳥栖	轟木町1091番地6号
7	障害児・障害者施設	児童発達支援	児童ルーム スマイル CoCo	酒井西町字柳原 346・2
8	障害児・障害者施設	児童発達支援	児童ルーム たっちキッズ 鳥栖南	酒井西町 640-3
9	障害児・障害者施設	就労継続支援(A型)	マリーズハウス	下野町 2355 番地
10	障害児・障害者施設	就労継続支援(A型)	就労支援事業所ふくろう鳥栖事業所	藤木町1番30号
11	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	優	下野町 2509 番地
12	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	全力疾走	儀徳町 2650 番地 2 号
13	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	はな	幸津町 980 番地 1
14	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	社会福祉法人かだん	幸津町 980-1
15	障害児・障害者施設	生活介護	ひかり	幸津町 980 番地 1
16	障害児・障害者施設	生活介護	朝日山学園	江島町字西谷 3300 番地 1
17	高齢者施設	地域密着通所介護	デイサービスセンターあさひ	江島町1880番地1
18	高齢者施設	通所介護	デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	藤木町2番地1
19	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンター「ほほえみ」	藤木町1450番地6
20	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンターセントポーリアサント・ステージ	真木町1990番地
21	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンター南風田代	田代外町699番地4
22	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンターろしゅう	儀徳町2907番地1
23	高齢者施設	通所介護	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	儀徳町2603番地1
24	高齢者施設	通所介護	今村病院デイサービスセンター	轟木町1572番地
25	高齢者施設	通所介護	デイサービスけいしん	原町688ー1
26	高齢者施設	通所介護	デイサービスセンターセントポーリア	今泉町2434番地1
27	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム百楽仙	蔵上四丁目292番地

28	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	蔵上四丁目 2 9 3 番地
29	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム南風	儀徳町 2 2 3 8 番地 1
30	高齢者施設	特定施設	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ 番館	今泉町 2 3 9 5 番地 1
31	高齢者施設	認知症共同	グループホーム「かがやきの里」とどろき	轟木町 1 5 7 4 番地
32	高齢者施設	認知症共同	グループホームけいしん	原町 6 8 8 番地 1
33	高齢者施設	認知症共同	グループホームめぐみ	儀徳町 2 9 0 7 番地 1
34	障害児・障害者施設	放課後等デイ	アース バニラ	田代外町 6 7 8 番地 3
35	障害児・障害者施設	放課後等デイ	ミライト鳥栖	今泉町 2 4 4 9 番地 1
36	障害児・障害者施設	放課後等デイ	こどもデイサービスなないろ鳥栖	轟木町 1 0 9 1 番地 6 号
37	障害児・障害者施設	放課後等デイ	こども発達支援ハウス 叶	下野町 2355 番地
38	高齢者施設	有料老人ホーム	けいしんハウス	原町恒石 688 番地 1
39	高齢者施設	有料老人ホーム	ぽっかぽか・鳥栖館	儀徳町 2650 番地 1
40	高齢者施設	有料老人ホーム	ルックスエトグラチア	儀徳町 2907 番地 1
41	高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム百楽仙	蔵上四丁目 292
42	高齢者施設	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	蔵上四丁目 293
43	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム フィオーレとどろき	轟木町 1579-1
44	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホームセントポーリアセカンドステージ	真木町 1990 番地
45	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム 南風田代	田代外町 699 番地 4
46	高齢者施設	有料老人ホーム	有料老人ホームはなこころ	下野町 1391-3
47	高齢者施設	有料老人ホーム	南風	儀徳町 2238-1
48	高齢者施設	有料老人ホーム	南風Ⅱ 番館	今泉町 2395-1
49	高齢者施設	有料老人ホーム	高齢者専用賃貸住宅セントポーリア	今泉町 2434 番地 1

50	医療施設	診療所	すむのさと高尾病院	高田町 2 1 0 番地 1
51	医療施設	病院	今村病院	轟木町 1 5 2 3 番地 6
52	医療施設	病院	医療法人啓心会 啓心会病院	原町浦田 6 7 0 番地 1
53	教育施設	公立小学校	基里小学校	曾根崎町 1521-1
54	教育施設	公立小学校	旭小学校	村田町 109-1
55	教育施設	公立中学校	基里中学校	原町 672-1
56	教育施設	放課後児童クラブ	放課後児童クラブげんき	蔵上町 35 番地 4
57	教育施設	放課後児童クラブ	アフタースクールあいあい	儀徳町 2 2 1 3 番地 1
58	教育施設	保育所	ひよこ保育園とどろき	轟木町 1560-2
59	教育施設	保育所	ふれあい保育園	藤木町 1-32 (商工団地内)
60	教育施設	保育所	パンダ保育園	真木町 2070-2
61	教育施設	保育所	ひよこ保育園 GRANDIR	轟木町 1564
62	教育施設	保育所	下野園	下野町 2587
63	教育施設	保育所	あいあい保育園	儀徳町 2213-1
64	教育施設	保育所	白鳩園	原町 715-3
65	教育施設	保育所	ヤクルト鳥栖サービスセンター	儀徳町 2209
66	教育施設	保育所	あさひ託児ルーム	幸津町 979-9
67	教育施設	保育所	すむのさと子供館	高田町 210-1
68	教育施設	保育所	しんとすげんき保育園	蔵上町 42-1
69	教育施設	幼稚園	あさひ幼稚園	儀徳町 2609
70	教育施設	幼稚園	若竹幼稚園	曾根崎町 1389-1
71	教育施設	幼稚園	鳥栖レンビニ幼稚園	轟木町 1327

(2) 土砂災害警戒区域内

No.	区分	施設種別	施設名称	所在地
1	高齢者施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム真心の園	村田町 1 2 5 0 番地 1
2	高齢者施設	短期生活	真心の園ショートステイ	村田町 1 2 5 0 番地 1
3	高齢者施設	通所介護	真心の園デイサービスセンター	村田町 1 2 5 0 番地 1
4	障害児・障害者施設	就労移行支援	グリーンファーム山浦 (多機能型)	山浦町字椿谷 1732 番地 1
5	障害児・障害者施設	就労継続支援(B型)	グリーンファーム山浦 (多機能型)	山浦町字椿谷 1732 番地 1
6	障害児・障害者施設	就労定着支援	グリーンファーム山浦	山浦町椿谷 1732 番地 1
7	教育施設	保育所	まごころ保育園	村田町 1250 番地 1
8	教育施設	保育所	サンセールミキ託児所ふくろう園	弥生が丘 8 丁目 14

水防倉庫設置状況

区 分	項 目
管 理 者	鳥栖市長
所 在 地	鳥栖市本町（鳥栖消防署敷地内）
倉 庫 の 名 称	中央水防倉庫
備 蓄 資 材	杭木、鉄杭、土のう、水のう、ブルーシート、ロープ、トラロープ、KPロープ、鉄線
備 蓄 器 材	木蛸、掛矢、ハンマー、スコップ、ツルハシ、鋸、斧、鎌、ナタ、ペンチ、シノー、クリッパー、チェーンソー
そ の 他	レンチ、バール、投光器、懐中電灯、発電機、ハロゲンライト、カラーコーン

水防活動状況報告

川水系	佐賀県	年 月 日増水、台風 号	年 月 日 時 分現在
-----	-----	--------------	-------------

河川名	基準 観測所	水防活動時刻		水防活動地先（距離標）		水防活動を 行った原因	工法 活動内容	主要資材	活動人員	効果	備考
		開始日時	終了日時	自	至						

※工法、活動等の状況が変わり次第、報告

一般被害一覧

川水系		佐賀県	年 月 日増水、台風 号	年 月 日 時 分現在		
市 町 名						
人 的 被 害	死 者	人				
	負 傷 者	人				
	行方不明者	人				
家 屋 被 害	全 壊	戸				
	半 壊	戸				
	流 失	戸				
	床 上 浸 水	戸				
	床 下 浸 水	戸				
	非住家被害	戸				
耕地被害	水 田	流失・埋没	町歩			
		浸 水	町歩			
	畑	流失・埋没	町歩			
		浸 水	町歩			
土木施設関係被害	道 路 被 害	ヶ所				
	橋 梁 流 失	ヶ所				
	堤 防 決 壊	ヶ所				
	山（崖）崩れ	ヶ所				
	鉄・軌道被害	ヶ所				
り 災 者 概 数		人				
り 災 世 帯 数		戸				
摘 要						

避難状況報告

川水系		佐賀県		年 月 日増水、台風 号		年 月 日 時 分現在	
市町名	地区名	日 付	時 間	避難状況	避難人数	避難場所	備 考

※避難状況、避難人数等、状況が変わり次第、報告

報告様式 1

水防活動実施報告

鳥栖市（ 月分）

出水の概況	川 氾濫注意水位（警戒水位） m 雨 量 mm								
水 防 実 施 箇 所	左 川 岸 地先 m 右 								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動	水防団員		消防団員		その他		合 計		
人 員	人		人		人		人		
水防作業の 概 況 及 び 工 法									
水防の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使 用 資 器 材	土 の う					居 住 者 の			
	シ ー ト 類					出 動 状 況			
	縄・ロープ類					水 防 関 係 者 の			
	杭・丸太・鉄杭					死 傷			
	そ の 他					雨 量 ・ 水 位 の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防支部を経由して、当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに水防活動概要報告書を添付の上、水防本部に報告。

年大雨・台風
号における水防活動

(佐賀県鳥栖市消防団
分団・
年
月
日～
日)

○概要

鳥栖市消防団○○分団は、○年○月○日、(台風○号の影響に伴う) 集中豪雨に際し、述べ○部隊
○名が出動。市内では、1 時間雨量 1 0 0 mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
/ ~ / 約 時間	名	・土のう積み (300 袋) ・避難誘導 (20 世帯) ・排水作業 (3 件)

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸 (○○地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸 (○○地先)
積み上げ土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸 (○○地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施個所
地図

重要水防箇所評定基準（国土交通省関係）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （ 溢 水 ）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に深掘れされているが、その対策が未施工の箇所。	

工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所指定基準（県河川）

○ 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により、床上浸水10戸以上又は床下浸水50戸以上の被害を与える区間
○ 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により、公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
○ 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により、農地60ha以上に被害を与える区間

重要水防箇所危険度評価基準（県河川）

危険度 ランク 項目	A（水防上特に重要な箇所）	B（次に重要な箇所）	C（重要な箇所）
堤防高 （流下能力）	・ 時間雨量30mm程度以下の流下能力しかない区間	・ 時間雨量30～50mm程度の流下能力しかない区間	—
堤体の強度・断面	・ 堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1／2程度以下） ・ 堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・ 堤防断面が不足している区間（計画断面の2／3程度以下の区間） ・ 工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・ 漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間	・ 堤体又は基礎地盤等の土質不良により、不良沈下等が予想される区間 ・ 漏水により堤体破損の不安が考えられる区間
水衝箇所	・ 洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流失実績があり、再度被災のおそれのある区間	・ 低水、高水護岸が不完全と考えられる区間	・ 低水、高水護岸が完全にあるが水防上注意を要する区間
深掘れ箇所	・ 堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・ 河床の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘りされるおそれのある区間	・ 河床が低下し、水防上注意を要する区間
その他	・ 横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所で危険が予想される箇所	・ 護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所	・ その他水防上注意を要する区間
※ 2以上の項目に該当し、危険度ランクが違う場合は、上位ランクに評定する。			

河川等水防箇所

1 河川

(1) 国土交通省関係

① 重要水防箇所一覧表 (A)

無し

② 重要水防箇所一覧表 (B)

河川名	地先名	左右岸 の区別	位 置	延 長	備 考	水防工法
宝満川	鳥栖市幸津町	左岸	2 k 0 2 5 ~ 2 k 1 0 0	7 2 m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
宝満川	鳥栖市幸津町	右岸	2 k 0 2 5 ~ 2 k 1 0 0	8 6 m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工

③ 重要水防箇所一覧表 (A) 工作物

河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考
安良川	鳥栖市下野	右岸	0 k 2 0 0	板井手堰用水樋管 下野水利組合 応急対策A
安良川	左岸:鳥栖市真木 右岸:鳥栖市下野	両岸	0 k 1 7 5	板井手堰 下野水利組合 応急対策A

④ 重要水防箇所一覧表 (B) 工作物

河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考
安良川	左岸:鳥栖市轟木 右岸:鳥栖市幸津	両岸	2 k 0 4 0	旭川鉄道橋 九州旅客鉄道(株) 桁下高B

(2) 県関係

① 重要水防箇所及びその危険と予想される箇所

河川名	重要水防箇所		危険と予想される主な箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
	延 長	区 間	延 長	危険度ランク	区 間		
沼 川	左 3,500	浮殿橋上流300m～新沼川水門	—	—	—	—	—
沼 川	右 3,500	浮殿橋上流300m～新沼川水門	—	—	—	—	—
安良川	左 2,600	市道平田養父線～県道佐賀川久保鳥栖線松原新橋 J R長崎本線～喜平橋	—	—	—	—	—
安良川	右 3,200	市道平田養父線～喜平橋	右 1,300	B	市道平田養父線岸田橋～J R長崎本線	越水・破堤	積土俵・木流し
大木川	左 4,600	J R鹿児島本線～大木川水門	—	—	—	—	—
大木川	右 4,600	J R鹿児島本線～大木川水門	—	—	—	—	—
山下川	左 1,100	鳥栖朝倉線～大木川合流点	—	—	—	—	—
山下川	右 1,100	鳥栖朝倉線～大木川合流点	—	—	—	—	—
秋光川	左 8,100	脇田橋～宝満川合流点	—	—	—	—	—
秋光川	右 8,100	脇田橋～宝満川合流点	—	—	—	—	—

② 重要水防区間外で危険と予想される箇所

河川名	危険と予想される主な箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
	延 長	危険度 ランク	区 間		
安良川	右 100	B	市道平田養父線より上流100mまで	水があふれる	積土俵・木流し
西田川	左 2,600	B	県道中原鳥栖線上流～筑後川合流点	水があふれる	積土俵
西田川	右 2,600	B	県道中原鳥栖線上流～筑後川合流点	水があふれる	積土俵

2 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

路 線 名	位置及び区間	道路 巾員 (m)	日雨量100mmの場合の 冠水状況			日雨量200mmの場合の 冠水状況			迂回路 の有無	備 考
			延長 (m)	水深 (cm)	期間 (時)	延長 (m)	水深 (cm)	期間 (時)		
久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町 J R鹿児島本線高架下	16	0	0	0	80	20	4	有	国道34号
中原鳥栖線	鳥栖市儀徳町 (J R鹿児島本線高架下)	6	0	0	0	50	20	4	有	
轟木・衛生処理場線	鳥栖市真木町	6							有	1級市道
曾根崎地下道線	鳥栖市本鳥栖町	4				50	20		有	2級市道
今泉・安楽寺線	鳥栖市今泉町～鳥栖市真木町	9				100	30		有	2級市道
村田・西田線	鳥栖市村田町	5				300	30		有	2級市道
石橋川線	鳥栖市今泉町～鳥栖市真木町	5				150	30		有	3級市道
二本黒木・一本杉線	鳥栖市轟木町	5					30		有	3級市道
九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘 (J R鹿児島本線高架下)	11	0	0	0	80	20	4	有	

3 水防警戒を要するため池

溜池名	管理者名	位置	要水防 延 長 (m)	満 水 面 積 (ha)	貯水量 (千m ³)	堤 高 (m)	満水面 上 の 余裕高	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危険状況等
									叭 (枚)	縄 (kg)	杭 (本)		
神山	神山ため池水利組合	鳥栖市袖比町	178.0	2.30	109.0	14.40	1.50	土俵積	500	150	100	5	決壊した場合、人家や公共 施設等に影響を与えるおそ れあり（防災重点ため池） 堤体老朽、土砂堆積 土砂堆積 堤体老朽、余水吐断面狭小
安永田	安永田ため池水利組合	鳥栖市袖比町	100.0	2.70	135.0	12.00	2.30	土俵積	500	150	100	-	
太田	田代本町ため池水利組合	鳥栖市田代町	75.0	0.20	3.9	4.20	1.00	土俵積	500	150	100	10	
第一国泰寺	萱方ため池水利組合	鳥栖市萱方町	70.0	1.10	42.0	7.00	2.00	土俵積	500	150	100	300	
第二国泰寺	萱方ため池水利組合	鳥栖市神辺町	145.0	1.00	45.0	8.10	2.10	土俵積	500	150	100	300	
萱方	岡本 和久	鳥栖市萱方町	90.0	0.50	6.7	5.00	2.10	土俵積	500	150	100	10	
池田（上）	池田ため池水利組合	鳥栖市神辺町	81.0	0.40	3.2	3.00	1.30	土俵積	500	150	100	2	
池田（下）	内田 信久	鳥栖市神辺町	0.80	11.0	4.50	1.00	1.00	土俵積	500	150	100	40	
宿町	宿町ため池水利組合	鳥栖市牛原町	190.0	0.70	12.6	4.00	1.50	土俵積	500	150	100	100	
養父	養父ため池水利組合	鳥栖市養父町	51.0	0.50	5.0	3.90	1.00	土俵積	500	150	100	10	
原古賀(上)	片田 正俊	鳥栖市山浦町	110.8	0.54	16.7	5.70	0.90	土俵積	500	150	100	15	
原古賀(下)	片田 正俊	鳥栖市山浦町	106.0	0.80	24.0	6.45	1.30	土俵積	500	150	100	200	
平田（下）	平田生産組合	鳥栖市平田町	69.0	0.20	4.5	9.00	1.80	土俵積	500	150	100		
本谷	立石生産組合	鳥栖市立石町	85.0	0.30	7.5	8.40	1.50	土俵積	500	150	100	9	
吉原	立石生産組合	鳥栖市立石町	116.0	0.40	7.0	6.50	2.00	土俵積	500	150	100		
西の谷	江島町区	鳥栖市江島町	60.0	0.70	11.0	4.00	0.70	土俵積	500	150	100	2	
五番目谷	三島町区	鳥栖市江島町	43.0	0.40	6.0	3.50	0.90	土俵積	500	150	100	5	
一の坪	乗目一の坪ため池水利組合	鳥栖市山浦町	80.0	0.40	5.0	4.00	1.50	土俵積	500	150	100	1	

排水ポンプ及び水こう門設置箇所

1 排水ポンプ

名称	排水先 河川名	内水河川名	位置	形式・口径・動力・台数・出力	総排水 能力 (m^3/h)	管理者	管理 受託者
前川	宝満川	前川	鳥栖市安楽寺町	立軸斜流 1, 200m／mディーゼル 3 台 228kw 213kw	32, 400	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
轟木	宝満川	轟木川	鳥栖市真木町	横軸斜流 2 台 1, 200m／mガスタービン 213kw 横軸軸流 2 台 1, 600m／mガスタービン 349kw	68, 400	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
蓮原	宝満川	蓮原川	鳥栖市水屋町	横軸軸流 1, 100m／mディーゼル 2 台 117kw	18, 000	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
沼川	筑後川	沼川放水路	鳥栖市下野町	立軸斜流 1, 000m／mディーゼル 2 台 240PS	18, 000	佐賀県	鳥栖市
下野	筑後川	西田川	鳥栖市下野町	横軸軸流 1, 200m／mディーゼル 2 台 215kw	21, 600	佐賀県	鳥栖市

2 水こう門

河川名	名 称	位 置	形状寸法	操作方法	全開に要 する時間	所有者	管理 受託者
宝満川	蓮原水門	鳥栖市水屋町	巾 高 3. 10×3. 80 中央 1 連 2. 30×3. 20 両側 2 連	電動	1 0 分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
宝満川	大木川水門	鳥栖市水屋町	巾 高 6. 00×8. 4 中央 3 連 6. 00×7. 2 両側 2 連	電動	1 0 分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
大木川	北畑水門	鳥栖市水屋町	巾 高 2. 40×3. 30 2 連	ディーゼル エンジン	5 分	佐賀県	鳥栖市
前川	前川排水樋門	鳥栖市真木町	巾 高 5. 80×3. 50 3 連	電動	1 0 分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市

河川名	名 称	位 置	形状寸法	操作方法	全開に要 する時間	所有者	管理 受託者
轟木川	轟木水門	鳥栖市真木町	巾 高 14.00×4.50 中央1連 6.20×2.95 両側2連	電動	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
轟木川	轟木川放水路水門	鳥栖市轟木町	巾 高 4.00×0.99 鋼製油圧式自動堰 1門	油圧	5分	佐賀県	—
西田川	下野水門	鳥栖市下野町	巾 高 2.00×2.30 2連	電動	10分	佐賀県	鳥栖市
沼川放水路	沼川水門	鳥栖市下野町	巾 高 11.25×4.40 2連	電動	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
宝満川	西赤川樋門	鳥栖市酒井東町	巾 高 3.00×3.53 鋼製スライドゲート 2連	電動	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
安良川	上川原樋管	鳥栖市幸津町	巾 高 1.75×1.75 鋼製ローラーゲート	ディーゼル エンジン	15分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
安良川	一本杉樋管	鳥栖市幸津町	巾 高 1.75×1.50 鋼製ローラーゲート	ディーゼル エンジン	10分	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市
安良川	幸津樋管	鳥栖市幸津町	巾 高 0.80×0.95 鋼製スライドゲート	手動		国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市

防災ダム設置箇所

- 1 名 称 河内ダム
- 2 位 置 鳥栖市河内町
- 3 所 有 者 佐賀県
- 4 管 理 者 鳥栖市
- 5 設置目的 大木川流域の災害防止と農業用水の確保

6 諸元

(1) 貯水池

流 域 面 積	9 2 0 ha
満 水 面 積	4 4 5 ha
集 水 面 積	1 1 . 9 ha
総 貯 水 量	1, 1 9 5, 8 9 0 m ³
洪水調節容量	9 2 2, 4 4 0 m ³
有効貯水量	1, 1 0 2, 4 4 0 m ³
灌 溉 必 要 量	1 8 0, 0 0 0 m ³
サーチャージ水位	1 9 4 . 8 7 2 m
常 時 満 水 位	1 8 4 . 0 2 8 m
最 低 水 位	1 7 8 . 5 0 0 m
堆 砂 容 量	9 3, 4 5 0 m ³

※総貯水量 … 有効、無効も含めたダム全体の容量

洪水調節容量 … 常時満水位からサーチャージ水位までの容量

有効貯水量 … 総貯水量から堆砂容量を引いた水を貯めることができる容量

サーチャージ水位 … 貯水できる限界の水位

常時満水位 … 利水のため確保できる水位

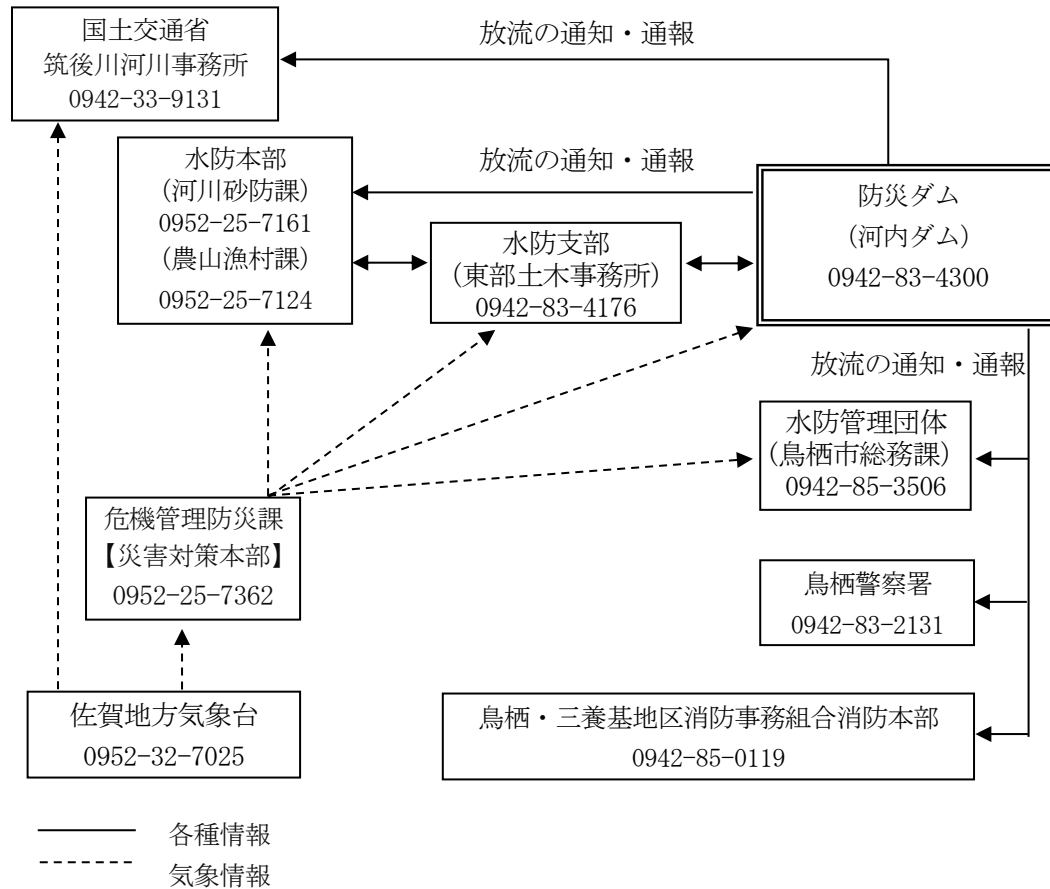
堆砂容量 … 50年間に堆積すると算定されている砂の量

(2) 堤体

形 式	中心コア型アースダム	
堤 高	3 5 m	
堤 長	1 5 3 m	
天 端	幅	8 m
	標 高	1 9 8 . 5 m

河内ダムの水防体制

1 連絡体制



2 河内ダム、下流域への連絡体制

(1) 警報車によりパトロール

(2) 急激な放流開始10分前

河内ダム管理事務所のサイレンを吹鳴して放流を周知

(3) 下流河川の水位上昇開始10分前

- ・ 上の車警報局のサイレンを吹鳴して放流を周知
- ・ 各警報局のスピーカーから放流を周知

神辺警報局、池田警報局、鎗田警報局、本鳥栖警報局、藤木警報局、酒井西警報局

土砂災害警戒区域等

○土砂災害警戒区域等指定箇所

番号	町名	大字	箇所番号	区域名	該当区分		公示番号	公示日
					特別警戒区域	警戒区域		
1	山浦町	一の坪	K-203 I -005_1	一の坪-1	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
2	山浦町	一の坪	K-203 I -005_2	一の坪-2	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
3	山浦町	道庵	K-203B I -001	道庵	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
4	山浦町	牛石	K-203 II -023_1	四阿屋 4-1	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
5	山浦町	牛石	K-203 II -023_2	四阿屋 4-2	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
6	山浦町	三本谷	K-203 II -025	三本谷 1	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
7	山浦町	古野	K-203 II -026	古野 1	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
8	山浦町	五本谷	K-203 II -027	五本谷	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
9	山浦町	牛石	K203 III -8045	牛石 1	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
10	山浦町	牛石	K203 III -8046	牛石 2	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
11	山浦町	中原	K203 III -8048	中原	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
12	山浦町	三本谷	K203 III -8049	三本谷 2	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
13	山浦町	古野	K203 III -8050	古野 2	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
14	山浦町	魚取	K203 III -8053	椿谷	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
15	平田町	鬼迫	D-203 II -001	山浦川 1	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
16	山浦町	一の坪	D-203 II -002	山浦川 2	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
17	山浦町	椿谷	D-203 II -003	山浦川 3	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
18	山浦町	西田	D-203 III -002	山浦川 4	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
19	山浦町	谷頭	D-203 III -003	山浦川 5	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
20	山浦町	谷頭	D-203 III -004	山浦川 6	○	○	佐賀県告示第69号	平成 28 年 2 月 26 日
21	牛原町	若林	K-203 II -017	四阿屋 1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
22	牛原町	若林	K-203 II -018	四阿屋 3	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
23	牛原町	若林	K-203 II -019	四阿屋 2	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
24	牛原町	井川口	K-203 II -020_1	井川口 1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
25	牛原町	井川口	K-203 II -020_2	井川口 1-1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
26	牛原町	井川口	K-203 II -021	井川口 2	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
27	牛原町	東河内	K-203 II -022	四阿屋 5	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
28	牛原町	宮西	K-203 II -024	宮西 1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
29	牛原町	宮西	K-203B II -002	宮西 2	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
30	牛原町	井川口	K-203 III -8040	井川口 3	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
31	牛原町	東河内	K-203 III -8044	東河内 1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
32	牛原町	若林	D-203 I -006	牛原川 1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
33	牛原町	若林	D-203 I -007	牛原川 2	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
34	牛原町	井川口	D-203 I -009	牛原川 3	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
35	牛原町	宮西	D-203 I -010	牛原川 4	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
36	牛原町	宮西	D-203 I -011	牛原川 5	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
37	牛原町	浦田	D-203 I -012	牛原川 6	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日

38	牛原町	若林	D-203Ⅱ-004_1	牛原川 7	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
39	牛原町	若林	D-203Ⅱ-004_2	牛原川 7-1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
40	牛原町	若林	D-203Ⅱ-005	河内川	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
41	牛原町	若林	D-203Ⅱ-006	牛原川8	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
42	牛原町	若林	D-203Ⅱ-007	牛原川9	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
43	牛原町	井川口	D-203Ⅱ-017	牛原川 11	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
44	牛原町	井川口	D-203Ⅱ-018	牛原川 12	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
45	牛原町	別石	D-203Ⅱ-019_1	牛原川 13	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
46	牛原町	別石	D-203Ⅱ-019_2	牛原川 3-1	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
47	河内町	添川原	D-203Ⅱ-008	牛原川10	○	○	佐賀県告示第70号	平成 28 年 2 月 26 日
48	牛原町	宮西	K-203BⅡ-001	宮西3		○	佐賀県告示第71号	平成 28 年 2 月 26 日
49	河内町	本村	K-203Ⅰ-001_1	河内 1-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
50	河内町	本村	K-203Ⅰ-001_2	河内 1-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
51	河内町	谷口	K-203Ⅱ-001_1	河内 2-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
52	河内町	本村	K-203Ⅱ-001_2	河内 2-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
53	河内町	谷口	K-203Ⅱ-002_1	河内 3-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
54	河内町	谷口	K-203Ⅱ-002_2	河内 3-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
55	河内町	石坂	K-203Ⅱ-003	石坂	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
56	河内町	小原山	K-203Ⅱ-004	小原山1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
57	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-005_1	櫓石 1-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
58	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-005_2	櫓石 1-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
59	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-005_3	櫓石 1-3	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
60	河内町	櫓石	K-203Ⅱ-006	櫓石 2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
61	河内町	新屋敷	K-203Ⅱ-007	新屋敷1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
62	河内町	横井	K-203Ⅱ-008_1	横井-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
63	河内町	横井	K-203Ⅱ-008_2	横井-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
64	河内町	北原	K-203Ⅲ-8023_1	河内 4-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
65	河内町	北原	K-203Ⅲ-8023_2	河内 4-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
66	河内町	中原城	K-203Ⅲ-8024_1	河内 5-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
67	河内町	中原城	K-203Ⅲ-8024_2	河内 5-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
68	河内町	小原山	K-203Ⅲ-8025	河内 6	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
69	河内町	中原城	K-203Ⅲ-8026	河内 7	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
70	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8033	櫓石 3	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
71	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8034_1	櫓石 4-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
72	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8034_2	櫓石 4-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
73	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8035	櫓石 5	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
74	河内町	新屋敷	K-203Ⅲ-8036	新屋敷 2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
75	河内町	櫓石	K-203Ⅲ-8037	櫓石 6	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
76	河内町	樋渡	K-203Ⅲ-8038_1	樋渡-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
77	河内町	樋渡	K-203Ⅲ-8038_2	樋渡-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
78	河内町	転石	K-203Ⅲ-8039	転石	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
79	河内町	転石	D-203Ⅰ-008_1	安良川-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
80	河内町	城の本	D-203Ⅰ-008_2	安良川-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
81	河内町	城の本	D-203Ⅰ-008_4	安良川-4	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
82	河内町	城の本	D-203Ⅰ-008_5	安良川-5	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日

83	河内町	城の本	D-203 I -008_7	安良川-7	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
84	河内町	越道	D-203 I -008_8	安良川-8	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
85	河内町	越道	D-203 I -008_9	安良川-9	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
86	河内町	越道	D-203 I -008_10	安良川-10	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
87	河内町	木の谷	D-203 I -008_11	安良川-11	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
88	河内町	木の谷	D-203 I -008_12	安良川-12	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
89	河内町	木の谷	D-203 I -008_13	安良川-13	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
90	河内町	柿原	D-203 I -008_14	安良川-14	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
91	河内町	谷口	D-203 I -016	河内川 1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
92	河内町	谷口	D-203 I -017	河内川 2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
93	河内町	本村	D-203 I -018	河内川 3	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
94	河内町	北原	D-203 I -019_1	河内川 4-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
95	河内町	北原	D-203 I -020	河内川 5	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
96	河内町	竜目	D-203 I -021	河内川 6	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
97	河内町	転石	D-203 II -009	河内川 7	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
98	河内町	転石	D-203 II -010	河内川 8	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
99	河内町	柿原	D-203 II -011	河内川 9	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
100	河内町	櫓石	D-203 II -012	河内川 10	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
101	河内町	櫓石	D-203 II -013	河内川 11	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
102	河内町	櫓石	D-203 II -014	河内川 12	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
103	河内町	櫓石	D-203 II -015_1	河内 13-1	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
104	河内町	櫓石	D-203 II -015_2	河内 13-2	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
105	河内町	櫓石	D-203 II -015_3	河内 13-3	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
106	河内町	中原城	D-203 II -021	河内川 15	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
107	河内町	中原城	D-203 II -022	河内川 16	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
108	河内町	中原城	D-203 II -023	河内川 17	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
109	河内町	中原城	D-203 II -024	河内川 18	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
110	河内町	倉谷	D-203 II -025	河内川 19	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
111	河内町	小原山	D-203 II -026	河内川 20	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
112	河内町	小原山	D-203 II -027	河内川 21	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
113	河内町	横井	D-203 III -005	横井	○	○	佐賀県告示第72号	平成 28 年 2 月 26 日
114	河内町	城の本	D-203 I -008_3	安良川-3		○	佐賀県告示第73号	平成 28 年 2 月 26 日
115	河内町	城の本	D-203 I -008_6	安良川-6		○	佐賀県告示第73号	平成 28 年 2 月 26 日
116	河内町	北原	D-203 I -019_2	河内川 4-2		○	佐賀県告示第73号	平成 28 年 2 月 26 日
117	河内町	樋渡	K-203 II -016	河内川 14		○	佐賀県告示第73号	平成 28 年 2 月 26 日
118	姫方町	姫方	K-203 II -016_1	姫方-1	○	○	佐賀県告示第407号	平成 28 年 8 月 2 日
119	姫方町	姫方	K-203 II -016_2	姫方-2	○	○	佐賀県告示第407号	平成 28 年 8 月 2 日
120	村田町	五本松	K-203 II -031_1	五本松 1-1	○	○	佐賀県告示第329号	平成 29 年 3 月 28 日
121	村田町	朝日	K-203 II -031_2	五本松 1-2	○	○	佐賀県告示第329号	平成 29 年 3 月 28 日
122	村田町	朝日	K-203 II -032	五本松 2	○	○	佐賀県告示第329号	平成 29 年 3 月 28 日
123	村田町	朝日	K-203 III -8060	朝日 1	○	○	佐賀県告示第329号	平成 29 年 3 月 28 日
124	村田町	朝日	K-203 III -8061	朝日 2	○	○	佐賀県告示第329号	平成 29 年 3 月 28 日
125	村田町	朝日	D-203 I -002	村田川	○	○	佐賀県告示第329号	平成 29 年 3 月 28 日
126	西新町	所熊	K-203 I -008	西新町1	○	○	佐賀県告示第330号	平成 29 年 3 月 28 日
127	西新町	所熊	K-203 II -034	西新町2	○	○	佐賀県告示第330号	平成 29 年 3 月 28 日

128	江島町	盲落	K-203Ⅲ-8063	西新町3	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
129	西新町	所熊	K-203Ⅲ-8064	西新町4	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
130	江島町	盲落	D-203Ⅰ-001	西新川	○	○	佐賀県告示第330号	平成29年3月28日
131	立石町	屋敷	K-203Ⅰ-006_1	屋敷-1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
132	立石町	屋敷	K-203Ⅰ-006_2	屋敷-2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
133	立石町	二ツ谷	K-203Ⅰ-007_1	二ツ谷-1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
134	立石町	二ツ谷	K-203Ⅰ-007_2	二ツ谷-2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
135	立石町	棧敷	K-203Ⅱ-035	棧敷	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
136	立石町	惣楽	K-203Ⅱ-036	日渡	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
137	立石町	二ツ谷	K-203Ⅱ-037	二ツ谷2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
138	立石町	吉原	K-203Ⅱ-038	吉原2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
139	立石町	吉原	K-203Ⅱ-039	吉原1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
140	立石町	山田	K-203Ⅱ-040	山田2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
141	立石町	山田	K-203Ⅱ-041	山田1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
142	立石町	山田	K-203Ⅱ-042	山田4	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
143	立石町	山田	K-203Ⅲ-8057	山田5	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
144	立石町	山田	K-203Ⅲ-8059	山田3	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
145	立石町	山田	D-203Ⅰ-003	立石川1	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
146	立石町	山田	D-203Ⅰ-004_2	沼川-2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
147	立石町	山田	D-203Ⅰ-004_3	沼川-3	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
148	立石町	山田	D-203Ⅰ-005	立石川2	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
149	立石町	吉原	D-203Ⅲ-001	立石川3	○	○	佐賀県告示第438号	平成29年6月20日
150	立石町	山田	D-203Ⅰ-004_1	沼川-1		○	佐賀県告示第439号	平成29年6月20日
151	平田町	東前	K-203Ⅱ-028	東前1	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
152	平田町	東前	K-203Ⅱ-029	東前2	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
153	平田町	東前	K-203Ⅱ-030	東前3	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
154	平田町	鬼迫	K-203Ⅲ-8056	鬼迫	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
155	山浦町	宮ノ下	K-203Ⅲ-8054	宮ノ下	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
156	山浦町	一ノ坪	K-203Ⅲ-8055	一ノ坪	○	○	佐賀県告示第440号	平成29年6月20日
157	柚比町	本陣	K-203Ⅱ-009_1	神山2-1	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
158	柚比町	神山	K-203Ⅱ-009_2	神山2-2	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
159	柚比町	神山	K-203Ⅱ-011	神山1	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
160	柚比町	荻野	K-203Ⅱ-012	荻野	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
161	柚比町	本陣	K-203Ⅲ-8030	神山3	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
162	柚比町	神山	K-203Ⅲ-8031	神山4	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
163	柚比町	神山	D-203Ⅰ-023_1	柚比川2-1	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
164	柚比町	神山	D-203Ⅰ-023_2	柚比川2-2	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
165	柚比町	本陣	D-203Ⅰ-023_3	柚比川2-3	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
166	柚比町	本陣	D-203Ⅲ-008	柚比川3	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
167	柚比町	大平	D-203Ⅲ-010	柚比川5	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
168	柚比町	大平	D-203Ⅲ-011	柚比川6	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
169	柚比町	大平	D-203Ⅲ-012	柚比川7	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
170	柚比町	大平	D-203Ⅲ-013	柚比川8	○	○	佐賀県告示第487号	平成29年7月21日
171	柚比町	本陣	D-203Ⅲ-009	柚比川4		○	佐賀県告示第488号	平成29年7月21日
172	江島町	奈良の元	K-203Ⅱ-033	江島	○	○	佐賀県告示第489号	平成29年7月21日
173	江島町	相模	D-203Ⅲ-000_1	相模1-1	○	○	佐賀県告示第489号	平成29年7月21日
174	養父町	岸田	K-203Ⅲ-8051_1	岸田1-1	○	○	佐賀県告示第489号	平成29年7月21日

175	養父町	岸田	K-203Ⅲ-8051_2	岸田 1-2	○	○	佐賀県告示第489号	平成 29 年 7 月 21 日
176	養父町	岸田	K-203Ⅲ-8052	岸田2	○	○	佐賀県告示第489号	平成 29 年 7 月 21 日
177	江島町	相模	D-203Ⅲ-000_2	相模 1-2		○	佐賀県告示第490号	平成 29 年 7 月 21 日
178	神辺町	谷口	K-203Ⅰ-002_1	上の車-1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
179	神辺町	谷口	K-203Ⅰ-002_2	上の車-2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
180	神辺町	谷口	K-203Ⅰ-002_3	上の車-3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
181	神辺町	谷口	K-203Ⅰ-002_4	上の車-4	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
182	神辺町	谷口	K-203Ⅰ-002_5	上の車-5	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
183	神辺町	谷口	K-203Ⅰ-002_6	上の車-6	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
184	神辺町	松本	K-203Ⅰ-003	門前2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
185	神辺町	松本	K-203Ⅰ-004_1	門前-1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
186	神辺町	松本	K-203Ⅰ-004_2	門前-2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
187	神辺町	松本	K-203Ⅰ-004_3	門前-3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
188	神辺町	山留	K-203Ⅱ-010	山留2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
189	神辺町	河原田	K-203Ⅱ-013	河原田	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
190	神辺町	堂の本	K-203Ⅱ-014	堂の本1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
191	神辺町	都谷	K-203Ⅱ-015_1	堂の本 2-1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
192	神辺町	都谷	K-203Ⅱ-015_2	堂の本 2-2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
193	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8027	深底1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
194	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8028	深底2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
195	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8029_1	深底3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
196	神辺町	拂	K-203Ⅲ-8029_2	深底4	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
197	神辺町	松本	K-203Ⅲ-8032	門前3	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
198	神辺町	柳郷谷	D-203Ⅰ-013	神辺川1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
199	神辺町	松本	D-203Ⅰ-014	神辺川2	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
200	神辺町	谷口	D-203Ⅰ-022	柚比川1	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
201	神辺町	都谷	D-203Ⅱ-020	神辺川4	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
202	神辺町	森塚	D-203Ⅱ-028	神辺川5	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
203	神辺町	森塚	D-203Ⅱ-029	神辺川6	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
204	神辺町	谷口	D-203Ⅱ-030	神辺川7	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
205	神辺町	谷口	D-203Ⅱ-031	神辺川8	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
206	神辺町	都谷	D-203Ⅲ-006	神辺川10	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
207	神辺町	深底	D-203Ⅲ-007	神辺川11	○	○	佐賀県告示第491号	平成 29 年 7 月 21 日
208	神辺町	松本	D-203Ⅰ-015	神辺川3		○	佐賀県告示第492号	平成 29 年 7 月 21 日
209	神辺町	谷口	D-203Ⅱ-032	神辺川9		○	佐賀県告示第492号	平成 29 年 7 月 21 日

1 土石流危険溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位 置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	常時 湧水	土石流氾濫区域			保 全 対 象			
										氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的 建物	公共施設	耕地 面積 (m ²)
203 I -001	筑後川	沼川	西新川	西新町	盲落	0.18	0.07	0.01	無	330	110	19,420	40	1	国道 100m	0.07
203 I -002	筑後川	沼川	村田川	村田町	朝日	0.12	0.03	0.01	無	200	100	9,480		1		
203 I -003	筑後川	沼川	立石川 1	立石町	山田	0.62	0.14	0.04	無	420	130	31,530	10		市道 720m	0.95
203 I -004	筑後川	沼川	沼川	立石町	山田	2.7	2.83	1.5	無	800	160	111,250	15		市道 1,600m	1.65
203 I -005	筑後川	沼川	立石川 2	立石町	山田	0.21	0.05	0.01	無	640	160	70,330	15		市道 1,410m	1.72
203 I -006	筑後川	安良川	牛原川 1	牛原町	若林	0.44	0.12	0.08	無	1,300	140	98,700	5		市道 880m	5.59
203 I -007	筑後川	安良川	牛原川 2	牛原町	若林	0.75	0.19	0.1	無	1,100	140	71,400	5		市道 830m	4.47
203 I -008	筑後川	安良川	安良川	河内町	転石	1.7	3.02	1.92	無	1,080	120	53,400	4	1	市道 100m	1.57
203 I -009	筑後川	安良川	牛原川 3	牛原町	井川口	0.96	0.08	0.07	無	220	100	13,200	7		市道 270m	0.16
203 I -010	筑後川	安良川	牛原川 4	牛原町	宮西	0.1	0.04	0.01	無	310	100	14,820	13		高速道 30m 市道 350m	0.37
203 I -011	筑後川	安良川	牛原川 5	牛原町	宮西	0.38	0.13	0.06	無	540	100	21,130	12		高速道 150m 市道 510m	0.37
203 I -012	筑後川	安良川	牛原川 6	牛原町	宮西	0.23	0.08	0.03	無	480	70	17,240	2	1	高速道 40m 市道 200m	0.43
203 I -013	筑後川	安良川	神辺川 1	神辺町	松本	0.11	0.05	0.01	無	560	110	27,670	18	1	市道 750m	1.13
203 I -014	筑後川	大木川	神辺川 2	神辺町	松本	0.12	0.03	0.02	無	370	110	21,840	18	2	市道 620m	0.44

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位 置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	常時 湧水	土石流氾濫区域			保 全 対 象			
										氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的 建物	公共施設	耕地 面積 (m ²)
203Ⅰ－015	筑後川	大木川	神辺川3	神辺町	松本	0.08	0.01	0.01	無	110	50	3,660	6		市道100m	0.06
203Ⅰ－016	筑後川	大木川	河内川1	河内町	谷口	0.74	0.15	0.13	無	400	50	15,600	5		県道120m 市道220m	0.44
203Ⅰ－017	筑後川	大木川	河内川2	河内町	谷口	0.9	0.34	0.05	無	530	60	23,600	6		県道140m 市道200m	0.66
203Ⅰ－018	筑後川	大木川	河内川3	河内町	谷口	0.75	0.23	0.11	無	900	100	40,600	7		県道360m 市道160m	1.32
203Ⅰ－019	筑後川	大木川	河内川4	河内町	石坂	0.63	1.35	0.39	無	840	100	45,200	6		県道310m 市道160m	1.28
203Ⅰ－020	筑後川	大木川	河内川5	河内町	石坂	0.48	0.23	0.03	無	710	70	24,000	6		県道280m 市道160m	0.6
203Ⅰ－021	筑後川	大木川	河内川6	河内町	龍眼	0.14	0.02	0.01	無	70	60	2,740		1	県道40m	
203Ⅰ－022	筑後川	大木川	柚比川1	柚比町	谷口	0.2	0.04	0.01	無	230	60	11,550	9	1	市道320m	0.18
203Ⅰ－023	筑後川	大木川	柚比川2	柚比町	神山	0.4	0.13	0.02	無	400	120	30,700		1	市道450m	1.1
203Ⅱ－001	筑後川	安良川	山浦川1	山浦町	鬼迫	0.46	0.19	0.08	無	680	80	28,600	1		高速道60m 市道290m	1.17
203Ⅱ－002	筑後川	安良川	山浦川2	山浦町	鬼迫	0.76	0.19	0.16	無	540	240	71,800	1		高速道210m 市道690m	2.43
203Ⅱ－003	筑後川	安良川	山浦川3	山浦町	西田	0.54	0.15	0.01	無	290	90	15,900	1		高速道40m 市道120m	1.1
203Ⅱ－004	筑後川	河内川	牛原川7	牛原町	若林	0.29	0.1	0.09	無	970	140	64,100	4		市道700m	1.54
203Ⅱ－005	筑後川	河内川	河内川	牛原町	若林	3.1	4.28	3.74	無	1,280	140	90,100	4		市道700m	5.57
203Ⅱ－006	筑後川	河内川	牛原川8	牛原町	若林	0.8	0.18	0.13	無	720	140	43,700	2		市道710m	2.89

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位 置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	常時 湧水	土石流氾濫区域			保 全 対 象			
										氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的 建物	公共施設	耕地 面積 (m ²)
203Ⅱ－007	筑後川	河内川	牛原川9	牛原町	若林	0.22	0.05	0.03	無	690	140	41,400	2		市道600m	2.89
203Ⅱ－008	筑後川	安良川	牛原川10	牛原町	井手口	1.32	0.43	0.43	無	360	80	16,100	1			0.65
203Ⅱ－009	筑後川	安良川	河内川7	河内町	櫓石	0.21	0.03	0.03	無	660	80	25,000	1		市道110m	0.7
203Ⅱ－010	筑後川	安良川	河内川8	河内町	櫓石	0.34	0.06	0.06	無	720	80	25,700	1		市道100m	0.74
203Ⅱ－011	筑後川	安良川	河内川9	河内町	櫓石	0.12	0.02	0.02	無	1,020	80	40,300	2		市道100m	1.21
203Ⅱ－012	筑後川	安良川	河内川10	河内町	櫓石	0.42	0.16	0.15	無	880	80	36,300	2		市道100m	1.2
203Ⅱ－013	筑後川	安良川	河内川11	河内町	櫓石	0.1	0.03	0.02	無	860	80	33,800	2		市道100m	1.1
203Ⅱ－014	筑後川	安良川	河内川12	河内町	櫓石	0.13	0.02	0.02	無	490	80	20,600	1		市道100m	0.64
203Ⅱ－015	筑後川	安良川	河内川13	河内町	新屋敷	0.46	0.2	0.1	無	490	80	22,800	2		市道230m	0.95
203Ⅱ－016	筑後川	安良川	河内川14	河内町	樋渡	0.36	0.15	0.05	無	270	90	16,200	1			0.7
203Ⅱ－017	筑後川	安良川	牛原川11	牛原町	井手口	0.21	0.05	0.04	無	250	60	10,800	2		市道120m	0.53
203Ⅱ－018	筑後川	安良川	牛原川12	牛原町	井手口	0.08	0.01	0.01	無	130	90	5,960	3		市道110m	0.06
203Ⅱ－019	筑後川	安良川	牛原川13	牛原町	別石	0.94	0.29	0.17	無	350	110	26,000	3		高速道120m 市道210m	1.39
203Ⅱ－020	筑後川	大木川	神辺川4	神辺町	都谷	0.08	0.02	0.01	無	170	70	5,600	1		市道60m	0.07
203Ⅱ－021	筑後川	大木川	河内川15	河内町	三子谷	0.6	0.15	0.07	無	480	100	26,700	2		市道170m	0.46

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位 置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	常時 湧水	土石流氾濫区域			保 全 対 象			
										氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的 建物	公共施設	耕地 面積 (m ²)
203Ⅱ－022	筑後川	大木川	河内川 16	河内町	小原山	0.19	0.03	0.02	無	150	60	5,260	2		市道 80m	0.18
203Ⅱ－023	筑後川	大木川	河内川 17	河内町	小原山	0.07	0.01	0.01	無	180	50	5,840	2		市道 80m	0.29
203Ⅱ－024	筑後川	大木川	河内川 18	河内町	小原山	0.25	0.04	0.03	無	220	50	8,720	2		市道 110m	0.34
203Ⅱ－025	筑後川	大木川	河内川 19	河内町	石坂	0.58	0.13	0.02	無	330	50	11,500	3		県道 70m 市道 70m	0.31
203Ⅱ－026	筑後川	大木川	河内川 20	河内町	小原山	0.37	0.05	0.04	無	130	50	6,380	3		県道 30m 市道 50m	0.07
203Ⅱ－027	筑後川	大木川	河内川 21	河内町	三子谷	0.92	0.32	0.25	無	480	70	28,200	3		県道 70m 市道 70m	0.75
203Ⅱ－028	筑後川	大木川	神辺川 5	神辺町	森塚	0.63	0.13	0.13	無	320	60	13,400	2		県道 120m	0.4
203Ⅱ－029	筑後川	大木川	神辺川 6	神辺町	森塚	0.28	0.04	0.04	無	300	60	10,500	2		県道 90m	0.44
203Ⅱ－030	筑後川	大木川	神辺川 7	神辺町	谷口	0.46	0.06	0.05	無	160	50	6,140	1		県道 30m	0.21
203Ⅱ－031	筑後川	大木川	神辺川 8	神辺町	谷口	0.26	0.07	0.05	無	130	100	7,290	4		市道 170m	0.21
203Ⅱ－032	筑後川	大木川	神辺川 9	神辺町	谷口	0.09	0.01	0.01	無	120	70	6,600	3		市道 50m	0.17
203Ⅲ－001	筑後川	沼川	立石川 3	立石町	吉原	1.6	0.41	0.21	無							
203Ⅲ－002	筑後川	安良川	山浦川 4	山浦町	西田	1.21	0.36	0.21	無							
203Ⅲ－003	筑後川	安良川	山浦川 5	山浦町	谷頭	0.29	0.06	0.02	無							
203Ⅲ－004	筑後川	安浦川	山浦川 6	山浦町	谷頭	1.53	0.58	0.13	無							

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位 置		流域概要				土石流危険区域						
				町	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	発生 流域 面積 (km ²)	常時 湧水	土石流氾濫区域			保 全 対 象			
										氾濫区域 の延長 (m)	氾濫区域 の最大幅 (m)	氾濫区域 面積 (m ²)	住家 (戸)	公共的 建物	公共施設	耕地 面積 (m ²)
203Ⅲ－005	筑後川	大木川	河内川 22	河内町	横井	0.26	0.08	0.02	無							
203Ⅲ－006	筑後川	大木川	神辺川 10	神辺町	都谷	0.08	0.01		無	140	40	4,004				0.06
203Ⅲ－007	筑後川	大木川	神辺川 11	神辺町	谷口	0.16	0.02		無							
203Ⅲ－008	筑後川	本川川	柚比川 3	柚比町	神山	0.09	0.01		無							
203Ⅲ－009	筑後川	本川川	柚比川 4	柚比町	永田	0.1	0.03	0.01	無							
203Ⅲ－010	筑後川	本川川	柚比川 5	柚比町	永田	0.07	0.02	0.01	無							
203Ⅲ－011	筑後川	本川川	柚比川 6	柚比町	永田	0.23	0.05	0.01	無							
203Ⅲ－012	筑後川	本川川	柚比川 7	柚比町	永田	0.24	0.02	0.01	無							
203Ⅲ－013	筑後川	本川川	柚比川 8	柚比町	永田	0.07	0.01	0.01	無							

※平成 14 年佐賀県公表の土石流危険溪流箇所

2 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	位 置		斜面 区分	斜面の状況			湧水の 状況	地質・土地の状況				保全対象			備考
					地形概要				表土の 厚さ (m)	岩盤 の 亀裂	地表の 状況	地盤の 状況	人家 (戸)	公共的 建物	公共施設	
		高さ (m)	延長 (m)		勾配 (度)											
203Ⅰ－001	河内1	河内町	本村	自然	40	155	45	斜面は 乾燥	1	有	風化・亀裂の 発達した岩	強風化岩 (マサ土)		2	市道 82m	保安林 (一部)
203Ⅰ－002	上の車	神辺町	谷口	自然	40	350	30	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	18		市道 400m	
203Ⅰ－003	門前2	神辺町	堂の本	自然	30	95	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1	1		
203Ⅰ－004	門前	神辺町	松本	自然	20	165	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	16		市道 185m	
203Ⅰ－005	一の坪	山浦町	一の坪	自然	16	230	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	7		市道 105m	
203Ⅰ－006	屋敷	立石町	屋敷	自然	14	420	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	16	1	市道 105m	
203Ⅰ－007	二ツ谷	立石町	二ツ谷	自然	12	155	30	降雨時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	6		市道 32m	
203Ⅰ－008	西新町1	西新町	所熊	自然	7	130	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	7		市道 145m	
203BⅠ－001	道庵	山浦町	道庵	人工	11	95	50	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	5		市道 46m	
203Ⅱ－001	河内2	河内町	谷口	自然	15	30	50	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－002	河内3	河内町	谷口	自然	10	25	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－003	石坂	河内町	石坂	自然	50	50	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3			
203Ⅱ－004	小原山1	河内町	小原山	自然	50	35	50	常時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3		県道 35m	
203Ⅱ－005	櫓石1	河内町	櫓石	自然	100	20	40	常時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			保安林
203Ⅱ－006	櫓石2	河内町	櫓石	自然	60	30	40	常時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 30m	
203Ⅱ－007	新屋敷1	河内町	新屋敷	自然	50	90	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			

箇所番号	箇所名	位 置		斜面 区分	斜面の状況			地質・土地の状況				保全対象			備考	
					地形概要			湧水の 状況	表土の 厚さ (m)	岩盤 の 亀裂	地表の 状況	地盤の 状況	人家 (戸)	公共的 建物		公共施設
		高さ (m)	延長 (m)		勾配 (度)											
203Ⅱ－008	横井	河内町	横井	自然	20	30	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 30m	
203Ⅱ－009	神山 2	柚比町	神山	自然	15	40	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－010	神山 1	柚比町	神山	自然	10	25	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 30m	
203Ⅱ－011	山留 2	神辺町	山留	自然	10	50	50	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 50m	
203Ⅱ－012	荻野	柚比町	荻野	自然	8	30	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			
203Ⅱ－013	河原田	神辺町	河原田	自然	5	40	70	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 40m	
203Ⅱ－014	堂の本 1	神辺町	堂の本	自然	30	70	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3			
203Ⅱ－015	堂の本 2	神辺町	都谷	自然	15	20	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－016	姫方	姫方町	姫方	自然	5	100	55	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	段 丘 堆 積 物	3		市道 30m	
203Ⅱ－017	四阿屋 1	牛原町	若林	自然	40	35	35	降雨時 湧水有	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 35m	
203Ⅱ－018	四阿屋 3	牛原町	若林	自然	60	100	45	斜面は ジメジメ	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	4		市道 100m	
203Ⅱ－019	四阿屋 2	牛原町	若林	自然	60	35	45	斜面は 乾燥	0.5	有	風化・亀裂の 発達した岩	硬岩	1			
203Ⅱ－020	井川口 1	牛原町	井川口	自然	100	100	50	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	4		市道 90m	
203Ⅱ－021	井川口 2	牛原町	井川口	自然	40	30	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 30m	
203Ⅱ－022	四阿屋 5	牛原町	東河内	自然	8	100	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 100m	
203Ⅱ－023	四阿屋 4	山浦町	牛石	自然	20	50	30	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 50m	

箇所番号	箇所名	位 置		斜面 区分	斜面の状況			湧水の 状況	地質・土地の状況				保全対象			備考
					地 形 概 要				表土の 厚さ (m)	岩盤 の 亀裂	地表の 状況	地盤の 状況	人家 (戸)	公共的 建物	公共施設	
		高さ (m)	延長 (m)		勾配 (度)											
203Ⅱ－024	宮西 1	牛原町	宮西	自然	20	60	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3			
203Ⅱ－025	三本谷 1	山浦町	三本谷	自然	8	100	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3		市道 100m	
203Ⅱ－026	古野 1	山浦町	古野	自然	6	80	75	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			
203Ⅱ－027	五本谷	山浦町	五本谷	自然	5	50	55	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			
203Ⅱ－028	東前 1	平田町	東前	自然	20	150	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	4		市道 40m	
203Ⅱ－029	東前 2	平田町	東前	自然	10	120	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	4		市道 30m	
203Ⅱ－030	東前 3	平田町	東前	自然	10	20	55	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－031	五本松 1	村田町	五本松	自然	70	35	45	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 35m	
203Ⅱ－032	五本松 2	村田町	朝日	自然	7	60	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			
203Ⅱ－033	江島	江島町	奈良の元	自然	7	50	30	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2			
203Ⅱ－034	西新町 2	西新町	所熊	自然	7	40	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－035	栈敷	立石町	栈敷	自然	8	30	30	斜面は 乾燥	1.5	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 30m	
203Ⅱ－036	日渡	立石町	日渡	自然	5	40	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		市道 50m	
203Ⅱ－037	二ツ谷 2	立石町	二ツ谷	自然	12	25	30	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 25m	
203Ⅱ－038	吉原 2	立石町	吉原	自然	15	30	30	斜面は 乾燥	1.5	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－039	吉原 1	立石町	吉原	自然	5	60	40	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	3			

箇所番号	箇所名	位 置		斜面 区分	斜面の状況			地質・土地の状況				保全対象			備考	
					地形概要			湧水の 状況	表土の 厚さ (m)	岩盤 の 亀裂	地表の 状況	地盤の 状況	人家 (戸)	公共的 建物		公共施設
		高さ (m)	延長 (m)		勾配 (度)											
203Ⅱ－040	山田 2	立石町	山田	自然	15	40	60	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			
203Ⅱ－041	山田 1	立石町	山田	自然	60	25	50	斜面は ジメジメ	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1			保安林
203BⅡ－001	宮西 3	牛原町	宮西	人工	15	50	30	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	2		高速道 50m 市道 50m	
203BⅡ－002	宮西 2	牛原町	宮西	人工	10	40	65	斜面は 乾燥	1	有	礫混じり土 ・砂質土	強風化岩 (マサ土)	1		市道 40m	

※平成 1 4 年佐賀県公表の急傾斜地崩壊危険箇所

3 その他

位 置		頂上部面積	長 さ	幅	移動土塊土量	備 考
町	字					
村田町	朝 日	約 8,700 m ²	推定 80m	推定 170m	約 270,000 ρ (最大)	対策として、頂上部カット工法（排土工）、地表排水工、杭打工、地下水排除工、アンカー工、法面保護が考えられる。

※平成 1 8 年現況における予想

山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区

番号	区分	地区名	位 置		保全対象		危険度 ランク	危険地区 面積 (ha)	備 考
			町	字	人 家 (戸)	公共施設			
1	民有林	倉谷・谷口	河内町	倉谷	1		B	2	
2	民有林	本村・芳谷	河内町	本村	3		B	1	
3	民有林	山田	立石町	山田	6		C	1	
4	民有林	河内 1	河内町	河内	9		A	1	
5	民有林	河内 2	河内町	河内	1 2		A	1	
6	民有林	河内 3	河内町	河内	4	1	A	1	
7	民有林	井川口	牛原町	井川口	2		C	1	
8	民有林	上車	神辺町	上車	6		B	1	
9	民有林	門前	神辺町	門前	3 0		A	2	
1 0	民有林	東十郎	河内町	東十郎			C	2	
1 1	民有林	間谷	神辺町	間谷			C	2	
1 2	民有林	立石	立石町	立石	2 6		B	1	
1 3	民有林		神辺町	上ノ車	5		C	3	
1 4	民有林	鳥越	河内町	鳥越			C	3	

※佐賀県山地災害危険地区調査

2 崩壊土砂流出危険地区

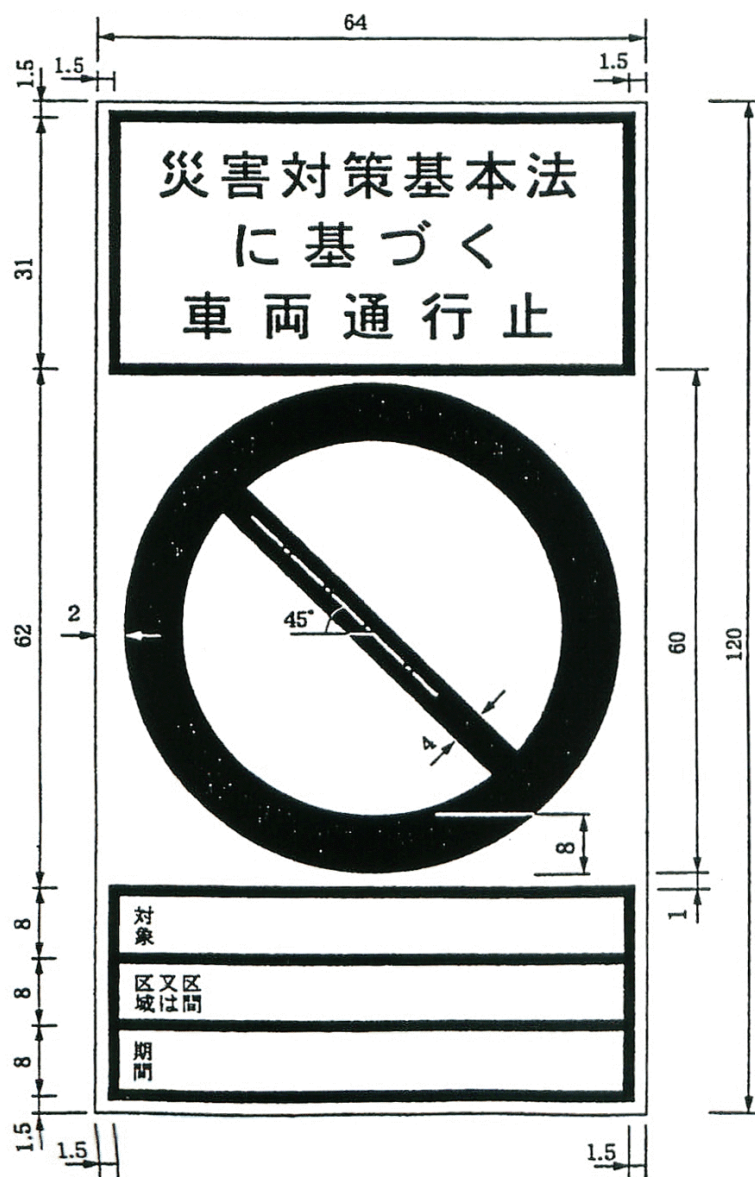
番号	区分	地区名	位 置		保全対象		危険度 ランク	危険地区 面積 (ha)	溪流延長 (m)	平均勾配 (度)	備 考
			町	字	人 家 (戸)	公共施設					
1	民有林	杓子	河内町	杓子	1 0		A	0. 9 6	4 0 0	1 5	
2	民有林	神ノ谷	河内町	倉谷・谷口	1 1		A	1. 2 0	5 0 0	8	
3	民有林	貝方	河内町	貝方	2		C	0. 4 5	3 0 0	1 1	
4	民有林	牛原	牛原町	牛原	1 0		B	1. 2 0	5 0 0	7	
5	民有林	転石 1 号	河内町	転石	3		C	0. 4 5	3 0 0	9	

番号	区分	地区名	位 置		保全対象		危険度 ランク	危険地区 面積 (ha)	溪流延長 (m)	平均勾配 (度)	備 考
			町	字	人 家 (戸)	公共施設					
6	民有林	井川口	牛原町	井川口	13		B	0.96	400	14	
7	民有林	鳥越	河内町	鳥越			C	0.45	300	11	
8	民有林	若林1号	牛原町	若林	10		A	2.40	800	14	
9	民有林	城の浦	河内町	城の浦	5		A	1.20	500	13	
10	民有林	城の本1号	河内町	城の本	10		B	0.96	400	14	
11	民有林	城の本2号	河内町	城の本	10		B	0.45	300	13	
12	民有林	若林2号	牛原町	若林	10		A	2.16	900	13	
13	民有林	若林3号	牛原町	若林	10		A	1.68	700	14	
14	民有林	本村1号	河内町	本村	21	1	A	1.50	500	39	
15	民有林	芳谷	河内町	芳谷	1		C	2.10	700	11	
16	民有林	本村2号	河内町	本村	21		B	0.45	300	13	
17	民有林	谷口	河内町	谷口	13		A	1.80	600	10	
18	民有林	倉谷	河内町	倉谷	13		A	1.44	600	9	
19	民有林	鶴1号	河内町	鶴	15		B	0.90	300	15	
20	民有林	鶴2号	河内町	鶴	15		A	2.10	700	10	
21	民有林	石坂	河内町	石坂	15		A	1.44	600	53	
22	民有林	転石2号	河内町	転石	10		B	0.45	300	9	
23	民有林	城の本3号	河内町	城の本	5		B	0.45	300	17	
24	民有林	山田	立石町	山田	150	1	A	1.50	1,000	11	
25	民有林	鬼迫	平田町	鬼迫	8		C	0.53	350	7	
26	民有林	中原城	河内町	中原城	10	1	B	0.72	400	10	
27	民有林	三子谷1号	河内町	三子谷	10	1	B	0.22	90	18	
28	民有林	三子谷2号	河内町	三子谷	10	1	B	0.31	130	9	

※佐賀県山地災害危険地区調査

緊急通行車両以外の車両通行止標示

別記様式第2（第5条関係）



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章

別記様式第3（第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		佐賀県知事 佐賀県公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

ヘリポート設置箇所

名 称	所在地	防災 ヘリ	ドクター ヘリ	管理者 (連絡先 電話番号)
宝満川河川敷	鳥栖市安楽寺	○		筑後川河川事務所 久留米出張所 32-7082
宝満川河川敷-西 (衛生処理場施設-南)	鳥栖市真木町	○		
鳥栖市役所	鳥栖市宿町1118	○	○	庁舎建設課 85-8755
鳥栖市民野球場	鳥栖市宿町918 - 1		○	鳥栖市民野球場 85-3633
鳥栖陸上競技場	鳥栖市蔵上町148-1	○	○	スポーツ振興課 85-3522
鳥栖陸上競技場 (サブグラウンド)	鳥栖市蔵上町148-1	○		
基里グラウンド	鳥栖市曾根崎町1362		○	
儀徳グラウンド	鳥栖市儀徳町3155-2	○	○	
北部グラウンド	鳥栖市弥生が丘5-374	○		
基里グラウンド	鳥栖市曾根崎町1362	○		都市整備課 85-3603
八ツ並公園	鳥栖市弥生が丘5-44	○	○	
とりごえ温泉多目的広場	鳥栖市河内町2352	○		農林課 85-3566
鳥栖小学校	鳥栖市元町1162		○	鳥栖小学校 83-2535
鳥栖北小学校	鳥栖市本町三丁目1468-1		○	鳥栖北小学校 83-2296
田代小学校	鳥栖市田代上町301 - 1		○	田代小学校 83-2744
若葉小学校	鳥栖市古賀町480 - 1		○	若葉小学校 82-8722
基里小学校	鳥栖市曾根崎町1521		○	基里小学校 83-2288
麓小学校	鳥栖市山浦町2318		○	麓小学校 83-2013
鳥栖中学校	鳥栖市本町二丁目104		○	鳥栖中学校 83-2537
田代中学校	鳥栖市田代外町651 - 1		○	田代中学校 83-2758
基里中学校	鳥栖市原町672 - 1		○	基里中学校 83-2944
鳥栖西中学校	鳥栖市蔵上町77 - 1		○	鳥栖西中学校 83-2086
鳥栖高校	鳥栖市古野町600		○	鳥栖高校 83-2211
鳥栖商業高校	鳥栖市平田町110 - 8		○	鳥栖商業高校 83-2153
鳥栖工業高校	鳥栖市元町1918		○	鳥栖工業高校 83-4134
九州龍谷短期大学	鳥栖市村田町1350		○	九州龍谷短期大学 85-1121
佐賀競馬場駐車場 (北側)	鳥栖市江島町3256-228	○		佐賀県競馬組合 83-4538
佐賀競馬場駐車場 (南側)	鳥栖市江島町3256-228	○		
佐賀競馬場駐車場 (西側駐車場)	鳥栖市江島町3256-228		○	

物品等受払簿

No. _____

[illegible]

- (注) 1 物資等において、都道府県より受入分及び市町調達分がある場合には、それぞれに受、払、残を記載し、備考欄には調達先の別を記載すること。
- 2 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における使用状況を記載すること。

義援金品領収書

No. _____

金 額 円 _____

品 名	数 量	備 考

年 月 日、上記のとおり受領致しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 様

電話番号 _____

鳥栖市長



罹災証明申請書

鳥 栖 市 長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合 は記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	
---------------------------------------	--

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他の被害 (以下に記入)
-------	---

住家以外の 被害	
-------------	--

罹災証明書の 使用目的	
----------------	--

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する (写真を添付) ☐ 希望しない
-------------------------	---

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- 申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、

「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります。

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	世帯人員 名
世帯主以外の 申請者の情報	申請者との関係

罹災原因	年 月 日 による
------	-----------

被災住家の 所在地	鳥栖市
住家の被害の 程度	☐ 住家全壊（全焼・全流失） ☐ 住家半壊（半焼）（ ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ） ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊： ）
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

罹災証明書の 使用目的	
----------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鳥 栖 市 長 向 門 慶 人

応急仮設住宅建設候補地

令和4年2月現在

名 称	建設可能 面積 (㎡)	建設戸数 100㎡/戸
市民公園（市民文化会館前駐車場、グラウンド）	6,400	64
陸上競技場	16,000	160
藤木緑地（藤木グラウンド）	4,800	48
藤木緑地（酒井西グラウンド）	3,400	34
ハツ並公園	8,100	81
流通業務団地第2号公園	3,500	35
グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖トラック待機場	9,200	92
鳥栖スタジアム駐車場（第1～第3）	22,400	224
市民運動広場	4,800	48
元町運動広場	3,400	34
基里運動広場	8,800	88
儀徳町運動広場	6,700	67
飯田町運動広場	3,000	30
市民庭球場	5,600	56
市民アーチェリー場	3,200	32
鳥栖駅東駐車場	6,800	68
都市広場	8,500	85
鳥栖スタジアム駐車場（第5～第6）	8,700	87
今川グラウンド	4,400	44
市民公園（第2駐車場）	7,500	75
東公園（おひさまの丘）	9,600	96
合計 21箇所	154,800	1,548

鳥栖市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画の背景及び目的

平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)、平成28年(2016年)熊本地震及び平成30年北海道胆振東部地震などの地震災害や、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨といった近年頻発している風水害においては、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理が自治体の大きな課題となってきた。

環境省が示した「災害廃棄物対策指針(環境省 平成30年3月改定)」では、災害廃棄物対策を「平時の備え」「災害応急対応」「災害復旧・復興等」の3つのステージに分け、それぞれの場面で取り組むべき事項について整理し、これに基づいた災害廃棄物処理計画の策定を各自治体に求めている。「佐賀県災害廃棄物処理計画(平成29年3月)」においては、「県及び市町村は、災害廃棄物の処理について、あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。」とされており、平成30年1月4日より運営を開始した佐賀県東部環境施設組合(以下、「組合」という)を構成する鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の構成市町が地域で取り組むための実効性のある計画を策定する必要がある。

本計画は、これらのことを踏まえ、災害時における廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保し、早期の復旧・復興に資するものとして、鳥栖市(以下、「本市」という。)において災害廃棄物処理計画を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「災害廃棄物対策指針(環境省 平成30年3月改定)」に基づき、佐賀県が策定する「佐賀県災害廃棄物処理計画(平成29年3月)」との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付ける。また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である「鳥栖市地域防災計画(平成27年5月)」及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「鳥栖市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月)」を、災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。災害発生後には、本計画を基に災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

3. 組織体制と役割分担

災害発生時の本市の組織体制は、「鳥栖市地域防災計画」に基づき設置される災害対策本部を中心とした内部組織体制を基本とする。

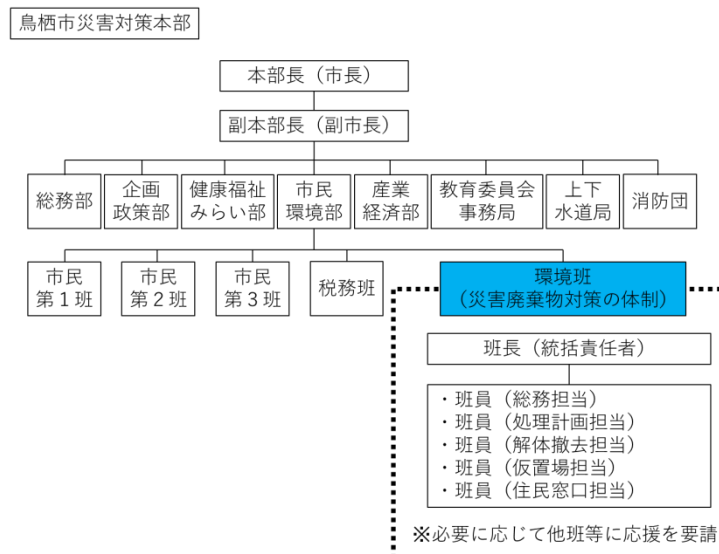


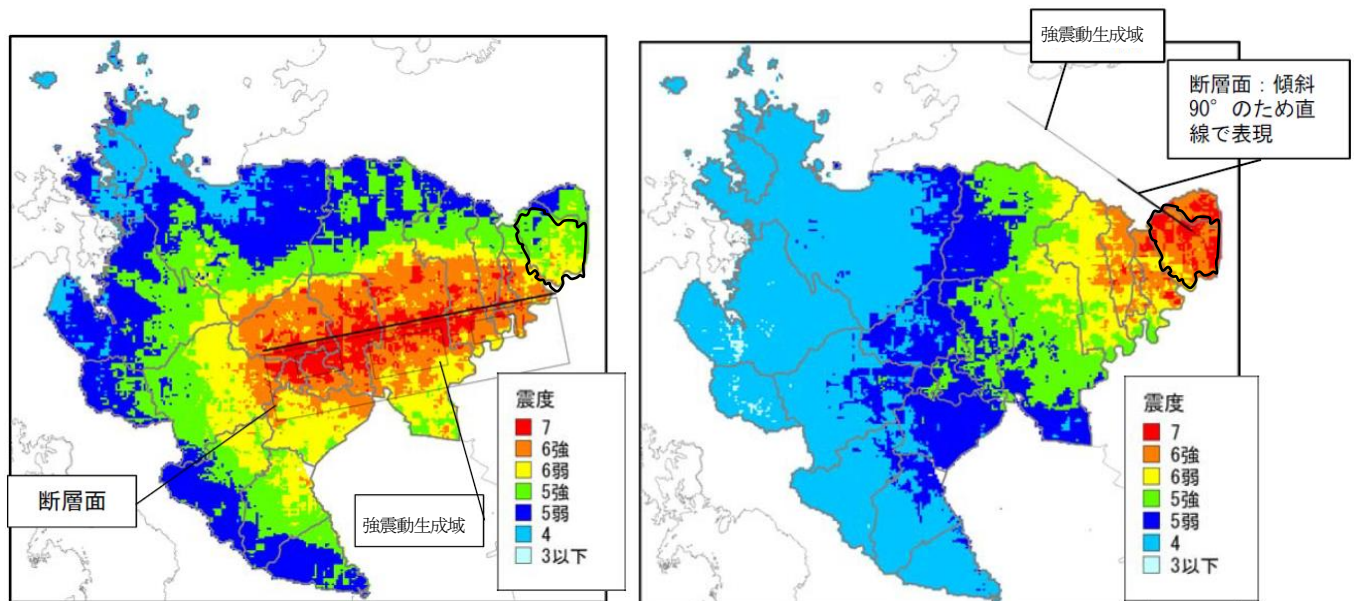
図1 災害廃棄物対策における内部組織体制

表1 発災後の初動期における業務概要

担当	業務内容
総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
	職員参集状況の確認と人員配置
	廃棄物対策関連情報の集約
	災害対策本部との連絡
	市民への広報
	相談・苦情の受付
	事業者への指導（産業廃棄物管理）
	県及び他市町等との連絡
	応援の要請（広域処理関係）
	補助金に関する事務
処理計画担当	避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集・処理
	仮設トイレの設置、維持管理、撤去
	し尿の収集・処理
	一般廃棄物処理施設の点検
	鳥栖市災害廃棄物処理実行計画の策定
解体撤去担当	道路上のがれき等の撤去、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）など
仮置場担当	仮置場の開設と管理、指導
住民窓口担当	被災者に対する災害廃棄物に係る啓発・広報

4. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び台風、豪雨等による風水害、その他自然災害とする。また、本計画では、「佐賀県地域防災計画（平成30年3月）」において本市で最大級の被害が発生すると予測される日向峠 - 小笠木峠断層帯による地震とともに、組合の構成市町である神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町において最大の被害が発生すると予測される佐賀平野北縁断層帯の地震も対象とし、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行うものとする。



出典：佐賀県地震被害等予測調査業務報告書概要版(佐賀県 平成26年度)

図2 佐賀平野北縁断層帯ケース4※及び日向峠 - 小笠木峠断層帯による地表震度分布図

※1 詳しくは資料編の用語集を参照

5. 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物^{※2}とする。なお、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とする。

6. 災害廃棄物発生量

本市の各災害により発生する災害廃棄物発生量及び避難所で発生する生活ごみ量、市内に必要なし尿収集量及び仮設トイレ必要基数は表2の様に推計される。

表2 災害廃棄物発生量

災害により発生する廃棄物	
佐賀平野北縁断層帯地震ケース4 34,720 t	日向峠 - 小笠木峠断層帯地震 991,900t
避難所の生活ごみ発生量（最大時）	
9 t/日（日向峠 - 小笠木峠断層帯地震、発災一週間後）	
し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数（最大時）	
し尿収集必要量 71 kl/日、488 基（日向峠 - 小笠木峠断層帯地震、発災一週間後）	

7. 災害廃棄物の処理可能量

本市の災害廃棄物処理可能量は、表3のとおり。

表3 本市の災害廃棄物処理可能量

焼却施設	要焼却量(t)	焼却可能量 ^{※3}	
		(t/年)	(t/3年)
鳥栖・三養基西部溶融資源化センター	178,542	6,127 (最大)	18,380 (最大)
(仮称) 佐賀県東部環境施設組合焼却施設 (平成36年4月稼働予定)	(日向峠 - 小笠木 峠断層帯地震)	6,296 (最大)	18,888 (最大)

8. 自区域内処理施設で処理できない廃棄物対策

自区域内処理施設で処理できない廃棄物を、迅速かつ安全に処理するための手段としては、

- ① 仮設処理施設の設置：自治体自らが仮設処理施設を設置して処理を行う
- ② 広域処理：県の調整により近隣自治体等の処理施設の余力を活用し処理を行う
- ③ 民間活用：民間処理業者へ処理を委託する

といった三つの選択肢が考えられ、このうちから複数の手段を組み合わせる用いる場合もある。また、廃棄物処理施設以外の施設でも災害廃棄物の受入れが可能な施設（例えば、セメント工場やバイオマス発電所）があるのでリスト化し、受入れ条件や運搬方法等を検討する。なお、県の調整のもと、広域的に処理を行う場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づいて災害廃棄物処理を県へ事務委託することができる。

9. 県内市町等との連携

佐賀県では、「佐賀県・市町災害時相互応援協定」を締結しているため、災害発生時の情報収集を基に、県内で被災しなかった市町での災害廃棄物処理が可能であるか調整を行い、国（環境省）に対し、状況報告すると同時に、必要に応じて他県へ支援の依頼を行うこととなっている。

10. 災害廃棄物処理

(1) 処理スケジュール

本計画における災害廃棄物の処理目標期間は、早期の復旧・復興を果たすために、3年間で終わることを基本目標としながら、柔軟に対応する方針とする。

※2 詳しくは本編表1-4および表1-5を参照

※3 組合で使用しているため、焼却可能量は変動する可能性がある。

災害発生後は、全般的な被害状況を把握すると同時に、災害廃棄物の発生量の予測、廃棄物処理施設の被害状況等を考慮した地域内での処理可能量などの見直しを行い、処理スケジュールを適宜見直すものとする。

（２）収集運搬

被災程度や災害廃棄物の発生状況（場所、量、性質、仮置き場への排出状況）等に応じて、回収の優先度を考慮のうえ、収集運搬を行う。

（３）災害廃棄物処理実行計画

発災後は、災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、実行計画を策定する。実行計画には、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。また、処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

（４）リサイクルの促進

発生した災害廃棄物は、資源を有効利用するリサイクルの観点から、出来る限り再資源化に努める。再資源化にあたっては、受入先の要求品質を満たせるよう廃棄物の破碎や、ふるい選別も検討・実施する。

11. 仮置場の設置、運営

（１）仮置場の設置

平時から所有者、関係法令その他留意事項について検討し、仮置場候補地を選定しておく。発災後は以下の事項を踏まえ、関係課と協議の上、速やかに仮置場開設場所を決定する。

- ①被災状況（災害の規模・種類、被災場所、災害廃棄物発生量等）
- ②優先すべき事項（人命救助、自衛隊の野営所、避難所、応急仮設住宅等）

なお、想定地震災害による最大被害時（日向峠―小笠木峠断層帯の地震）に必要な仮置場面積は、33.9haと推計される。

（２）排出ルールと住民広報

仮置場を開設する際には、自治会と連携しながら市民に対し、以下のような点をしっかりと伝えることが重要となる。また、ボランティアについても、市が役割を決め、同様に以下の点を伝える。

- ・仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- ・分別方法（平時の分別方法を基本とした方が伝わりやすい）
- ・仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害ごみ、引火性のもの等）
- ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、り災証明書等）

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。

（３）仮置場の運営管理

仮置場開設後は以下の事項に留意し、仮置場を管理運営する。

- ①入場者管理（不法投棄、便乗ゴミの防止）
- ②災害廃棄物の分別・搬出管理
- ③仮置場及び災害廃棄物による環境影響対策

遺体調書

遺体番号							
遺体収容者		部氏名					
遺体の種別		1 行方不明 2 身元不明 3 その他（ ）					
遺体発見日時		年 月 日（曜日） 時 分					
遺体発見場所							
遺体の身元	本籍						
	現住所						
	氏名		性別	男・女	年齢	歳	
	識別内容（身長・体重・服装・所持品・その他特徴）						
遺体引取者	現住所	(電話)					
	氏名	(死亡者との続柄)					
	遺体等の 引取年月日	(引渡し日を記入) 年 月 日	備考				
検視日時	年 月 日 時 分	検視者名					
検案日時	年 月 日 時 分	検案医師名					
火葬許可証 交付日	年 月 日 (許可番号)	火葬日時 火葬場所	年 月 日 時 分 市・町・村 斎場				
所持品等の処理							
遺体発見現場図		関係写真					
備考							

遺体遺留品処理票

遺 体 番 号			遺 留 品 番 号		
死 亡 者	氏 名		遺 留 品		引取・処分
	住 所				引取・処分
	死 亡 年 月 日				引取・処分
	死 亡 原 因				引取・処分
	遺体発見日時	年 月 日 () 時 分			引取・処分
	遺体発見場所				引取・処分
遺 体 引 取 人	氏 名		遺 留 品 引 取 人	氏 名	
	住 所			住 所	
	死 亡 者 と の 関 係			死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日		引 取 年 月 日	年 月 日
遺 体 収 容 場 所			遺 留 品 保 管 場 所		
備考					

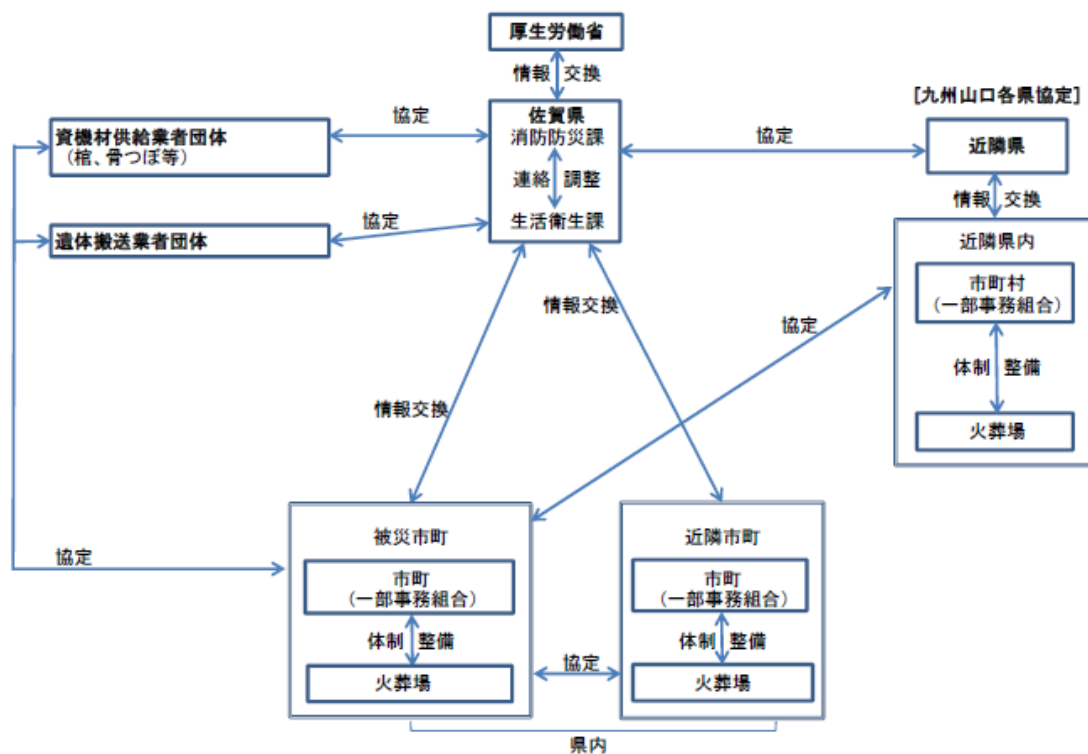
遺体処理個票（棺桶表示用）	
番 号	
氏 名	
住 所	
備 考	

遺留品個票（遺留品表示用）	
番 号	
氏 名	
住 所	
備 考	

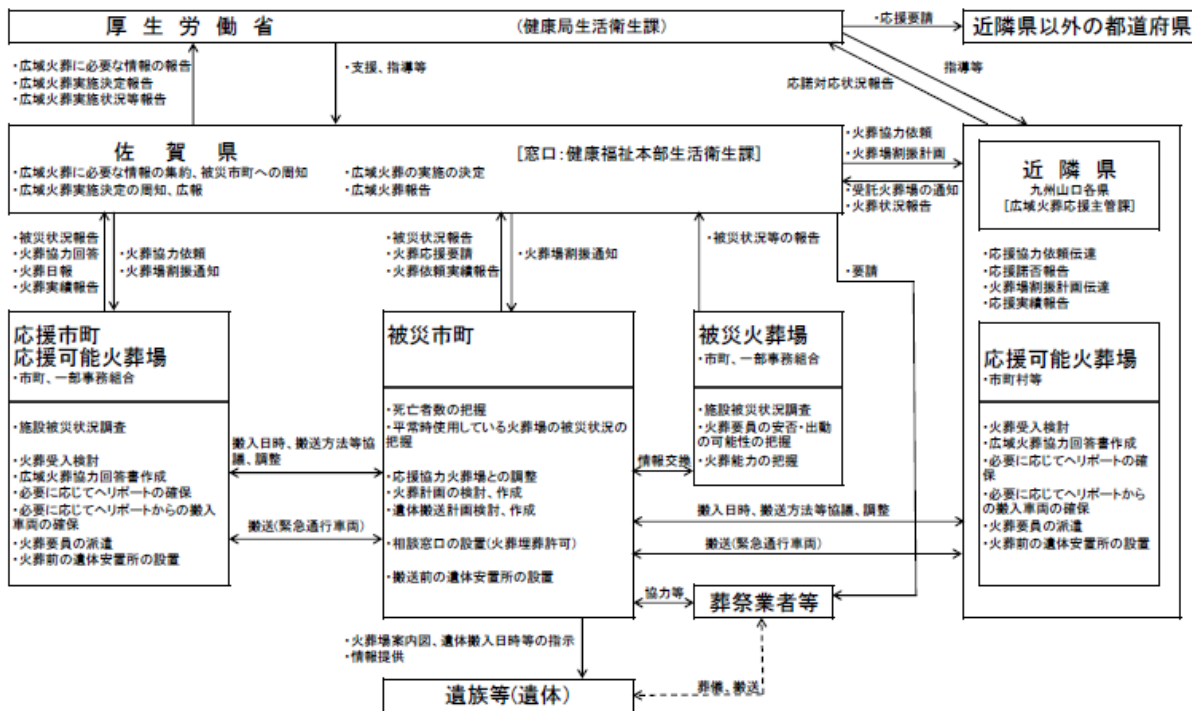
遺体搬送個票（斎場送付用）	
番 号	
氏 名	
搬送年月日	年 月 日
斎場 宛	
鳥栖市長	

佐賀県広域火葬計画（一部抜粋）

1 広域火葬計画イメージ図（平常時）



2 広域火葬に係る情報等伝達フロー



防災無線

《親局・副親局》

設置場所	番号
鳥栖市役所	1 0 1
鳥栖・三養基地区消防本部	9 0 2

《可搬型無線機》

設置場所	番号
鳥栖小学校	5 1 1
鳥栖北小学校	5 1 2
田代小学校	5 1 3
弥生が丘小学校	5 1 4
若葉小学校	5 1 5
基里小学校	5 1 6
麓小学校	5 1 7
旭小学校	5 0 1
鳥栖中学校	5 2 1
田代中学校	5 2 2
基里中学校	5 2 3
鳥栖西中学校	5 2 4
鳥栖市浄水場	5 0 2
鳥栖市斎場	5 0 3

《車載型無線機》

設置場所	番号
総務課（市備 9 号）	4 0 1
総務課（市備 1 5 号）	4 0 2
上下水道局（市備 2 0 3 号）	4 0 3
第 1 分団本部車	4 1 1
第 1 分団特設本部車	4 1 2
第 2 分団本部車	4 2 1
第 3 分団本部車	4 3 1
第 3 分団第 2 本部車	4 3 2
第 4 分団本部車	4 4 1
第 5 分団本部車	4 5 1

《屋外拡声子局》

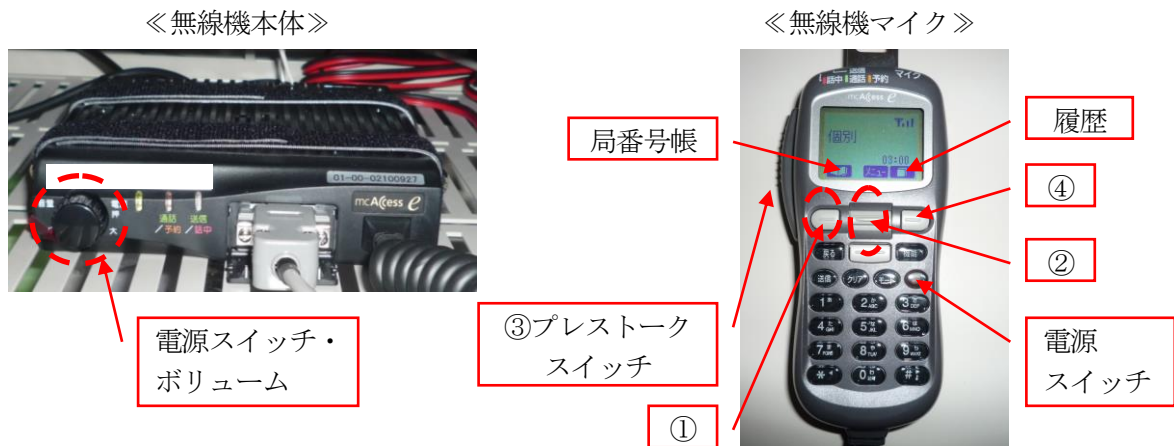
設置場所	番号
鳥栖市役所	2 0 1
第 1 分団本部	2 0 2
第 1 分団第 3 部	2 0 3
高田町、安楽寺町	2 0 4
第 2 分団本部	2 0 5
第 2 分団第 2 部	2 0 6
飯田町	2 0 7
第 2 分団第 3 部	2 0 8
酒井東町	2 0 9
第 2 分団第 1 部	2 1 0
第 3 分団本部	2 1 1
第 3 分団第 5 部	2 1 2
第 3 分団第 2 本部	2 1 3
神辺町	2 1 4
河内町	2 1 5
第 4 分団本部	2 1 6
牛原町	2 1 7
山浦町	2 1 8
山都町	2 1 9
平田町	2 2 0
立石町①	2 2 1
立石町②	2 2 2
第 5 分団本部	2 2 3
旭小学校	2 2 4
村田町	2 2 5
第 5 分団第 2 部	2 2 6
三島町不動島、田手島	2 2 7
第 5 分団第 1 部	2 2 8

《携帯型無線機》

設置場所	番号
鳥栖市役所	3 0 1
鳥栖市役所	3 0 2
鳥栖市役所	3 0 3
鳥栖市役所	3 0 4
鳥栖市役所	3 0 5
鳥栖市役所	3 0 6
鳥栖市役所	3 0 7
鳥栖消防署	3 1 1
鳥栖消防署	3 1 2
鳥栖消防署	3 1 3

防災無線操作方法

【車載型無線機】



1 電源を入れる。

- (1) 無線機本体又は無線機マイクの電源スイッチを押す。

2 通信する。

- (1) ①を押し、局番号帳を呼び出す。

※ 液晶画面の下には、左側より局番号帳・メニュー・履歴を表示

- (2) ② (▲、▼) を押して相手局を選択する。

※ ④を押して履歴を呼び出し、② (▲、▼) を押すと発信・着信履歴を表示

- (3) ③プレストークスイッチを一度押して相手局を呼び出す。

- (4) ピッピッと音が鳴ってから、③プレストークスイッチを押しながら通信する。

※ 「こちら●●● (発信局番号又は通信者名、施設名) です。●●● (相手局番号又は相手氏名、施設名) 応答願います。」というように通信を開始する。

※ 相手局から通信を受けるときは、プレストークスイッチは離す。

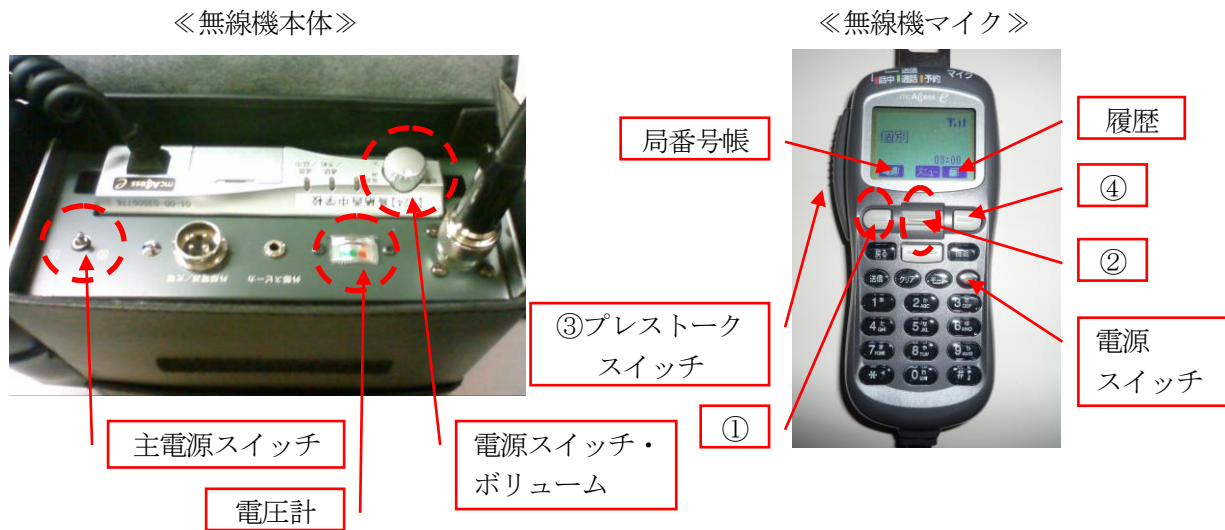
3 通信を受ける。(受け側(相手側)の操作)

- (1) ピコンと音が鳴ったら、発信した相手局が液晶画面に表示され、相手局からの通信が入る。

※ 相手局から通信を受けているときは、プレストークスイッチは離しておく。

- (2) 相手局の話が終わったらプレストークスイッチを押して、相手局と通信する。

【可搬型無線機】



1 電源を入れる。

(1) 主電源を「入」にする。

※ 無線機の電源が入らない場合は、無線機本体又は無線機マイクの「電源スイッチ」を押す。

2 通信する。

(1) ①を押し、「局番号帳」を呼び出す。

※ 液晶画面の下には、左側より「局番号帳」・「メニュー」・「履歴」を表示

(2) ②（▲、▼）を押して相手局を選択する。

※ ④を押して「履歴」を呼び出し、②（▲、▼）を押すと発信・着信履歴を表示

(3) ③プレストークスイッチを一度押して相手局を呼び出す。

(4) ピッピッと音が鳴ってから、③プレストークスイッチを押しながら通信する。

※ 「こちら●●●（発信局番号又は通信者名、施設名）です。●●●（相手局番号又は相手氏名、施設名）応答願います。」というように通信を開始する。

※ 相手局から通信を受けるときは、プレストークスイッチは離す。

3 通信を受ける。（受け側（相手側）の操作）

※ 車載型無線機と同様

【携帯型無線機】

《無線機本体》



1 電源を入れる。

- (1) 無線機本体の電源スイッチを押す。

2 通信する。

- (1) ①を押し、局番号帳を呼び出す。

※ 液晶画面の下には、左側より局番号帳・メニュー・履歴を表示

- (2) ②(▲、▼)を押して相手局を選択する。

※ ④を押して履歴を呼び出し、②(▲、▼)を押すと発信・着信履歴を表示

- (3) ③プレストークスイッチを一度押して相手局を呼び出す。

- (4) ピッピッと音が鳴ってから、③プレストークスイッチを押しながら通信する。

※ 「こちら●●●(発信局番号又は通信者名、施設名)です。●●●(相手局番号又は相手氏名、施設名)応答願います。」というように通信を開始する。

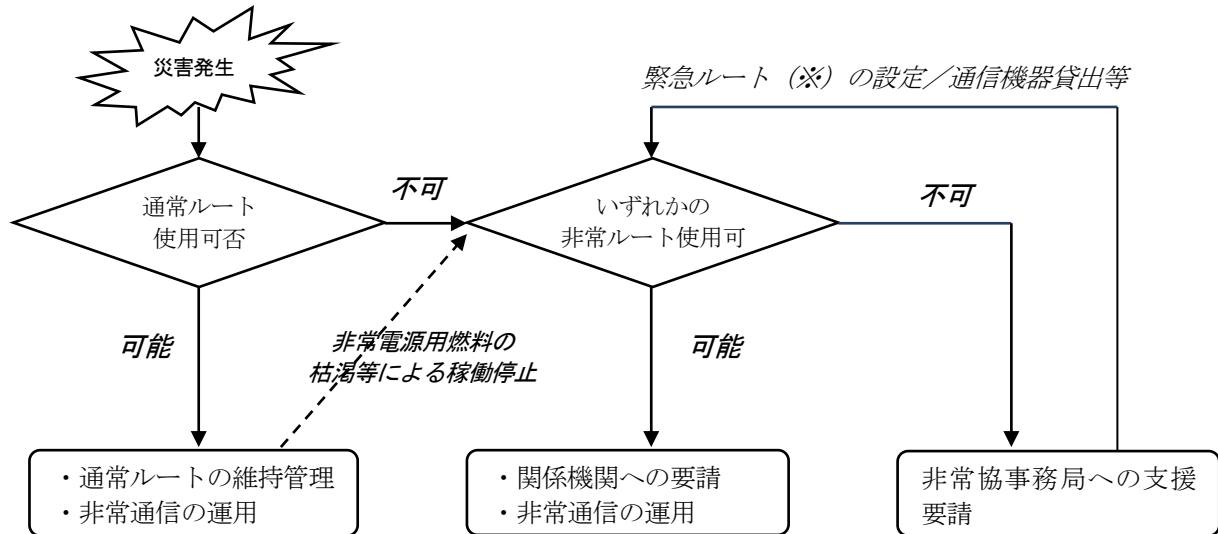
※ 相手局から通信を受けるときは、プレストークスイッチは離す。

3 通信を受ける。(受け側(相手側)の操作)

※ 車載型無線機と同様

非常通信対応マニュアル（一部抜粋）

○ 非常災害時の通信確保フローチャート（概要）



※ 緊急避難的に利用する通信手段（アマチュア無線を想定）

○ 通信機器の連絡先（通常ルート）

種 別	名 称	連絡先	所 在 地
県防災行政通信ネットワーク	佐賀県危機管理防災課 災害対策・国民保護担当	0952-25-7362	佐賀市城内一丁目1-59
市防災無線（MCA）	NECネットエスアイ㈱ 九州支店佐賀営業所	0952-28-7230	佐賀市駅南本町5-1
	NECネットエスアイ㈱ ネットワークトータルオペレーションセンター	0120-11-8951	

○ 通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応

優先順位	非常ルート			
通常 県防	音声・FAX			
1 MCA無線	音声			
2 消防	鳥栖市災害対策本部	鳥栖・三養基地区消防本部	佐賀県災害対策本部	
3 県庁	鳥栖総合庁舎	佐賀県災害対策本部		
4 警察	鳥栖警察署	佐賀県警察本部		
5 電力	九州電力送配電㈱ 鳥栖配電事業所	九州電力送配電㈱ 佐賀支社		

○ 非常通信ルート関係機関の連絡先

優先順位	非常ルート	関係機関	連絡先
通常	県防災行政通信ネットワーク		
1	県防災MCA無線		
2	消防	鳥栖・三養基地区消防本部	電 話 0942-85-0119 F A X 0942-84-2397 防災電話 86-531 市 無 線 902
3	県庁	鳥栖総合庁舎 (東部土木事務所)	電 話 0942-83-4176 F A X 0942-84-0969 防災電話 53-601 防災FAX 53-609
4	警察	鳥栖警察署 警備課	電 話 0942-83-2131 F A X 0952-75-9110
5	電力	九州電力送配電(株) 鳥栖配電事業所	電 話 0120-426-305 0800-777-9417

○ 災害対策用移動通信機器貸出の要請

確保したい通信	通信手段	通 信 機 器
佐賀県災害対策本部との通信 (九州総合通信局との通信)	衛星携帯電話 (屋外利用)	ワイドスターII (据置)
		イリジウム (ハンディ)
		アイサットフォン・プロ (ハンディ)
		B G A N <ビーガン> (据置)
(その他の機関)	MCA無線	E K - 6 1 7 0 (ハンディ)
		F M 8 0 7 F 0 2 (ポータブル)
鳥栖警察署、九州電力送配電(株) 鳥栖配電事業所との通信	簡易無線	I C - D 5 0 (ハンディ)
		T C P - D 2 0 1 (ハンディ)

(要請先)

九州総合通信局無線通信部陸上課	電 話 096-326-7857 F A X 096-326-4377
-----------------	--

○ 燃料確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼

種 別	業 者 名	連絡先	所 在 地
非常用発電機用燃料	佐賀県石油組合 鳥栖支部	0942-82-2486	鳥栖市立石町2203-4
電力 (停電時)	九州電力送配電(株) 鳥栖配電事業所	0120-426-305	鳥栖市秋葉町三丁目29-1
電話	西日本電信電話(株)佐賀支店	0952-25-8230	佐賀市駅前中央1-8-32

災害用伝言サービス

【災害用伝言サービスの種類】

- 災害用伝言ダイヤル（１７１）
- 災害用伝言板
- 災害用伝言板（web 171）
- 災害用音声サービス

【災害用伝言サービスの利用方法】

○ 災害用伝言ダイヤル（１７１）

被災地の方が、安否情報を音声で録音し、全国からその音声を再生することができる。

伝言の録音方法

- ① 「１７１」をダイヤル
- ② 音声ガイダンスに従って、録音の場合は「１」をダイヤル
- ③ 音声ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号をダイヤルして伝言を録音

伝言の再生方法

- ① 「１７１」をダイヤル
- ② 音声ガイダンスに従って、再生の場合は「２」をダイヤル
- ③ 音声ガイダンスに従って、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして伝言を再生

※ 詳細については、NTT（東西）を参照

NTT <http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html>

NTT東日本 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

○ 災害用伝言板

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

伝言の登録方法

- ① 携帯電話・PHSから災害用伝言板にアクセス
 - ※ 災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内を表示
- ② 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択
 - ※ 登録は、被災地域内の携帯電話・PHSからのアクセスのみが可能
- ③ 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で１００文字以内のコメントを入力
 - ※ 状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能
- ④ 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了

伝言の確認方法

- ① 災害用伝言板にアクセス
 - ※ 伝言の確認は、PC等からも可能
- NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

KDD I (a u) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
ソフトバンクモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/>
ワイモバイル <http://dengon.ymobile.jp/info/>

- ② 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択
- ③ 安否を確認したい方の携帯電話・PHS番号を入力して「検索」を押し、伝言一覧から確認したい伝言を選択

※ 詳細については、携帯電話・PHS各社を参照

NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
KDD I (a u) <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>
ソフトバンクモバイル <http://mb.softbank.jp/mb/information/dengon/index.html>
ワイモバイル <http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

○ 災害用伝言板 (web171)

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して伝言の登録や確認ができる。

操作方法

- ① <https://www.web171.jp/>へアクセス
- ② 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力
- ③ 伝言を登録・確認

※ 詳細については、NTT（東西）を参照

NTT <http://www.ntt.co.jp/saitai/web171.html>
NTT東日本 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>
NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

○ 災害用音声お届けサービス

スマートフォン等の専用アプリケーションから、音声メッセージを送信することができる。

※ 必要なアプリケーション

NTTドコモ ⇒ 「災害用キット」
KDD I (a u) ⇒ 「a u災害対策」
ソフトバンクモバイル ⇒ 「災害用伝言板」
ワイモバイル ⇒ 「災害用伝言板」

※ 詳細については、携帯電話各社を参照

NTTドコモ http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_voice/
KDD I (a u) http://www.au.kddi.com/notice/onsei_otodoke/index.html
ソフトバンクモバイル <http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/about/voice/>
ワイモバイル http://www.ymobile.jp/service/dengon_voice/

特設公衆電話設置箇所

施 設 名	モジュラー ジャック 設置箇所	所 在 地	備考
鳥栖小学校	体 育 館 内	鳥栖市元町 1 1 6 2	
鳥栖北小学校	体 育 館 内	鳥栖市本町 3 丁目 1 4 6 8－1	2 回線
田代小学校	事 務 室 付 近	鳥栖市田代上町 3 0 1－1	2 回線
弥生が丘小学校	体 育 館 内	鳥栖市弥生が丘 4 丁目 3 2 9	
若葉小学校	体 育 館 内	鳥栖市古賀町 4 8 0－2	
基里小学校	体 育 館 内	鳥栖市曾根崎町 1 5 2 1－1	
麓小学校	体 育 館 内	鳥栖市山浦町 2 2 5 3－1	
旭小学校	体 育 館 内	鳥栖市村田町 1 0 9－1	
鳥栖中学校	体 育 館 内	鳥栖市本町 2 丁目 1 0 4－1	2 回線
田代中学校	体 育 館 内	鳥栖市田代外町 6 5 1－1	2 回線
基里中学校	体 育 館 内	鳥栖市原町 6 7 2－1	2 回線
鳥栖西中学校	体 育 館 内	鳥栖市蔵上町 7 7－1	2 回線
鳥栖まちづくり推進センター	事 務 室 付 近	鳥栖市今泉町 2 1 7 2－2	
鳥栖まちづくり推進センター分館	事 務 室 内	鳥栖市真木町 2 1 1 2	
鳥栖北まちづくり推進センター	事 務 室 付 近	鳥栖市古野町 1 7 6－3	
田代まちづくり推進センター	事 務 室 付 近	鳥栖市田代大官町 1 9 5 8	
田代まちづくり推進センター分館	事 務 室 付 近	鳥栖市田代大官町 3 2 3－5	
弥生が丘まちづくり推進センター	事 務 室 付 近	鳥栖市弥生が丘 2 丁目 1 4 6－3	
若葉まちづくり推進センター	事 務 室 付 近	鳥栖市萱方町 1 1 6－2	
基里まちづくり推進センター	事 務 室 付 近	鳥栖市曾根崎町 1 3 6 2	
基里まちづくり推進センター分館	事 務 室 内	鳥栖市原町 8 3 1	
麓まちづくり推進センター	事 務 室 内	鳥栖市山浦町 1 7 8 8－1	
旭まちづくり推進センター	事 務 室 内	鳥栖市儀徳町 3 1 5 5－2	
中央老人福祉センター	2 階 ロ ビー	鳥栖市本町 3 丁目 1 4 9 4－1 0	
市民体育館	事 務 室 付 近	鳥栖市宿町 9 2 7	2 回線
鳥栖市民体育センター	事 務 室 付 近	鳥栖市曾根崎町 1 3 5 3－4	2 回線
計		2 6 箇所	3 4 回線

防災関係機関

1 国

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
総務省消防庁	〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527 ※時間外 03-5253-7777	03-5253-7537 ※時間外 03-5253-7553	

2 県

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
佐賀県危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7362 ※時間外 0952-24-3842	0952-25-7262	県無線 79-8-733 79-8-1353
佐賀県防災航空センター	〒840-2212 佐賀市川副町 大字犬井道 8884 番	0952-34-9001	0952-45-9070	
危機管理センター	〃			県無線 79-8-1050
佐賀県河川砂防課	〃	0952-25-7162	0952-25-7277	県無線 79-8-741 79-8-2686
東部土木事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-4176	0942-84-0969	県無線 79-8-53-601 79-8-53-511
鳥栖保健福祉事務所	〃	0942-83-2161	0942-84-1849	県無線 79-8-53-641 79-8-53-311
東部農林事務所	〒842-0007 神埼市神埼町鶴 3456-5	0952-55-9760	0952-53-0335	県無線 79-8-53-651 79-8-53-412

3 警察署

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
鳥栖警察署	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-5	0942-83-2131	0942-82-9110	

4 自衛隊

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
陸上自衛隊九州補給処	〒842-0032 神埼郡吉野ヶ里町立野 7	0952-52-2161	0952-52-2940	県無線 79-86-721
陸上自衛隊西部方面混成団	〒839-0863 久留米市国分町 100	0942-43-5391	0952-43-5391	県無線 79-86-731
陸上自衛隊九州補給処 鳥栖燃料支処	〒841-0051 鳥栖市村田町 1089-1	0942-82-4155	0942-82-4155	

5 指定地方行政機関

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
佐賀財務事務所	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7161		
九州農政局 佐賀地域センター	〒840-0803 佐賀市栄町 3-51	0952-23-3131	0952-22-0544	
佐賀森林管理署	〒840-0814 佐賀市成章町 2-11	0952-26-1111	0952-26-1113	
佐賀運輸支局	〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-8	0952-30-7271	0952-30-7287	
佐賀地方气象台	〒840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20	0952-32-7027	0952-32-7041	県無線 79-771
九州総合通信局 (無線通信部陸上課)	〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1	096-326-7857	096-326-4377	
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	〒841-0012 鳥栖市田代昌町 492	0942-83-2505	0942-83-2524	
筑後川河川事務所	〒830-8567 久留米市高野 1-2-1	0942-33-9131	0942-35-0186	

6 指定公共機関

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
西日本電信電話(株)佐賀支店	〒849-0916 佐賀市駅前中央 1-8-32	0952-25-8230	0952-29-9444	
日本赤十字社佐賀県支部	〒840-0843 佐賀市川原町 2-45	0952-25-3108	0952-25-4184	県無線 79-772
日本放送協会佐賀放送局 (NHK佐賀放送局)	〒840-0041 佐賀市城内 2-15- 8	0952-28-5000	0952-28-5002	県無線 79-773
西日本高速道路(株)九州支社 久留米管理事務所	〒839-0809 久留米市東合川 5-11-57	0942-43-4612	0942-43-9512	
九州旅客鉄道(株) 鳥栖駅	〒841-0034 鳥栖市京町 711	0942-82-2020	0942-85-2414	
日本通運(株)鳥栖支店	〒841-0048 鳥栖市藤木町 1592-2	0942-82-7797		
九州電力送配電(株) 鳥栖配電事業所	〒841-0036 鳥栖市秋葉町 3-29-1	0120-426-305 0800-777-9417	0952-82-8123	
鳥栖郵便局	〒841-8799 鳥栖市元町 1234-2	0942-82-2340	0942-83-6884	

7 指定地方公共機関

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
一般社団法人 佐賀県エルピーガス協会	〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-7-18	0952-22-5516	0952-22-5517	
公益社団法人 佐賀県トラック協会	〒849-0921 佐賀市高木瀬西 3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441	
一般社団法人 佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-2	0952-31-2341	0952-31-2342	
(株)エフエム佐賀	〒840-0023 佐賀市本庄袋 286-5	0952-25-7790	0952-29-7200	県無線 79-776

(株)サガテレビ	〒840-0041 佐賀市城内 1-6-10	0952-25-9071	0952-23-9122	県無線 79-775
長崎放送(株)佐賀放送局 (NBC佐賀放送局)	〒840-0027 佐賀市本庄町本庄 1249	0952-22-1460	0952-23-4045	県無線 79-774
一般社団法人 鳥栖三養基医師会	〒841-0062 鳥栖市幸津町 1923	0942-83-2282	0942-85-1177	
社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	〒841-0051 鳥栖市元町 1228-1	0942-85-3555	0942-85-3617	

8 関係団体等

機関名	住 所	電話番号	F A X	備 考
鳥栖商工会議所	〒841-0051 鳥栖市元町 1380-5	0942-83-2655	0942-83-8888	
鳥栖ガス(株)	〒841-0048 鳥栖市藤木町 2465	0942-82-4788	0942-85-2504	
(株)CRCCメディア (くーみんテレビ)	〒839-0861 久留米市百年公園 1-1	0942-37-6411	0942-37-6416	
ドリームスエフエム放送(株)	〒830-8520 久留米市中央町 35-20	0942-30-0765	0942-31-0780	
久留米市防災対策課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3	0942-30-9074	0942-30-9712	衛星 79-040-203-70
小郡市防災安全課	〒838-0198 小郡市小郡 225-1	0942-72-2111 (代表)	0942-73-4466	衛星 79-040-216-70
那珂川市安全安心課	〒811-1292 那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号	092-953-2211	092-953-3049	衛星 79-040-305-70
基山町総務企画課	〒841-0204 三養基郡基山町大字宮 浦 666	0942-92-7915	0942-92-2084	県無線 79-341-311
みやき町総務課	〒849-0113 三養基郡みやき町大字 東尾 737-5	0942-89-1651	0942-89-1650	県無線 79-346-2212
上峰町総務課	〒849-0123 三養基郡上峰町大字坊 所 383-1	0952-52-2181	0952-52-4935	県無線 79-345-222
鳥栖・三養基地区 消防事務組合 消防本部	〒841-0037 鳥栖市本町 3-1488-1	0942-85-0119	0942-83-8700	県無線 79-531-292
河内ダム	〒841-0087 鳥栖市河内町 1679	0942-83-4300	0942-85-1225	県無線 79-6311 県無線 (車載) 79-88-351

報道機関（市政記者クラブ）

機 関 名	電話番号	F A X
朝 日 新 聞 社	0 9 5 2－2 3－8 1 4 6	0 9 5 2－2 3－5 9 0 2
佐 賀 新 聞 社 鳥 栖 支 社	0 9 4 2－8 3－2 6 2 0	0 9 4 2－8 1－3 2 0 5
西 日 本 新 聞 社 鳥 栖 支 局	0 9 4 2－8 3－2 0 1 0	0 9 4 2－8 3－2 4 1 0
毎 日 新 聞 社	0 9 5 2－2 3－8 1 0 8	0 9 5 2－2 6－1 2 8 4
読 売 新 聞 社 鳥 栖 支 局	0 9 4 2－8 3－3 8 4 2	0 9 4 2－8 3－3 9 4 3
サ ガ テ レ ビ 鳥 栖 支 局	0 9 4 2－8 9－6 6 2 2	0 9 4 2－8 9－6 6 2 2
NHK佐賀放送局鳥栖報道室	0 8 0－1 7 7 0－0 6 5 5	0 5 0－3 6 0 6－2 9 2 7
共 同 通 信 社	0 9 5 2－2 3－7 1 3 8	0 9 5 2－2 2－9 2 7 9

鳥栖市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鳥栖市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鳥栖市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、鳥栖市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 佐賀県知事部局の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 佐賀県の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防長
 - (5) 市の職員のうちから市長が指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 鳥栖市内にある公共機関及び公共的団体の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命及び委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第26号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 鳥栖市水防協議会条例(昭和58年条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成24年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、鳥栖市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長の指名する災害対策副本部長がこれに当たる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）とする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が、2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円

- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還方法等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則 (昭和50年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

附 則 (昭和55年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第29号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部改正)

2 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例(昭和49年条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成23年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査したうえ支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市民が本市の区域外で死亡したときは、その遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災を証明する書類を提出させるものとする。

2 市長は、必要があるときは、死亡者の遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市長村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して貸付決定通知書（様式第3号）又は貸付不承認決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、連帯保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受ける者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 借受人は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を受けようとするときは、支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、支払猶予承認通知書（様式第8号）又は支払猶予不承認通知書（様式第9号）を交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を受けようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、違約金支払免除承認通知書（様式第11号）又は違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

3 市長は、前項の申請があつたときは、償還免除承認通知書（様式第14号）又は償還免除不承認通知書（様式第15号）を交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代つて届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則(昭和55年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害傷害見舞金の支給について適用する。

鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例

(目的)

第1条 この条例は、災害のり災者に対して見舞金等を支給しその援護を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 前条の災害とは、火災、水害その他の災害をいう。

(見舞金等)

第3条 本市に住所を有する者が、前条の災害を受けた場合は、り災者及び遺族に対し、次の各号に掲げる見舞金を支給する。ただし、鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第21号）第3条の規定により弔慰金の支給を受けたときは、第3号の見舞金は支給しない。

(1) 住家の全壊、全焼又は全流失 1世帯当たり 100,000円

(2) 住家の半壊、半焼又は半流失 1世帯当たり 50,000円

(3) 死亡者 1人当たり 100,000円

(4) 重傷者（1月以上の治療を要する見込みの者） 1人当たり 30,000円

2 市長は、避難所設置のための費用及び炊出しのための費用の支給を必要と認める場合は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の2の規定による費用を支給する。

第4条 前条第1項の被害の程度及び世帯又は遺族の認定は、市長が実情に即してこれを行うものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

2 鳥栖市災害罹災者救助に関する条例（昭和29年条例第63号）は、廃止する。

附 則（平成3年条例第29号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地すべり等危険地域内にある住宅の移転を促進するための措置を講じ、市民の生命、財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地すべり等危険地域

地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流のおそれがあり、かつ、これらの危険を避けるため住宅の移転を要すると認められる地域で、知事が指定した地域をいう。

(2) 危険住宅

地すべり等危険地域内にある住宅であつて、当該地域が地すべり等危険地域に指定された日前に建設されたものをいう。

(3) 危険住宅の移転

危険住宅の所有者が、当該危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ住宅を移転し、又は地すべり等危険地域以外の地域において当該危険住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入することをいう。

(4) 住宅移転資金

危険住宅の移転を行うために必要な資金（当該住宅の敷地を購入するために必要な資金を含む。）であることについて、市長の認定を受けて、規則で定める金融機関（以下「融資機関」という。）から借り入れる資金であつて、借入金額、償還期限、利率が規則で定める基準に該当するものをいう。

(5) 住宅除却等に要する経費

危険住宅の所有者が、当該危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する場合に必要とする経費であつて、住宅撤去費、家具その他の動産の移転費、撤去した住宅の跡地整備費、仮住宅費その他転居に伴い必要とする経費であることについて、市長の認定を受けたものをいう。

(助成)

第3条 市長は、次の各号に掲げる経費について、規則で定める限度額により、助成するものとする。

(1) 次条第1項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者が借り入れた住宅移転資金の利子に相当する経費

(2) 次条第1項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅を撤去して、地すべり等危険地域以外の地域へ転居する者が当該転居のために必要とする住宅除却等に要する経費

(3) 融資機関が、次条第1項の住宅移転補助事業実施計画に従い危険住宅の移転を行う者に対して住宅移転資金を貸付けたことによつて受けた損失の補償

(住宅移転補助事業実施計画)

第4条 市長は、前条の規定により助成を行うために必要な住宅移転補助事業実施計画は、規則で定めるところにより、地すべり等危険地域ごとに、危険住宅の移転に関し、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 対象戸数

(2) 移転方法の概要

(3) 移転費用の概要

(4) 移転計画

(5) 跡地計画

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、住宅移転補助事業実施計画の変更について準用する。

(損失補償契約事項等)

第5条 市と融資機関が締結する契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。
- (2) 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行為のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市長から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を市長に納付しなければならないこと。

2 第3条第3号の損失は、融資元金の償還期限の到来後3月を経過してもなお元金又は利子（融資機関が定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、契約を締結した融資機関が、次の各号の一に該当するときは、交付すべき助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 助成金の交付申請書その他関係書類に虚偽の記載があつたとき。
- (3) 前条第1項各号の契約事項に違反したとき。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要と認めるときは、当該融資機関から報告を徴し、又は職員をして融資機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(届出)

第8条 住宅移転資金の融資を受けた者が、当該資金の返済が終了するまでの間に、次の各号の一に該当する場合は速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 移転又は新築した家屋を売却し、又は贈与し、若しくは債務の担保に供しようとするとき。
- (2) 住居を市の区域外に移転しようとするとき。
- (3) 融資を受けた融資機関以外の金融機関から借り替えようとするとき。

(特例)

第9条 市長は、地すべり等危険地域以外の地域にある住宅の所有者が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため、当該住宅を撤去して、他の地域へ転居し、又は他の地域へ住宅を移転し、若しくは他の地域において撤去前の住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入する場合において、これらの措置が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため特に必要であると認めるときは、これらの措置に関し、第3条及び第5条から前条までの規定の例により、地すべり等危険地域に準じて取り扱うことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 地すべり等危険地域における家屋移転の助成に関する条例（昭和38年条例第35号）は、廃止する。

鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で、「地すべり等危険地域」、「危険住宅」、「危険住宅の移転」、「住宅移転資金」、「融資機関」及び「住宅除却等に要する経費」とは、それぞれ条例第2条に規定するものをいう。

(融資機関)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県農業協同組合
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構
- (3) 株式会社佐賀銀行
- (4) 株式会社佐賀共栄銀行
- (5) 佐賀県信用農業協同組合連合会
- (6) 九州労働金庫

(住宅移転資金の基準)

第4条 条例第2条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 借入金額 30,000,000円以内
- (2) 償還期限 35年以内
- (3) 利率 年8.5パーセント以内

(助成対象経費)

第5条 条例第3条の規定による助成の対象経費及び対象経費の限度額は、別表のとおりとする。

(住宅移転補助事業実施計画)

第6条 条例第4条第1項の規定による住宅移転補助事業実施計画は、次により策定するものとする。

- (1) おおむね3年以内を目標に当該地すべり等危険地域内の危険住宅の移転を実施するよう策定する。
 - (2) 急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止工事等の防災事業との調整を図り策定する。
- 2 市長は、住宅移転補助事業実施計画を策定したときは、当該計画を住宅移転補助事業の対象となる危険住宅の所有者に周知徹底させるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 条例第3条の規定による助成金の交付を受けようとする者は、同条第1号及び第2号の規定による助成金にあっては地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金交付申請書（様式第1号）を、同条第3号の規定による助成金にあっては地すべり等危険地域における住宅移転事業損失補償費助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費の内訳
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設等に要する経費の内訳
- (3) 危険住宅の位置図
- (4) 住宅移転に伴う工事契約書又はこれに代わるものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の地すべり等危険地域における住宅移転事業損失補償費助成金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅の移転者と融資機関との住宅移転資金融資契約書の写し

- (2) 損失補償明細
- (3) その他市長が必要と認める書類
(助成金交付申請書の提出期限)

第8条 前条第1項の助成金交付申請書の提出期限は、条例第3条第1号及び第2号の規定による助成金にあっては毎年度5月31日までとし、同条第3号の規定による助成金にあっては融資機関の損失が明らかになった日から30日以内とする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、条例第3条第1号及び第2号に規定する助成金について、第7条第1項の助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、条例第3条第3号に規定する助成金について、第7条第1項の助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、確定して、地すべり等危険地域における住宅移転事業損失補償費助成金確定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付決定に際し、条件を付することがある。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(助成金の交付決定の通知を受けた者の義務)

第11条 助成金の交付決定の通知を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 住宅移転事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、地すべり等危険地域における住宅移転事業内容変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 住宅移転事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び住宅移転事業の遂行状況を記載した書類を提出して指示を受けること。

(実績報告)

第12条 住宅移転者は、助成金の交付決定を受けた住宅移転事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して1月を経過した日又は当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地すべり等危険地域における住宅移転事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 住宅移転者は、助成金の交付決定を受けた住宅移転事業が翌年度にわたるときは、当該年度の翌年度の4月10日までに前項の実績報告書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の住宅移転事業実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 助成金使途明細書
- (2) 残存物件調書
- (3) 図面及び写真（危険住宅の移転前及び移転後のもの）

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の住宅移転事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、地すべり等危険地域における住宅移転事業助成金確定通知書（様式第7号）により住宅移転者に通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 0 年規則第 1 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 1 年規則第 1 0 号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 2 年規則第 1 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 3 年規則第 1 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 4 年規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 5 年規則第 1 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年規則第 2 0 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年規則第 2 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年規則第 4 0 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 3 年規則第 2 8 号）
この規則は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年規則第 2 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 7 年規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表

助成の区分	助成対象経費	助成対象経費の限度額
条例第 3 条第 1 号の規定による助成	条例第 3 条第 1 号に掲げる経費	危険住宅 1 戸につき、住宅移転資金の利子（年利率 8.5 パーセントを限度とする。）に相当する額について 4,150,000 円（建物については 3,190,000 円、土地については 960,000 円）を限度とする。ただし、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1 戸当たり、7,227,000 円（建物については 4,570,000 円、土地については 2,060,000 円、敷地造成については 597,000 円）を限度とする。
条例第 3 条第 2 号の規定による助成	条例第 3 条第 2 号に掲げる経費	危険住宅 1 戸につき 802,000 円を限度とし、住宅除却等に要する経費のうち住宅撤去費、家具その他の動産の移転費、撤去した住宅の跡地整備費及び仮住宅費以外の転居に伴い必要とする経費は 10,000 円を限度とする。
条例第 3 条第 3 号の規定による助成	条例第 3 条第 3 号に掲げる経費	

急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、県又は市が行う急傾斜地崩壊防止工事（以下「工事」という。）に要する費用に充てるため、急傾斜地崩壊危険区域での工事施行により利益を受ける者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により分担金を徴収することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により県知事が指定する区域をいい、「工事」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、次のとおりとする。

- (1) 県が工事を行う場合 工事に要する市の負担額の2分の1
- (2) 市が工事を行う場合 工事に要する費用から、県から交付される補助金等の額を控除した額の2分の1

(被徴収者の範囲)

第4条 分担金の徴収を受ける者の範囲は、工事の施行により著しく利益を受ける土地又は家屋の所有者、管理者又は占有者とする。

(分担金の徴収)

第5条 分担金の徴収は、納入通知書により徴収する。

2 前項に定めるもののほか、分担金の徴収については、鳥栖市税条例（昭和29年条例第34号）の例による。

(分担金の納期)

第6条 分担金の納期は、その額の確定後市長が定める。

(分担金の減免)

第7条 災害その他の理由により、市長が必要と認めるときは、分担金を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年度工事分より適用する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。